

ボン気候変動会議:

2013年6月3日-14日

ボン気候変動会議がドイツ・ボン、Maritim Hotelにて本日開幕、6月14日まで2週間の日程で開催される。ここでは、実施に関する補助機関 (SBI 38) 及び 科学上及び技術上の助言に関する補助機関 (SBSTA 38) 第38回会合ならびに強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会第2回会合第2セッション(ADP 2-2)が行われる。

SBIでは、 国別報告書; 途上国による国別適切緩和行動(NAMA); 京都議定書の柔軟性メカニズムに関する諸問題; 後発開発途上国(LDC); 国別適応計画; 損失・被害; 資金; 技術; キャパシティビルディング; 対応措置; 及び政府間会合のためのアレンジ等を含む議題項目が取り上げられる予定である。

SBSTAでは、特にナイロビ作業計画; 開発途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減並びに森林保全、炭素貯留量の増加(REDD+); 技術; 研究及び系統的観測; 対応措置; 農業; 条約及び京都議定書の下での方法論の問題; 市場及び市場以外のメカニズム; 及び2013-2015年の見直し等について検討される予定だ。補助機関(SB)ではイン・セッション・ワークショップやイベントも多数開催されることとなっている。ADPの会合はラウンドテーブルやワークショップを中心に開催されるが、ADPの作業を進めるための手順についてもさらに検討が行われる。

UNFCCCと京都議定書のこれまでの経緯

気候変動に対する国際政治の対応は、1992年、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の採択に始まる。気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため温室効果ガスの大気濃度安定化を目指し、その枠組みを規定した条約であり、1994年3月21日に発効、現在は195の締約国を有する。

1997年12月、日本の京都で開催された第3回締約国会議 (COP 3) に参加した各国政府の代表らは、先進工業国および市場経済移行国に排出削減目標の達成を義務付けるUNFCCCの議定書に合意。UNFCCCの下で、附属書 I 国と呼ばれる国々が、2008-2012年 (第一約束期間) の間に6種の温室効果ガス(GHG)の排出量を1990

年と比較して全体で平均5%削減し、各国ごとに異なる個別目標を担うことで合意した。京都議定書は、2005年2月16日に発効し、現在、192の締約国を有する。

2005-2009年の長期交渉：

2005年末、カナダ・モントリオールで開催された京都議定書の第1回締約国会合（CMP1）では、議定書3.9条に則り、京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会（AWG-KP）の設立を決定し、第一約束期間が終了する少なくとも7年前までに附属書I国の更なる約束を検討することを、その役割と定めた。また、COP 11では、「条約ダイアログ」と呼ばれる4回のワークショップを通じて、条約の下での長期的協力を検討するプロセスも創設された。

2007年12月、インドネシア・バリで開催されたCOP 13及び CMP 3では、長期的な問題に関するバリ・ロードマップについて合意に至った。COP 13は、バリ行動計画を採択するとともに、条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会（AWG-LCA）を設立し、緩和、適応、資金、技術、長期協力行動の共有ビジョンを中心に討議することを役割づけた。また、AWG-KPの下では、附属書I国の更なる約束に関する交渉が続けられた。2つの交渉トラックが結論を出す期限については、2009年12月のコペンハーゲン会議とし、その準備作業として両AWGは2008-2009年に数回の交渉会議を開催した。

コペンハーゲン：デンマーク・コペンハーゲンでの国連気候変動会議は2009年12月に開催された。非常に大きな注目を浴びる会議となったが、透明性やプロセスをめぐる論争が目立った。ハイレベル・セグメントでは、主要な経済国や様々な地域の代表、その他の交渉グループの代表で構成されるグループによる非公式交渉が行われた。12月18日深夜、会議の成果として政治合意である「コペンハーゲン・アコード」が成され、その後、採択のためにCOPプレナリーに提出された。それから13時間にわたる議論の末、参加者は、コペンハーゲン合意に「留意する」ことで合意した。2010年には140カ国以上がこの合意への支持を表明し、80カ国以上が国家緩和目標または行動に関する情報を提出した。また、締約国はAWG-LCAおよびAWG-KPの役割をそれぞれ COP 16及びCMP 6まで延長することでも合意した。

カンクン：メキシコ・カンクンでの国連気候変動会議は2010年12月に開催され、締約国はカンクン合意を成立させた。条約の交渉トラックでは、決定書 1/CP.16において、世界の平均気温の上昇を2℃以内に抑えるには世界の排出量の大幅な削減が必要であると認識された。締約国は、世界の長期目標を定期的にレビューし、2015年までのレビュー期間中に目標の強化を更に検討するということが合意し、その際に1.5℃を目標とする案についても検討することで合意した。また締約国は、先進国と途上国がそれぞれ通知した排出削減目標や国別適切緩和行動(NAMA)に留意した。決定書1/CP.16には、測定・報告・検証(MRV)やREDD+等、緩和の他の側面についても記載された。

さらに、カンクン合意は、いくつかの新たな制度やプロセスを創設した。その中に、カンクン適応枠組み、適応委員会、技術メカニズムが含まれ、技術メカニズムの下には技術執行委員会と気候技術センター・ネットワークが設立された。また、緑の気候基金(GCF)が新設され、24人のメンバーによる理事会が統治する条約の資金メカニズムの運用機関として指定された。締約国は、この基金の設計を課題とする移行委員会や、資金メカニズムに関してCOP を支援する常設委員会の設置についても合意した。さらに、締約国は、先進国が2010-2012年に早期開始資金300億米ドルを供給し、2020年までに年間1千億米ドルを合同で動員するとの先進国の約束についても認識した。

議定書の交渉トラックでは、CMPは、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第4次評価報告書に明記されたレンジに合わせて合計排出削減量を達成するべく附属書 I 国が野心度を引き上げるよう促し、土地利用・土地利用変化及び林業 (LULUCF) に関する決定書 2/CMP.6を採択した。また、両AWGのマンデートはもう一年延長されることとなった。

ダーバン：南アフリカ・ダーバンでの国連気候変動会議は、2011年11月28日から12月11日に開催された。ダーバンの成果は、広範なトピックを網羅し、特に京都議定書の下での第二約束期間の設置や、条約の下での長期的協力行動に関する決定、GCFの運用開始に関する合意が含まれた。締約国は、「条約の下で全ての締約国に適用可能な、議定書、法的文書、もしくは法的効力を有する合意成果の形成」を目的とする新組織、ADPを発足させることでも合意した。ADPでの交渉は2015年末までに完了させることとし、2020年には新合意を発効させることを目指す。さらに、ADPは2°C目標に絡んで2020年までの野心ギャップを埋めるための行動を模索する役割も付与されている。

ボン：2012年5月14日-25日にドイツ・ボンで開催された気候変動会議では、第36回SBI・SBSTA会合やAWG-LCA 15、AWG-KP 17、ADP第1回会合も同時開催された。AWG-KPでは、京都議定書の第二約束期間を採択するための最終的な決定事項や、AWG-KPがCMP 8で作業を完了させるための諸問題に焦点が当てられた。京都議定書の第二約束期間の長さや余剰ユニット繰越問題をはじめとする多数の懸案事項が残された。

AWG-LCAでは、COP 18でAWG-LCAの作業を完了させるために検討すべき問題について討議が続けられた。先進国は「著しい進展」を強調し、カンクン及びダーバンで様々な新制度が設置されたことを強調した。一方、途上国の多くは、バリ行動計画の目的遵守に必要とされる課題の議論を続けるべきだと指摘した。

ADPで議論の中心となったのは、議題と役員選出だった。約2週間の議論ののち、ADPプレナリーでは、ビューローの調整について合意し、議題書を採択。2つのワーク・ストリーム (作業部会) も開始されることとなった。そのうちの 하나가、決定書 1/CP.17 (2015年合意)の paragraph 2-6に関する事項、もう一つが paragraph 7-8 (2020年までの期間の野心レベルの引き上げ) 等の問題について対応するものであり、役員選出については合意が成された。

バンコク：2012年8月30日-9月5日、タイ・バンコクで非公式の交渉が行われた。ADPでは、ADPに対するビジョンや希望、また、期待する成果やそうした成果の達成策などについて議論するラウンドテーブルが開催された。また、野心の強化や実施手段の役割、国際協カイニシヤティブ強化の方策ならびにADPの作業の骨組みを成す諸要素などについても議論が行われた。

AWG-KPでは、ドーハでCMPに対して改正案を勧告し、AWG-KPの作業を成功裏に完了できるように、懸案事項の解決に焦点があてられた。2013年1月1日から議定書の第二約束期間が即時開始できるようにするためのものだった。

AWG-LCAでは、COP 17からの具体的な要請を実現するための現実的な解決策について、引き続き作業が行われた。とりわけ、ドーハでAWG-LCAの作業を解決するために必要とされる成果や、AWG-LCAの最終的な成果に諸要素をどのように反映させるのかという問題や、COP 18以降も追加的な作業が必要になるかどうかという点について集中的な討議が行われた。

ドーハ：2012年11月26日-12月8日、国連ドーハ気候変動会議が行われ、「ドーハ気候ゲートウェイ」と称される一連の決定書パッケージが作成された。その中で、第二約束期間を定めるための京都議定書改正やドーハでAWG-KPの作業を最終的に完了させるための合意が盛り込まれた。また、AWG-LCAの作業完了やバリ行動計画の下での交渉終了についても締約国の合意がなされた。世界目標の2013-15年のレビューや先進国及び途上国の緩和、京都議定書の柔軟性メカニズム、国別適応計画、MRV、市場及び市場以外のメカニズム、REDD+等、さらに議論が必要とされる数多くの問題については、SBI及びSBSTAに付託されることとなった。また、ドーハの成果の重要な要素としては、途上国の特に気候変動の悪影響に脆弱な国々における損失・被害に対応する国際的なメカニズム等、制度的なアレンジを設立するための合意が盛り込まれたことである。

ADP 2：2013年4月29日-5月3日、ボンでADP 2が開催された。ワークショップとラウンドテーブルを中心に構成された同会議では、ADPの2つのワークストリーム、すなわち、2015年合意（ワークストリーム 1）及び2020年までの野心（ワークストリーム 2）が取り上げられた。ADP 閉会をもって討議はいったん中断となり、6月のボン気候変動会議で再開されることとなった。

GISPRI仮訳

ボン気候変動会議:

2013年6月3日月曜日

ボン気候変動会議は月曜日に開会した。午前中と午後、実施に関する補助機関(SBI)および科学上及び技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)の開会プレナリーが開催された。

SBI

組織上の問題: SBI議長のThomasz Chruszczow(ポーランド)は、会合開会にあたり、SBIは「今こそ、ここで進展を遂げる必要がある」と強調し、締約国に対し2015年に目を向けるよう求めた。

UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、京都議定書のドーハ改定書を最初に批准する締約国となったアラブ首長国連邦を称賛し、他の諸国もこれにならうよう推奨し、この改定文書の発効には143カ国の承認証書が必要だと指摘した。

補足暫定議題書(FCCC/SBI/2013/1/Add.1)に関し、ロシアは、ベラルーシおよびウクライナと共に、「手順、規範、原則に関する国連のシステムをUNFCCCに適用する場合の欠陥」に対応するため、COPおよびCMPの意思決定に関する手順と法的問題という追加議題項目を導入するとの提案に焦点を当てた。

フィジーはG-77/中国の立場で発言し、暫定議題書(FCCC/SBI/2013/1)に基づく議事進行を提案した。EUは、手順規則の採択の重要性を認識し、SBIはこの規則を採択する立場にないと強調した。

議長のChruszczowは、SBIが補足的暫定議題書(FCCC/2013/1/Add.1)を採択することなく、これに基づく作業を開始し、SBI副議長に対し、ロシア、ウクライナ、ベラルーシの提案に関心を持つ締約国と非公式協議を行うよう求めることを提案した。同議長は、SBIはその後で議題書採択の議論に戻れると付け加えた。

事務局は、補足議題書に問題があれば、締約国は提案された補足項目を含めるかどうかについて協議する一方、暫定議題書を採択せずに、その下で議論を進めることができると助言した。

ロシア、ベラルーシ、ウクライナは、議題書の採択なしでの作業開始に反対した。議長のChruszczowは、意見の一致がないとして会議を中断し、代表団の長に対し、この項目で議長と協議するよう求めた。

午後、Chruszczow議長は、非公式協議で二つの提案が出てきたと報告し、手順問題の協議を政府間会合のアレンジに関する議題項目に含めるとの同議長の提案は多数の締約国の承認を得ていないと指摘した。同議長は、その後、補足暫定議題書の公式な採択は行わず、この問題の議論を参加性の高い協議に委ねる一方、この議題書に基づく作業を開始するとのG-77/中国の提案について、検討するよう締約国に求めた。ロシア、ベラルーシ、ウクライナは、これに反対した。議長のChruszczowは会合を中断し、締約国に議論の継続を求めた。

SBSTA

組織上の問題：SBSTA議長のRichard Muyungi(タンザニア)は、会議を開会した。その後、締約国は、議題書および作業構成書(FCCC/SBSTA/2013/1)を採択した。

開会ステートメント：フィジーはG-77/中国の立場で発言し、特に隔年更新報告書(BURs)のガイドラインは既存の国内システムや能力に則り構築されるべきであり、国内レベルでは第三者による検証の自主的な利用を認めるべきだと強調した。

EUは、全てのSBSTA議題項目、特に緩和と適応の両方を進展させる可能性がある部門として、農業部門での進展を求めた。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、ナイロビ作業計画(NWP)の進展の必要性、そして食糧安全保障を強化し、耐性を高めるための農業の議論に焦点を当てた。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、市場ベースの手法および非市場ベースの手法に関する作業計画での進展を求めた。

韓国は環境十全性グループ(EIG)の立場で発言し、多様な手法の枠組みに関する決定書、及びCOP 19でパイロットフェーズを設置するための新しい市場ベースメカニズムに関する決定書を求めた。

ネパールはLDCsの立場で発言し、特にNWPに関する「具体的な成果」、CTCNとTEC間の制度アレンジの最終決定、レビューでの科学の役割確保に焦点を当てるよう求めた。パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、次の作業の最終決定を求めた：測定・報告・検証(MRV)、各国の報告書作成、結果ベースの行動に対する支払い。同代表は、REDD+委員会の設立を支持した。

ボリビアは米州ボリバル同盟(ALBA)の立場で発言し、脆弱性は技術、資金、キャパシティビルディングの支援提供と結び付く「最重要課題」とであると述べた。

タイは同様の意思を持つ途上国の立場で発言し、附属書I諸国の野心に関するドーハの成果には「極めて失望した」と述べた。同代表は、NAMAsが途上国に新たな義務を負わせるものであってはならないと強調した。

チリは独立中南米カリビアン諸国連合(AILAC)の立場で発言し、市場手法および非市場手法での進展を求めた。

インドは、ブラジル、南アフリカ、インド、中国(BASIC)の立場で発言し、次を求めた：IPRsでの進展；適応にのみ注目する農業部門の議論；COPによるICAOとIMOへのガイダンス提供。

今こそ気候正義を（CLIMATE JUSTICE NOW）は、炭素取引は環境十全性という試験に合格していないとし、市場メカニズムは環境面でも社会面でも欠陥があると述べた。

気候行動ネットワークは、新しい市場メカニズムの議論に環境十全性を反映させるべきだとし、二重計算に警告を発した。

気候変動に関する国際先住民フォーラムは、次の点を求めた：森林及び土地に関する先住民の権利の尊重；全てのREDD+の段階における先住民の全面的かつ効果的な参加の確保。

締約国は、その後、SBSTA議題項目を議論するよう求められた。

制度アレンジを含めた途上国の森林部門での緩和行動支援に関する協調：本項目(FCCC/SB/2013/MISC.3 & Add.1)において、マラウィはLDCsの立場で発言し、新たな組織を設置すべきでないと述べた。米国は、ドーハでの決定書は締約国の意見提出とワークショップ開催を義務付けたに過ぎないと述べた。同代表は、REDD+の制度を検討するのは時期尚早だと付け加えた。カメルーンは中央アフリカ森林委員会(COMIFAC)の立場で発言し、条約の下でのREDD+の制度設立を支持した。ガイアナは、ドーハのマנדートは「ワークショップだけでなくプロセス」を立ち上げることだと述べた。Madeleine Diouf(セネガル)とKeith Anderson(スイス)がSBI/SBSTA合同コンタクトグループの議長を務める。

農業：ウルグアイは、農業部門は増加する人口の需要を満たす必要があることから、この部門からの排出量は減少しない可能性があるとし、締約国は認識すべきだと述べた。マラウィは、この問題について、REDD+関係も含めた総合的な議論をするよう締約国に求めた。ガンビアはLDCsの立場で発言し、ドーハで提案された文書案を用いた議論を提案し、ツバル及びタンザニアと共に、緩和ではなく適応に焦点を当てるよう求めた。Hans Åke Nilsagard(スウェーデン)とEsther Magambo(ケニア)がコンタクトグループの議長を務める。

条約での手法論問題：隔年報告書および国別報告書のレビューガイドライン改定の 作業計画：この議題項目(FCCC/SBSTA/2013/INF.2)について、ネパールはLDCsの立場で発言し、透明性と検証可能性に焦点を当てた。同代表は、途上国への支援を求め、そうすれば途上国のものが「専門レビュー者 (expert reviewers)」になれると述べた。Rittaa Pipati(フィンランド)とQiang Liu(中国)がコンタクトグループの議長を務める。

国際航空輸送および海上輸送の排出量：この項目(FCCC/SBSTA/2013/MISC.15)の下、国際海事機関(IMO)のAstrid Dispertは、新造船舶に対する新しいエネルギー効率化措置義務が最近発効したと報告した。

キューバは、アルジェリア、アルゼンチン、ブラジル、中国、エクアドル、エジプト、マレーシア、ニカラグア、フィリピン、サウジアラビア、ベネズエラ、タイ、パキスタン、ウルグアイ、シェラレオネ、パラグアイ、インド、ボリビアを代表して発言し、中国の支持を得て、国際民間航空機関(ICAO)及びIMOを指導すべき要素について説明し、これには次のものを含めると述べた：京都議定書2.2条（国際輸送における附属書I締約国の排出量削減）；共通するが差異ある責任(CDBR)の原則の尊重；先進国の義務と途上国の義務の法律上の区別の認識。同代表は、ICAOにおける市場ベースメカニズムの議論は全て自主的かつ相互合意に基づくべきだと強調した。中国は、市場ベースメカニズムはユニラテラルな措置を多国間プロセスに結び付けてはならないと付け加えた。

日本は、技術協力に関するIMOの決定書では、締約国がCDBRを「認識する (cognizant)」と記述していると指摘し、船舶の場合、法的行政権が複雑であるとして、船舶に対するCDBRの適用に反対した。韓国は、過剰な負担に警告し、ユニラテラルな措置は国際協力を損ねる可能性があるとして述べた。

シンガポールは、ICAOおよびIMOは適切な技術専門性を持っており、この部門での排出量を制限し、成長を持続する措置を策定する「最も適格な組織」であると述べた。オーストラリアは、ICAOとIMOは、組織独自の原則や規定を有すると述べた。議長のMuyungiがこの問題に関する協議を行う。

京都議定書の下での手法論問題：決定書2/CMP.7から4/CMP.7及び1/CMP.8への影響：この問題(FCCC/SBSTA/2013/INF.3, FCCC/SBSTA/2013/MISC.1, Add.1&2)に関し、セントルシアはAOSISの立場で発言し、第2約束期間に関する規則および手順を網羅する決定書が必要だと強調した。マラウイはLDCsの立場で発言し、マラケシュ合意を損ねることに警告する一方、この問題に関する決定書を支持した。

市場メカニズム及び非市場メカニズム：多様な手法の枠組み：この問題(FCCC/SBSTA/2013/MISC.11, Add.1 and MISC.16)に関し、セントルシアはAOSISの立場で発言し、断片的かつ分権的な手法に警告を発した。ツバルはLDCsの立場で発言し、京都議定書の柔軟性メカニズムから学ぶ必要があり、現在の取引システ

ムを阻害することは避ける必要があると強調した。コンタクトグループの議長は、Giza Gasper Martins(アンゴラ)とMartin Cames(ドイツ)が務める。

非市場ベース手法：この議題項目(FCCC/SBSTA/2013/MISC.12, Add.1 and MISC.13)の下、セントルシアはAOSISの立場で発言し、非市場手法は緩和コストが低く、非持続性のリスクがあり、データの信頼性が低い状況では有用であると指摘した。同代表は、密接に関係する小議題項目のそれぞれに対し、別なコンタクトグループ会合を開催することに懸念を表明した。コンタクトグループの議長は、Eduardo Sánchez(チリ)とNatalia Kuszko(ウクライナ)が務める。

新しい市場ベースメカニズム：この議題項目(FCCC/SBSTA/2013/MISC.9, Adds 1&10)の下、ツバルはLDCsの立場で発言し、提案されたメカニズムの全てに対する比較可能な適格性の役割を強調した。セントルシアはAOSISの立場で発言し、環境十全性を確保する必要性、緩和野心の引き上げをオフセットする以上の行動をとる必要性を強調した。コンタクトグループの共同議長は、Colin Beck(ソロモン諸島)とLaurence Mortier(スイス)が務める。

その他の議題項目：下記の議題項目が短時間議論され、更なる審議のため、コンタクトグループまたは非公式協議に回された：

ナイロビ作業計画；

REDD+に関する手法論ガイダンス；

対応措置実施の影響；

技術移転、技術開発、技術メカニズムの実施；

研究および体系的観測；

国内支援を得たNAMAsの国内MRVに関するガイドライン；

附属書I締約国の年間インベントリに関するUNFCCC報告ガイドラインの改定；

温室効果ガスのデータインターフェース；

土地利用・土地利用変化及び林業(LULUCF)；

枯渇森林；

2013年-2015年レビュー；

先進国経済全体の数量化された排出削減目標の明確化に関する作業計画；

緩和の科学、技術、社会経済の側面；

他の国際機関との協力

廊下にて

2つのSBプレナリーの話では、その雰囲気が大きく異なっていた。SBSTAは、一部のものが望んだよりは遅かったかもしれないが、スムーズに進行した、その一方、SBIプレナリーは、交渉トラックで一步を踏み出すか踏み出さないうちに中断した。全体的にみると、おそらくはSBIの手順問題での最新の論争を原因とする進展のなさに、焦燥感が感じられたが、これはあるいは退屈感でもあったろう。2名の参加者は、「集中した前向きな (focused and productive) 」SBI会合を希望していたことから、このような展開は「失望」であると評した。

ある楽観的な参加者は、「まだ初日に過ぎない」と指摘したが、他のものは「この分では2015年までに合意に達せない」恐れがあると表明した。レセプションに向かう参加者の一部は、SBIでの行き詰まり克服には、SBI議長の助言に従い、「過去の悪霊から解放される」のが最善だろうと発言した。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Allan, Beate Antonich, Asheline Appleton, Rishikesh Ram Bhandary, Elena Kosolapova, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donor of the Bulletin is the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2013 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - June 2013 can be contacted by e-mail at <asheline@iisd.org>.

ボン気候変動会議

2013年6月4日 火曜日

ダーバン・プラットフォーム特別作業部会 (ADP) の開会プレナリーと対応措置に関するイン・フォーラム・ワークショップが午前、開催された。午後には、キャパシティビルディングに関する第2回ダーバン・フォーラムとSBSTA研究ダイアログ及びワークストリーム 1: 行動の種類に関するADPラウンドテーブルが開催された。また、SBSTAの下で、各種コンタクトグループと非公式協議が午前と午後に行われた。

ADP

ADP 共同議長 Jayant Moreshver Mauskar (インド)がセッションを開会した。

開会ステートメント: G-77/中国は、第2約束期間に関するドーハ改正事項を出来るだけ早期に発効させる必要があると強調した。オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、国内行動と共同便益を促進し、約束のスペクトラムを定義する必要があると訴えた。

スイスは、EIGの立場から、CBDRと衡平性の原則に則った締約国間のダイナミックな差別化、及び実施手段と気候にやさしい投資の加速化の必要性を強調し、公式の作業モードに入る時期としてはワルシャワ会議が適切だと述べた。

EUは、変貌する経済情勢や開発の機会を反映した各国の緩和の約束; 2020年までの野心に関する具体的な進展; COP20前の交渉テキスト草案等を求めた。

スワジランドは、アフリカン・グループの立場から、持続可能な開発への衡平なアクセスを実現させる公平な多国間ルールに基づいたレジームと衡平性の参照枠組みを求めた。

ナウルは、AOSISの立場から、費用対効果が高く拡充可能な緩和行動を求め、実施のための障害を克服する必要があると強調した。また、2015年合意では、ルールに基づいた法的拘束力を有するレジームを強化し、損失・被害のメカニズムや遵守制度を盛り込むべきだと主張した。

ネパールは、LDCsの立場から、適応に関するワークショップを提案し、途上国の適応に対処するための新たな合意の付加価値を明記すべきだと強調した。

ニカラグアは、ALBAの立場から、実施手段なく法的拘束力を有する緩和の約束を重視することに警戒感を示した。

コスタリカは、SICAの立場から、緩和の野心レベル、適応、実施手段、透明性、行動のMRVと支援及び損失・被害に関して、具体的な成果を求めるとともに、公的資金には優先順位をつける必要があると述べた。

スーダン、途上国有志国の立場から、合意済みの要素を反映していないテーマに懸念を示し、それらの要素としては、資金と技術の供与不足の問題から目をそらすような投資とそれを実現できる環境、及び途上国にさらなる負担を課すような選択的なセクター別の活動があると指摘した。

インドは、BASICの立場から、ADPの作業はIPCCの情報や、2013-15年レビュー、補助機関の情報を受けべきであるとし、GCFや技術メカニズム、適応委員会の意味ある運用化を要請した。

チリは、AILACの立場から、締約国が国内事情や能力に基づき自国の貢献度を明確にできるようにする「ボトムアップ・アプローチ」と各国の取り組みを比較可能にするための「トップダウン・アプローチ」を統合することを提案した。

パプアニューギニアは、熱帯雨林諸国連合の立場から、REDD+が世界のGHG削減目標を達成するためのカギとなると主張した。

サウジアラビアは、アラブ・グループの立場から、2020年までの野心に関する議論への不満を示し、成果指向のアプローチを求めた。

ドイツは、サンクトペテルブルグで開催された最近の気候ダイアログでは、2015年合意に、CBDRに基づきながら気候変動の課題の流動的な性質ならびに各国の責任や能力、国情に配慮して様々な約束をどのような形で反映させられるのか参加閣僚が話し合いを行ったことを報告した。

FRIENDS OF THE EARTHは、米国の誓約とレビュー制度は受入れがたいとし、資金及び技術移転の拡充; 国際的な固定価格買取制度(FIT)の取り決め; 省エネ; 大気を汚染するエネルギーに関する補助金制度を求めた。

女性とジェンダーのNGOは、UNFCCCの枠組みの中で無差別主義の導入の検討、および2015年合意について、原子力やシェールガス、ジオエンジニアリング等、高いリスクを伴う技術のすべての除外を提案した。

若者代表のNGOは、2015年合意の前文の中に世代間の衡平性を盛り込むよう求めた。

ワークストリーム 1:行動の種類に関するADP ラウンドテーブル: ラウンドテーブルは、いくつかの締約国の提案の紹介から始められた。バングラデシュは、もう余裕は無いとし、合意は2015年までに成立させ、すべての締約国に適用できるものとし、ルールに基づき予測可能で、堅牢、大胆、明確で、実施可能かつ科学的にも健全な内容とし、長期的視点やCBDRと衡平性、損失・被害を考慮に入れるべきだと主張した。

特定の約束のタイプについての数値化と標準化を示唆しつつ、オーストラリアは、約束のスペクトラムの設計について、ハイブリッド型のアプローチの利点に焦点を当てつつ述べて、それによって締約国は国内でボトムアップ方式で決定した約束と堅牢な国際合意に基づくルールを主導できるようになると説明した。また、この方式の場合、追加交渉をすることなく各締約国がスケジュールを更新したり強化したり流動的に行えるようになると述べた。

ブラジルは、1997年ブラジル提案は、現在の排出量ではなく地球温暖化への寄与度をベースに各国の責任について区分するマトリックスを作成することだったと説明した。

エクアドルは、国際気候裁判所の設立; 地球とその生態系保護のための法としての「自然の権利に関する国連宣言」の促進; MRVを実現する資金支援の権能付与およびそのための2015年合意での登録簿の構築、等を提案した。

EUは、ワルシャワ会議におけるプロセスの履行の必要性を訴え、緩和の約束を策定するための段階的アプローチを提案。様々な方策や2020年以降の約束を事前に明確にすることを模索しつつ、締約国が自国の約束を作成・提出できるようにし、2°C目標に向かって順調に進展しているか提出した約束のレビューを実施し、2015年合意に約束を記載することを提案した。また、透明性のルールや国際的に合意済みのアカウンティングの枠組み、レビュー・プロセスや、約束を策定するために各締約国に通知するための指標について検討するよう提案した。

アラブ首長国連邦 (UAE) は、公平な約束の全体像を見られる指標など存在しないと述べ、各締約国がそれぞれの目安で自国の約束について説明する方が良いと提案した。また、新たな合意については、気候変動の影響に対処している国や自国の経済多角化に取り組んでいる国を支援するものでなければならないと述べた。

その後の議論で出された意見としては、実施手段、タイムフレーム、共通アカウンティング・ルールを新合意に盛り込む必要性; 信頼醸成および完全な約束のレビューの必要と時間的制約との調整の観点から現在提案されている行動について省察すること; 経済全体での排出削減目標への移行等のアイデアが挙げられた。

SBSTA

SBSTA研究ダイアログ: 全球気候情報における最近の進展: IPCCのJean-Pascal van Yperseleは、第5次評価報告書 (AR5)では、適応と緩和の統合、リスク管理アプローチ、不確実性への対応などの面で改善されると紹介した。地球圏生物圏国際共同研究計画(IGBP) と世界気候研究計画(WCRP)のSybil Seitzingerは、地域再編によって平均気温記録の急上昇が発生しているとし、短寿命の大気汚染物質に取組めば世界気温上昇を2°C以下に抑制することは可能だと述べ、持続可能性アプローチについて考慮する新たな包括的富裕指標について報告した。

中心的に議論されたテーマは以下の通り：炭素周期のフィードバック効果、短寿命大気汚染物質の気温以外の影響、緩和におけるブラックカーボンの役割、津波などの地震活動。

新たな科学的知見: Dmitry Zamolodchikov (ロシア) は、ロシアの事例を元に生態系管理について紹介し、人間と気候が起こした変化がGHG排出量に重大な影響を及ぼしていると述べた。

Mitsuru Osaki (日本) は、炭素排出の推計と熱帯泥炭地における変動について論じ、リアルタイムの監視制度や統合MRV制度、リアルタイムのCO₂排出量マッピングなどに向けたプロジェクトの成果について焦点をあてた。

Sybil Seitzinger (地球環境変化の人間の側面国際研究計画：IHDP、及び生物多様性科学国際共同プログラム：DIVERSITAS) は、さらに注目すべき分野として、都市化による炭素排出量；種の適応力を超えるスピードで発生している気候変動；複数の世界気候目標の特定などを挙げた。

Arturo Sanchez-Azofeifa (全アメリカ地球変動研究機関：IAI) は、熱帯乾燥林やサバンナ地域の炭素の流れについて話し、気候変動が熱帯乾燥林に住む人口約6千万人に影響を及ぼすとし、これまでほとんど軽視されてきたそれらの森林が気候変動のバロメーターになると述べた。

その後の議論の主なトピックは、炭素変動量の概要をまとめる必要性；REDD+に関する堅牢な方法論策定の可能性；政策決定および協同作業における知識の統合などである。

Andrew Matthews (アジア太平洋地球変動研究ネットワーク：APN) は、政策の優先課題や地域の若い研究者グループ支援を含めた地域別のキャパシティビルディング行動を特定するための支援活動について訴えた。

Sybil Seitzinger (IGBP、WCRP、地球変動の解析・研究・訓練システム：START) は、食料の安全保障、農業、気候変動、ならびに若いアフリカ人研究者向けの執筆活動の場等を含む数々のキャパシティビルディング計画における応用事例のため気候モデルの成果を小規模展開するための取り組みなどについて述べた。

Cynthia Rosenzweig (気候変動による脆弱性・影響・適応に関する研究プログラム：PROVIA) は、政策的な意思決定を支援するための研究上の優先課題の特定およびとりまとめを行う必要があると強調し、IPCC第6次評価報告書の作成準備に向けて研究面でのギャップ特定のためのトラッキング・システム開発計画について述べた。

SBI

キャパシティビルディングに関する第2回ダーバンフォーラム: Helen Plume (ニュージーランド) と Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ) が共同で進行役を務めた同フォーラムでは、プレゼンテーション発表と、緩和と適応のためのキャパシティビルディング及びジェンダーと気候との相関関係についての議論が行われた。

緩和のための能力醸成について、Ben Good（グローバル・ヴィレッジ・エネルギー・パートナーシップ）は、緩和と適応のソリューションを開発する中小企業を支援するビジネス・インキュベーターとして活動するケニア気候イノベーション・センターについて焦点をあてた。その他、資金保証や、スキームに含める事業選択、適格性基準、イニシアティブの規模などが議論となった。

Christina Colon（UNDP）は、低排出キャパシティビルディング計画について紹介し、NAMAs やLEDS 特定のための公的部門のキャパシティ強化、民間部門の理解促進などについて述べた。その後の議論では、同計画へのSIDSの取り込みや成果の鎖、利害関係者の関与、障害撤廃などについて話し合いが行われた。

Chizuru Aoki（GEF）は、プロジェクトの中に組み込まれたGEF支援の根本的な要素の一つとしてキャパシティビルディングがあるとし、国別報告書のアンブレラ・プログラムを一例に挙げた。

Alexia Kelly（米国）は、低排出開発戦略グローバル・パートナーシップについて、戦略開発を支援し、途上国やNGO、民間部門と支援国との協同のためのプラットフォームとなっていると述べた。議論のなかで、プロジェクトにキャパシティビルディングを組み込む規模や専門家を支援するための能力などについて話し合いが行われた。

ジェンダーと気候変動との相関関係に関する能力醸成について、Meena Khanal（ネパール）は、ジェンダー行動計画を取り上げ、ネパール国内の気候とジェンダーに関する啓蒙プログラムについて焦点をあてた。議論のなかで、人的資本移動や気候変動と適応の関係、関係者間のタイムリーな情報共有などについて話し合いが行われた。

適応能力の醸成については、Darrel Danylukと David Lapp（世界工学団体連盟：WFEO）は、工学と科学専攻者の間のプラスの相関関係や経済学と社会開発について焦点をあてた。

Batu Krishna Upretiと Lava K.C.（ネパール）は、気候変動の影響に関する理解を高め、適応行動を実施するため策定された国家的および地域の適応行動計画について紹介した。

Daouda Ndiaye（適応基金）は、適応プロジェクトへのキャパシティビルディング要素の統合と学んだ教訓について紹介した。

議論のなかで、プロジェクトへの融資、適応能力のギャップ、キャパシティビルディングを含む適応プロジェクトの監視と評価等に関する諸問題がとりあげられた。

SBSTA/SBI

経済多角化と変革に関する対応措置フォーラム: SBSTA 議長Richard MuyungiとSBI議長Thomasz Chruszczow がワークショップの進行役を務め、経済多角化と変革のための機会について意見交換や経験の共有が行われ、今後の勧告や貿易問題、補助金問題を中心に議論が行われた。

プレゼンテーション: 事務局は、気候変動対策に弱いセクターとして在来型燃料やエネルギー集約型の貨物、観光業などを挙げ、マクロ政策を適切に合わせた産業政策によって市場の失敗を是正し、支援をめざすことが可能となると指摘した。

G-77/中国は、途上国が直面している調整コストの高さや先進国で実施される政策が経済多角化に悪影響を及ぼすという障害について検討する必要があると強調した。

サウジアラビアは、緩和行動が途上国の多角化を妨げてはいけなくと強調し、経済多角化は有益なツールではあるが、それだけでは不十分であるとも述べた。

EUは、その経験から、経済多角化政策が気候変動対策としての共便益をもたらさうと述べた。貿易と持続可能な開発国際センター(ICTSD)は、再生可能エネルギー開発とエネルギー効率向上、適応支援のための機会について訴えた。

OPEC は、経済多角化には技術移転とキャパシティビルディングの支援が必要であると、最も悪影響を受けるOPEC加盟国には、支援メカニズムを設計する必要があると強調した。

対応措置に関する報告とCOP 19への今後の勧告内容については、G-77/中国が、各国の事情への配慮や高い調整コストへの対応が挙げられると指摘した。米国とEUは、多角化のための数々の根拠は気候変動と無関係のものと強調した。アルゼンチンは、ユニラテラルな措置が、対応措置における横断的問題になりうることを示唆し、中国の支持を受けたが、EUと米国の反対を受けた。

貿易問題については、ライフサイクル全体を考えた場合、輸送は必ずしも排出量の上昇を含意するものではないと、ある締約国が指摘した。気候変動に関する貿易問題を議論する場としてUNFCCCまたはWTOのどちらが適切かという議論については意見が分かれた。

補助金については、農業補助金の負の影響や、近代的なエネルギーサービスへのアクセスにターゲットを絞った補助金の必要性について、いくつかの途上国が言及した。一方、エネルギー需要が増大するなかで、エネルギーへのアクセス確保や再生可能エネルギー比率引き上げ、移行での負の影響の緩和などが課題であると多くの締約国が指摘した。

廊下にて

初日の不安定さに比べて2日目のMaritimはすべてに十分な落ち着きが見えた。ADPでは、「建設的な提案をしている国もあって、トップダウンとボトムアップのアプローチの中間地点を探そうとする努力がみられた」との声があがる一方で、「前進があったかは少々疑わしい」と議論には先月の交渉ポジションから殆ど新味が感じられなかったとの意見もあった。

SBSTAにおいても作業は続けられた。草案作成グループの会議室から夜遅く帰ることになったあるREDD+の交渉官の話では、多くのグループ会合で「参加者が腕まくりをして気合いを入れて仕事にかかっている」



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Conference - June 2013
<http://www.iisd.ca/climate/sb38/>



一般財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

光景が見られたようだ。一方、SBIでは引続き交渉が難航している。水曜の交渉について、2013-2015年レビューのワークショップ開催はタイムリーであり、400ppm というCO₂大気濃度が観測された今、レビューには格別厳粛な意味が与えられたと、ある参加者が話していた。

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Allan, Beate Antonich, Asheline Appleton, Rishikesh Ram Bhandary, Elena Kosolapova, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donor of the Bulletin is the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2013 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - June 2013 can be contacted by e-mail at <asheline@iisd.org>.

ボン気候変動会議:

2013年6月5日水曜日

午前中と午後、2020年までの野心引き上げのための実際的かつ結果に基づく手法構築に関するワークストリーム2のADPラウンドテーブルが開催された。午後、ワークストリーム1のADPラウンドテーブルが開催され、多様な強化行動について議論したほか、2013-2015年レビューの組織化された専門家ダイアログの下でのワークショップも開催された。対応措置に関するSBI/SBSTA合同の会合期間中ワークショップも午前中に開催され、多数のSBSTAコンタクトグループ及び非公式グループも、一日を通して会合した。

ADP

ワークストリーム2に関するADPラウンドテーブル：2020年までの野心引き上げのための実際的かつ結果に基づく手法構築：UNEP排出量ギャップ報告書2012年：UNEPのJoseph Alcamoは、少なくとも8 Gt CO₂ 換算のプレ2020年排出量ギャップを埋め、しかも共同便益を得る可能性に焦点を当てた。同代表は、次の点を指摘した：現在の排出量は2020年の目標レベルを10%上回っており、現在のプレッジは、2020年までに2°C目標範囲内にとどめるには十分でない。Alcamo氏は、より野心的なプレッジ、輸送や建築、森林など特定部門での排出削減ポテンシャルの実現で、ギャップを埋めることは可能であると述べた。

その後の議論の中で、中国は、附属書I諸国が25-40%の削減を達成するなら排出量のギャップは埋められるとした自国の分析に焦点を当てた。

EUは、排出量ギャップ削減にはどの規則を厳格化すれば良いかを特定する提案を求めた。ブラジルは、途上国のリーダーシップの例として、農業生産と非森林化の乖離を図る自国の努力に言及した。

累積排出量に関し、Alcamo氏は、大気への排出量の長期的な影響は、分析の計算に入れられていると報告し、排出削減を各国の優先策の一部と考える必要があると強調した。現在の規則の厳格化に関し、Alcamo氏は、第2約束期間への余剰排出量単位の繰越及びLULUCFの規則を挙げた。適応に関し、同代表は、次の両者の間のトレードオフを強調した：締約国は、今、排出量を削減し2°Cの世界に適応するか、それとも排

出削減を手控え、高い適応コストに直面するか。農業に関し、Alcamo氏は、肥料の使用に伴う排出量を削減し、収穫率を保持できる管理方法の重要性を強調した。

さらに締約国は次の点を議論した：都市化計画の役割；消費パターン転換による緩和ポテンシャル；公共交通改善の課題；適応に対する排出削減シナリオの影響；政治指導者および民間部門の参画。

一般の意見陳述：ナウルはAOSISの立場で発言し、特定の緩和解決策を展開する技術プロセスを提案した。同代表は、外部のイニシアティブは本来気候変動に対応するものではなくても、テコ入れ策として重要だと強調した。EUは、意見が集約している3つの分野を紹介した：新たなプレッジの奨励；既存のプレッジの野心引き上げ；高い緩和ポテンシャルがある分野での努力規模拡大。同代表は、ワルシャワでの新たなプレッジが「十分な政治認識」を得、全ての締約国が既存のプレッジに批判的な目を向ける用意をしてほしいとの希望を表明した。

インドネシアは、国家レベルの行動を推進する機会やコストを理解する必要性、そして行動を締約国間にごく公平に配分すべきかを理解する必要性を強調した。

ネパールはLDCsの立場で発言し、国際協力イニシアティブによって中長期の約束が置き換えられるわけではないと警告した。

インドは、HFCsをUNFCCCの下で議論すべきだとし、低い科学的閾値のものに与えられた特許が競争を阻害していると警告した。

南アフリカは、次の点についてさらに議論するよう求めた：化石燃料補助金の段階的解消；技術移転への支援；地方の発明奨励；女性および若者の参画。

ワークストリーム 1に関するADPラウンドテーブル：行動の多様性：締約国は協議の中で、透明性、信頼性、行動支援に焦点を当てた。

フィリピンは、先進国に対し、非持続的生産や消費パターンから持続可能な生産・消費パターンに転換し、エネルギー効率の良いインフラを実施する、「長期的な行動」をとるよう求めた。

チリは、二重計算を避けるため、事前に（2015年合意に対する）プレッジの緩和ポテンシャルを理解し、緩和プレッジが衡平で平等なベースに立つかどうかを評価する必要があると強調した。

マリは、国際的なレビューシステムと、推進と執行のための法性を伴う遵守メカニズムがある確固とした規則ベースの体制を求め、MRVに関し、資金に関する常任委員会と国際的なメカニズムとの協調を提案した。

比較可能性に関し、EUは、各国とも約束のタイプや範囲、対象となる部門、さらには数量化された約束、そして使用した指標の基となる想定条件に関し、情報を提供すべきだと述べた。

信頼性と透明性に関し、メキシコは、改善すべき分野を特定し、規則の効率的かつ透明性のある適用、そしてそれが目標達成に与える影響可能性との結び付きを明らかにする必要があると強調した。

南アフリカは、2015年合意は特に次のようにすべきだと強調した：2020年まで最低でも毎年1000億米ドルという資金目標を取り入れる、国際的に合意された基準に基づくものとする、個別の法的拘束力のある約束を含める。

ベネズエラは、持続可能な資源利用に移行する道を探るとの観点からの消費・生産パターンの検討を提案した。

オーストラリアは、ニュージーランドとノルウェー、米国、日本の支持を受け、事前と事後の両方での透明性及び信頼性が重要であると強調し、次の必要性を強調した：締約国の約束の影響予測及び数量化を明確にする；締約国の努力を追跡するため用いられた手法の理解；影響を追跡し、行動強化から学ぶ。

スイスは、次の点を述べた：全てのタイプの約束に対する共通算定枠組みが必要である；経済全体の排出削減約束の場合、詳細な事前の情報は必要ない可能性がある；透明性及び信頼性は支援の実現と受理の両方で重要である。

米国は、透明性が重要であると強調し、締約国が提供する事前情報に、年度やガス、対象となる排出割合、利用する手法を含めるよう提案した。同代表は、算定ガイダンスは次のものにすべきだと述べた：全ての締約国に適用する；柔軟である；野心を引き上げる；二重計算を避ける。同代表は、締約国が一定期間にわたり約束を改善する柔軟かつ永続的なシステム設計を望むと述べた。

SBSTA

2013年から2013年のレビューに関する組織化された専門家ダイアログの下でのワークショップ：条約の究極の目的に照らし合わせた長期世界目標の適切性：共同進行役の Zou Ji は、レビューによる ADP への情報提供に関する COP 18 の合意を指摘した。同共同進行役は、議論を導くべき疑問点を提起した、この中には 2°C 目標の適切性を評価するため、組織化された専門家ダイアログで行うべき技術作業が含まれる。

WMO の Jerry Lengoasa は、UNFCCC が提起する疑問に答えるには、研究者社会の能力に制約がある、これは気候系及び二酸化炭素の濃度上昇に対する雲や大気循環の反応についての物理学の理解能力に限界があるためだと強調した。

IPCC の Chris Field は、基準または目標を設定するには、排出量とそれに伴う富や平等、インフラ、制度への影響を考慮する「どのような世界を望むか」という概念への対応、そして科学の域を超えた価値観判断が関わると強調した。

ハドレー・センター (Hadley Centre) の Jason Lowe は、気候目標の考察に情報を提供できるとして、最近開発された気候モデルを提出した。

AOSIS は、組織化された専門家ダイアログで検討すべき重要問題を提案した、これには次のものが含まれる：異なる温暖化レベルの影響及びリスク；異なる二酸化炭素濃度レベルの影響及びリスク；物理系、生態系、人類のシステムで不可逆的な変化が起きるリスク。同代表は、地球温暖化を 1.5°C を大きく下回るレベルに制限する必要があると強調した。

EU は、「影響、排出経路、緩和オプション、コスト」と題する EU の論文に注目するよう求めた。同代表は、IPCC は気候変動に関し権威ある情報を提供すると述べ、次の点を支持した：締約国提出の疑問に答えるため、IPCC 専門家と共にワークショップを開催する；IPCC の基準と比較可能な基準を持つ他の情報源を考慮する。

スイスは、科学的なインプットを評価する必要があると指摘し、IPCC はそのような評価に最も適した組織であると強調した。

その後の議論の中で、参加者は、影響が感じられるところと最も近いレベルでの情報を用いると同時に、科学的不確実性のため価値判断が必要とされる決定を行う必要があるかどうか、議論した。一部のものは、経済的社会的観点からみた長期目標の評価に基づき考察し、気候の情報に加え気温上昇の結果についても考慮することを支持した。

LTGG 達成に向けた全体的進展状況、これには約束実施の考察も含める：UNFCCC 事務局の Halldór Thorgeirsson は、2013-15 年のレビュー概要を説明し、情報収集及び取りまとめ作業の最初の一步に焦点を当てた。同代表は、締約国提出のデータ、国別報告書、その他のプロセスなど関連決定書で規定された情報源は情報過剰となる可能性があると指摘した。

中国は、このレビューは ADP に有用なインプットを与えることを目的とすべきであり、条約の下での約束実施に関する情報に基づくべきだと強調した。同代表は、重要な疑問点として、附属書 I 締約国の排出動向、その緩和努力との関係、途上国の適応ニーズを満たす技術的資金的資源の現在及び将来の供与が挙げられると付け加えた。

フィリピンは、レビューにおいて条約の下での約束実施を評価し、緩和と適応の進展を検討し、さらに長期世界目標の範囲も検討すべきだと強調した。

ニュージーランドは、IPCC AR5 は気候科学に関し全体論的手法をとっているとし、同等の確実性や客観性を有しない情報を考慮することに警告した。

その後の議論において、ある参加者は、さらなる技術作業がどれだけ必要なのか、依然として明確になっていないと強調し、条約の下での作業の重複を避ける必要があると強調した。他のものは、実施手段提供の適切性を評価する必要性に注目したが、その他のものは、今後のワークショップではより多様な専門家の出席を求めるよう提案した。他の参加者は、適切性のレビューで NGOs が果たせる重要な役割に注目し、レビ

ューでは 1.5°C と 2°C のシナリオの分岐点について、その規模や特性を評価し、追加の結論書を作成するよう提案した。

コンタクトグループ：多様なアプローチに関する枠組み：多様なアプローチの枠組みに関するコンタクトグループ会合で、オーストラリアは、国レベルおよび国内小レベルでの排出削減では多様なイニシアティブが機会を与えると指摘し、これには適切な制度アレンジを伴う必要があると述べた。米国は、次の目的で締約国と協力する意思があると表明した：各アプローチの環境十全性を確保する基準及び手順の確立；正確かつ一貫性のある記録作成による二重計算の回避及び緩和成果追跡のための規定に関する議論。韓国は EIG の立場で発言し、キャパシティーや信用構築のための早期パイロットフェーズの可能性を探るよう提案した。

AOSIS の立場で発言したセントルシア、LDCs の立場で発言したセネガル、そしてインドネシアなどの締約国は、次の必要性を強調した：最初に枠組みの定義及びその目的の明確化を図る；そしてこの枠組みに含めるべきアプローチの範囲を定める。

ニュージーランドは、市場の欠陥で学べた学習事項のレビューを求めた。多数の締約国が、議論の要素を指摘した、この中には次のものが含まれる：二重計算の回避；追加性と環境十全性の確保；多様なアプローチでの野心引き上げの関係明確化；途上国による持続可能な開発を支援する多様なアプローチの機能。

新しい市場ベース・メカニズム：市場メカニズムの利点に関する締約国の意見は分かれた。他のものは、新しい市場ベース・メカニズムの適格性基準を議論する必要があると強調した。締約国は、ドーハで特定された各要素を議論するか、それとも一般枠組みを示すか、今後の進め方について意見が一致しなかった。

途上国 NAMAs の MRV： Qiang Liu (中国) と Sarah Kuen (ベルギー) が共同議長を務めるコンタクトグループは、午後に会合した。国内支援を受けた途上国締約国の NAMAs に対する MRV ガイドラインについての各締約国の見解が議論の中心となった。

南アフリカは G-77/中国の立場で発言し、ブラジル、LDCs の立場で発言したマラウィ、スワジランド、その他の支持を受け、ガイドラインは一般的なもの、すなわち簡単で、先進国の MRV より負担が少ないものにすべきであり、計測や報告は他の UNFCCC 決定書の対象とすべきだと述べた。同代表は、途上国の行動に焦点が当てられていると指摘し、ガイドラインは各国国内のシステム及び能力に基づき構築すべきであり、緩和行動の作成と設計に伴う機会コストも認識すべきだと述べた。中国は、ガイドラインの要素としてキャパシティビルディングを提案し、国内システムの多様性を強調した。

EU は、ガイドラインの要素特定を支持した。ニュージーランドは、GHG インベントリで質の高いデータを確保することの価値を指摘し、MRV システムが緩和効果に与える価値を指摘した。シンガポールは、一部の締約国提出文書はドーハで合意された原則を超えていると指摘した。議論された見解に基づき、ノンペーパーが作成される。

SBSTA/SBI

正しい移行、十分な作業、質の高い仕事に関する対応措置フォーラム： SBSTA 議長の Muyungi はこの会合の開会を宣言した。参加者は、各国の多様な国情を認識し、対応措置の影響評価で支えられた政策及びメカニズムの制度化の必要性について議論した。

各国のプレゼンテーション： アルゼンチンは G-77/中国の立場で発言し、次のような課題を原因とする途上国の労働力の脆弱性を紹介した：農業などの部門における気候変動の悪影響；先進国における農業補助金；基準及び関税；急速な人口増。同代表は、協議プロセスを含める国家主導のプロセスが必要だと強調した。

EU は、気候変動は高い技能が要求される雇用創設の機会を提供すると強調し、製造、コミュニケーション、情報技術での転換など、過去の前例を引用した。同代表は、EU では不況にも関わらずグリーン経済関連の雇用が高い成長率を見せていると指摘し、教育や技能開発の重要性を強調した。

サウジアラビアは、所得や健康、教育に関する社会経済指標を取り入れる必要がある一方で、対応措置の影響のモデル化も必要だと強調した。さらに同代表は、キャパシティビルディング実施に関するパートナーシップを指摘した。

南アフリカは、政府とビジネス界、労働者、地域社会の間で交渉された自国のグリーン経済合意を、労働面の改革を取り入れる一方でグリーン経済への移行を推進する社会ダイアログの一例として注目した。

参加者は、ワイン業界に悪影響を与えた南アフリカの経験に照らし合わせ、環境基準の果たす役割について議論し、基準は一部の機会を可能にするとして、バランスのとれたアプローチ採用の必要があることで合意した。

組織によるプレゼンテーション： 国際労働組合総連合(ITUC)の Philip Pearson は、低炭素経済への移行に対する市民の懸念に応え、支援する必要があると強調した。同代表は、主要な措置には次のものが含まれると付け加えた：研究；経済多角化；社会ダイアログ；グリーンな雇用のための訓練。

女性の環境と開発機関(Women's Environment and Development Organization (WEDO))の Rachel Harris は、低炭素経済に向けた正しい移行とまともな仕事に性の平等を取り入れやすくする方法に関し、プレゼンテーションを行い、可能にする状況づくり、多様な利害関係者のプラットフォーム構築に焦点を当てる必要があると強調した。

国際労働機関(ILO)の Marek Harsdorff は、特にメキシコの例を挙げ、グリーン経済と転換の影響を受けた部門の規模に関する評価を示した。同代表は、グリーンな雇用のための技能訓練、そして経済政策及び社会政策における一貫性の重要性に焦点を当て、次の点を指摘した：経済のグリーン化による雇用の正味の増加は可能であり、気候行動は、不平等の削減や社会参加の高まりに貢献できる。

その後の議論において、締約国は特に次の点を取り上げた：基準の設定；転換の影響を測定しレビューするモデルと方法；先進国の農業補助金の影響；移行を管理する方法。多数の参加者が、特に社会保護措置の採用、再生可能エネルギーなど雇用を創設し緩和を進める可能性がある部門の更なる発展など、対応措置の影響を最小限に抑える方法について考察した。

G-77/中国は、ユニラテラルな措置を議論するワークショップをワルシャワで開催するよう提案したが、EU と他のものはこれに反対し、この問題はフォーラムの中で既に議論されていると主張した。

廊下にて

マリチームでは日の光が燦々と差し込み、多数の参加者は SBSTA と ADP でのスムーズな作業を進める靈感を得たようだ。しかし暖かい光は、午後遅くに SBI プレナリーが開催されたときには消え去っており、議題書の議論が依然として解決されていないことが正式に確認された。議長の Chruszczow は、ある参加者に言わせると「明らかに極めて多忙な外交官」であるが、一部の主要な締約国が今は議論する熱意を示していることを喜んでいると説明する一方、依然として意見の違いの橋渡しはできていないと嘆いた。6条ダイアログや REDD+ など、予定されていたワークショップの一部は開催されるが、NAMAs に関するワークショップなどは、SBI 議題書に正式に含める必要があることから開催できない。一部の参加者は、この行き詰まりを達観しているようで、ある参加者は、「正しい方向に何歩か進んでいるのを見るだけで幸せ」だと強調した、しかし、各国の立場にこれまで以上に深い溝がある中で合意に達するにはどれだけの時間がかかるだろうと考えていた。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Allan, Beate Antonich, Asheline Appleton, Rishikesh Ram Bhandary, Elena Kosolapova, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donor of the Bulletin is the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2013 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - June 2013 can be contacted by e-mail at <asheline@iisd.org>.

ボン気候変動会議

2013年6月6日 木曜日

午前中、ADPのブリーフィングが行われたほか、ワークストリーム1のADPラウンドテーブル、対応措置に関するSBI/SBSTA合同の会合期間中ワークショップが開催された。午後、2015年合意による適応強化に関するワークストリーム1のADPワークショップも開催された。午後、先進国による経済全体排出削減数量化目標に関するイベント、キャパシティビルディングに関するダーバン・プラットフォームの第2回会合が開催された。夕方、非公式なSBI協議が開催された。多数のSBSTAコンタクトグループ及び非公式グループも一日を通して会合した。

ADP

ADPブリーフィング：各議長及び次の各組織代表が、それぞれの組織で行われた作業の概要を説明した：資金に関する常任委員会；緑の気候基金(GCF)；GEF事務局；長期資金に関する作業計画；技術執行委員会議長；気候技術センター・ネットワーク諮問理事会；適応基金理事会；専門家諮問グループ；キャパシティビルディングに関するダーバン・フォーラム。

資金に関する常任委員会のDiann Blackは、ADPとの関係に関する質問に応え、既存の運用機関を用いADPとの全般的な一貫性と展望を図る必要があると指摘した。GCFのZaheer Fakirは、基金の運用開始が理事会の優先事項であると強調し、既存の制度に対するGCFの補足的役割を指摘した。長期資金に関する作業計画のNaderev Sañoは、先進国による資金動員の規模拡大に向けた道筋を明確化する努力がなされていると指摘し、ガーナの質問に応え、適応優先に関する意見の集約を保証した。

ワークストリーム1に関するADPラウンドテーブル：行動の多様性：参加者は、透明性と信頼性に関する水曜日の議論を継続した。サウジアラビアは、新しい合意の透明性を高める次の3つの要素を強調した：気候行動の影響に関する報告書作成；資金に関する報告書作成；これらの規定と条約の原則、規定、附属書との適合保持。韓国は、国家決定の行動方式に焦点を当て、（2015年合意に対する）事前の明確化に関するワー

クシヨツプ開催を提案した。ネパールはLDCsの立場で発言し、透明性措置には供与され受理された支援に関する比較可能かつ完全な計算システムを含めるべきだと述べた。ナウルはAOSISの立場で発言し、緩和約束の透明性を京都議定書の下での透明性とできるだけ同等に確固としたものにすべきであり、その採択の前の理解も必要であると強調した。

ADPの下での将来の作業構成に関し、フィリピンはLMDCの立場で発言し、G-77/中国の立場で発言したマレーシアの支持を受け、ラウンドテーブルが既存の要素の概念に関する意見交換をし、締約国を支援するとの意図から離れ、新しい要素の導入に動いているとして懸念を表明した。同代表は、ラウンドテーブルで議論された題目は共同議長が「共通意見と受け止めた分野」を反映していると付け加え、この点で立場を保留すると繰り返した。同代表は、CBDR原則の無視は「このプロセスを崩壊させるリスク」があるとし、ラウンドテーブルの議論を終了させ、ポスト2020年の期間に関する条約実施について、締約国主導の交渉を開始するよう求めた。

スイスはEIGの立場で発言し、交渉文書に向け動く必要があることには同意したが、概念を議論するラウンドテーブルの重要性を強調し、条約の原則を反映し運用可能にする具体的な提案が必要だと強調した。オーストラリアは、EUの支持を受け、ラウンドテーブルの継続を希望し、ラウンドテーブルにおける具体的かつ実質的な議論を待望すると述べた。

議長のDovlandは、木曜日と金曜日に予定されるワークショップを予定通り継続し、木曜日にボンでの作業構成に関する非公式議論を行うよう提案した。

ワークストリーム1に関するADPワークショップ：2015年合意による適応の強化：Burhan Gafoor (シンガポール)がこのワークショップの進行役を務めた。

カンクン適応枠組の実施：適応委員会副議長のChristina Chanは、適応の立場を強め、一貫性を改善する適応委員会の作業についてその概要を説明した。LDC専門家グループ(LEG)議長のPepetua Latasiは、LEGによるLDCs支援のモダリティに関し、最新情報を提供した。

これまでの提案または新たな提案に関する締約国の意見表明：ベナンは、適応を本流のものとし、NAPAsの実施から学ぶ必要があると強調した。ボリビアは、資金供与に関し、予測可能性がないと嘆いた。同代表は、損失・被害は適応のものとは異なると述べ、適応が実施不能になった場合に関するものだと述べた。クック諸島は、汚染者負担原則に基づく損失・被害の補償メカニズムを提案した。カナダは、NWPを適応推進手段とすべきであり、対等なもの同士の知識交換を推進すべきだと述べた。EUは、UNFCCCの枠外の活動とのシナジーを推奨し、再生可能エネルギー及び持続可能な農業手法は適応努力に貢献できると述べた。グアテマラは、社会や生態系の回復力を高めるためボトムアップとトップダウンのアプローチをとるよう提案し、

貧困撲滅努力とのシナジーも必要だと強調した。メキシコは、適応のニーズに対応するツールの改善を求めた。南アフリカは、都市は機会を与える中心的存在だと強調し、都市部に注目するよう求めた。

議論：締約国は、適応が新しい合意に不可欠なものにすべきことで合意した。さらに、適応を持続可能な開発の概念において議論し、既存の制度の上に構築すべきことでも合意した。また締約国は、特に次の問題について議論した：緩和と適応のバランス；実施方法；国家適応戦略・計画への支援；非LDCsに対する国家適応計画；情報交換のためのプラットフォーム。スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、適応に関する世界目標を求めた。CANは、緩和、適応、損失・被害は連続する合意の一部にすべきだと述べた。

SBSTA

先進国の数量化された経済全体排出削減目標に関するイベント：UNFCCC事務局のBarbara Muikは、先進国の提出文書に基づくテクニカルペーパーを提出した。同氏は、一部の要素は明確になったが、特に次の点で不確実性があると指摘した：LULUCFの役割と市場ベースメカニズムの炭素クレジット、プレッジに付随する条件および想定条件が満たされるかどうか。

目標達成に向けた進捗状況の測定：世界資源研究所(WRI)のKelly Levinは、先進国は目標を提出したが、そのプレッジを明確にするには、現在要求されている以上の情報が必要であると指摘し、これにはLULUCFの排出量計算に用いる手法や目標の時間枠が含まれると述べた。同代表は、緩和での進捗状況を評価し追跡するには算定規則の調整が不可欠であると付け加え、計算のいくつかの側面に共通する規則を採用し、同時にLULUCFや市場メカニズムなど意見対立のある一部の分野に関する交渉を継続する可能性を示唆した。

Andrew Prag (OECD)は、次の3つの重要なメッセージに焦点を当てた：広範に適用可能な算定枠組の要素の作成；市場ユニットの移転の算定方法；土地利用部門の排出量及び除去量の算定方法。市場ユニットの移転に関し、同代表は、ユニットの流れや排出量の緩和における単年目標と複数年目標との違いについて説明した。

議論：議長のMuyungiは、次の質問に注目するよう求めた：進捗状況を測る共通要素について、その特定に利用できる情報；共通要素が緩和努力の比較可能性をいかに高めるか；WRIとOECDの役割；次のステップ。

マーシャル諸島はAOSIS立場で発言し、先進国の努力を相互にかつ全体で評価するには比較可能性が重要であると強調し、単年と複数年の炭素予算が採用されたため、規則や違いが調整されず、比較可能性が阻害されていると言及した。

EUは、情報が不十分で不明確である、特に国内小地域の市場メカニズムのユニットに関する情報がそうであると述べた。同代表は次のステップとして、目標に向けた進捗状況を定義し実証する手法についての議論、さらには「共通枠組みクラスター」を検討するワルシャワでの決定書の議論を提案した。

緩和努力の比較可能性、目標に関する想定および条件：South CentreのMartin Khorは、比較可能性が野心と直接結びついていることを説明し、附属書I国に対し、科学と公平性の概念に基づく比較可能かつ十分な約束をするよう求めた。同代表は、国情が比較可能性回避の言い訳に使われないよう、妥当な国情の分類を提案し、人口やGDPの変化は検討可能な重要要素だと指摘した。また同代表は、締約国が共通の基本年を用いていないことを嘆き、京都議定書第2約束期間に参加しない諸国は18%という全体約束に相当するプレッジを行い、そのプレッジを2014年に見直すよう求めた。

議論：多数の締約国が、可能な限り早期に約束の明確化を図り、データに関する欠点を克服する必要があるとのプレゼンターの意見に同意した。多数のものが比較可能性を確保する難しさについて議論し、EUは、目標は必ずしも緩和努力を反映しておらず、その比較を助けてもいないと指摘した。多数の途上国が、先進国のプレッジの前提条件を除去する必要があると指摘した。ニュージーランドは、新しい合意への移行に向け、この一年の間に、条約の下での新しい無条件の緩和目標を提出すると発表し、この目標は全ての部門に適用され、京都議定書のLULUCF規則に従う可能性が高いと述べた。ケニアは、各国の能力に関する国情面の課題を指摘したが、ニュージーランドは、国情も実施可能性に含まれるとの観測を示した。

コンタクトグループ：農業：Hans Åke Nilsagard(スウェーデン)とEsther Magambo(ケニア)を共同議長とするコンタクトグループは、最初の意見交換を行い、多数の締約国が食糧安全保障の重要性を強調した。

エジプトはG-77/中国の立場で発言し、インド、その他の支持を受け、決定書草案に向け動くよう提案し、次の3つの柱について説明した：条約の原則を強調する；適応中心の考え；技術移転に対する農業の適応とキャパシティビルディングのための資金供与とを結び付ける実施方法。ガンビアはLDCsの立場で発言し、締約国の意見が分かれている問題に関するワークショップの開催を提案し、マラウィはアフリカグループの立場で発言し、意見が分かれている問題には条約の原則、緩和を優先するか適応を優先するか、実施方法の問題が含まれると述べた。サウジアラビアは、CBDRと先進国の補助金の問題を強調した。フィリピンは、気候の影響に関する理解を進めるよう求め、新しい技術プラットフォームを提案した。

EUは、農業従事者の優先課題に対応する漸進的で包括的なプロセスを提案した。オーストラリアは、問題が「行き詰まって (stuck)」いることへの懸念を表明し、農業従事者に対し、回復力や生産性、効率を改善する科学的技術的助言へのアクセスを提供することが目的だと発言した。ニュージーランドは、緩和を含めるよう促し、農業は自国の排出量の半分を占めていると指摘し、このグループのマンデートには科学的技術的助言が含まれると明言した。議論が続けられる。

SBI

キャパシティビルディングに関するダーバン・フォーラムの第2回会合：Helen Plume(ニュージーランド)がこの会合の共同進行役を務めた。京都議定書の実施のためのキャパシティビルディングに関し、Paul Isabirye(ウガンダ)は、キャパシティビルディングの累積特性に注目し、プログラムの設計の全ての段階において利害関係者を参画させる必要があると強調した。UNFCCC事務局のConnor Barryは、地域センターはキャパシティビルディングプログラムに対する期待感や必要事項に沿ったパートナーシップ手法の採用を可能にすると強調した。

条約及び京都議定書の下で設立された組織におけるキャパシティビルディング要素の概要について、参加者は、次の点に注目した：異なる国情を認識する総合的な手法の重要性；国内の能力を向上させる直接アクセス手法の可能性；広範な利害関係者が参加する気候リスク管理の必要性。参加者は、キャパシティビルディングを「基本的 (foundational)」要素として対応することについて、共通意見を表明した。

国家レベルでの具体的かつ効果的な適応行動及び緩和行動を推進するキャパシティビルディングの実現強化に関し、パネリストは次の点を議論した：両ADPワークストリームへのキャパシティビルディングの取り入れ；実施に役立つ利害関係者が参加する必要性；戦略的かつ一定規模でのキャパシティビルディングへの対応でADPが与える機会。

SBI議長のChruszczowはこの会合を閉会し、この議論はワルシャワでの交渉を助けると述べた。

SBSTA/SBI

対応措置の影響評価に関するフォーラム：この会合で参加者は、対応措置実施の影響の評価と分析について議論した。

各国のプレゼンテーション：G-77/中国は、リオ+20の成果を含めた持続可能な開発という広範な概念の中で対応措置を考えるべきだと強調し、対応措置の設計や実施段階では、社会経済的影響結果を考えた量的および質的な評価を含めるべきだと強調した。オーストラリアは、利益がコストを上回ると指摘し、利益を確保し、回復力を築く必要があると強調した。サウジアラビアは、多様な部門や社会グループを対象とする評価にすべきだと述べ、包括的、集約的、ダイナミックなものにする必要があると述べた。また同代表は、手法論を開発し、報告を作成する必要があると強調した。米国は、優れた設計の気候政策によるコベネフィットに注目し、これには大気質の改善、生物多様性の強化、経済の強化、健全な生活様式が含まれると述べた。また同代表は、この利益は気候政策を実施している国に限られるわけではないと述べた。インドは、EU排出量取引制度(ETS)に航空輸送を含めた例を挙げ、ユニラテラルな措置に参加するのは控えるよう各国

に求めた。シエラレオネは、悪影響があると予想される対応措置のタイプについて明確な考えを持つ必要があると強調し、特に次の部門で予想される影響について考える必要があると強調した：輸送、農業、水資源、森林、生物多様性。また同代表は、途上国に対し測定可能な成果を得るため特定の行動をとるよう求める必要があると強調した。

各機関によるプレゼンテーション：OPECのMohamed Hamelは、石油輸出途上国に関する対応措置の悪影響の数量化評価結果についてプレゼンテーションを行った。South CentreのManuel Montesは、対応措置の分類と対応措置を評価する量的、質的な手法についてプレゼンテーションを行った。

これに続く議論の中で、途上国数カ国は、特定の行動に対する事前と事後の分析を行う必要があると強調した。EUは、影響評価に関する議論を擁護したが、ユニラテラルな措置に焦点を当てることの付加価値には疑問を呈し、自分の考えでは、世界炭素税や効率基準など合意された国際的措置がないために必要となる措置であると述べた。オーストラリアは、インドの提案に反対し、条約3.5条（恣意的かつ差別的なユニラテラル措置の使用の禁止）の延長解釈に警告した。米国は、多様な国際的プロセスにおけるユニラテラルな措置に反対すると強調したが、国際法に合致するものであればユニラテラルな措置も許容でき、必要であると認めた。

廊下にて

昼食時、多数の参加者が、COP 19の次期議長の非公式協議に参加した。ポーランドは、出席者に対し、透明性があり、参加性が高く締約国主導のプロセスを保証し、利害関係者の有意義な参加推進も保証すると述べた。しかし、この会議への期待感は分かれており、たとえば、途上国の参加者はCOP 19を「資金COP (Finance COP)」と呼び、資金供与や技術移転の規模拡大による実施方法を強調した。他のものは、「COP 19は損失・被害メカニズムを設置する時だ」と述べた。また、別なものはCBDRがカギであると強調し、COP 19は、条約実施の行動強化に焦点を当てるべきだと述べた。先進国も、COP 19に何を期待するか、独自の意見を持っているようであり、ある参加者グループは、ワルシャワでは市場メカニズムとMRVで進展を見ると指摘し、「全ての締約国に適用可能な法的拘束力のある合意を築く作業プロセスで合意する」ことがカギだと指摘した。

他方、夜には、議題書を議論する非公式SBI協議が開催されたが、良い知らせをもたらすことはできなかった。多数のSBI参加者は、多忙なSBSTAの同僚を助けるのに一日を費やし、あるものは、行き詰まりが続くなら「SBSTAの仕事について学び続ける」ことを甘受していた。



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Conference - June 2013
<http://www.iisd.ca/climate/sb38/>



一般財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Allan, Beate Antonich, Asheline Appleton, Rishikesh Ram Bhandary, Elena Kosolapova, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donor of the Bulletin is the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2013 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - June 2013 can be contacted by e-mail at <asheline@iisd.org>.

ボン気候変動会議

2013年6月7日 金曜日

午前には、2020年までの野心に関して、エネルギーに焦点をあてたADPワークショップが開催され、SBIプレナリーセッションでは、議題に関する議論が続けられた。午後からは、対応措置に関するSBI/SBSTA合同イン・フォーラム専門家会合が開催され、REDD+実施支援での連携改善の必要性に関するワークショップも開催された。また、ADP非公式協議も午後から開催、SBSTAのコンタクトグループや非公式なグループ会合も終日行われた。

ADP

2020年までの野心に関するADPワークショップ: エネルギー: Houssen Alfo Nafo (マリ)が進行役を務めたワークショップでは、再生可能エネルギー拡充; エネルギー高効率化; 炭素回収貯留(CCS)など、2020年までの野心を強化するためのエネルギー改革を中心に討議された。

国際機関およびイニシアティブからの報告: 「すべての人に持続可能なエネルギーを」イニシアティブ(SE4All)のLouis Gomez-Echeverriは、すべての人にエネルギー・アクセスを確保するための投資を拡充し、2030年までに再生可能エネルギーのシェア倍増と世界のエネルギー効率の改善を行う必要があると強調し、健康や生産性向上、雇用、ジェンダーの平等などにおける目標達成という便益を引き出す上でも利害関係者の支援を動員することは不可欠だと指摘した。

国際エネルギー機関(IEA)のPhilippe Benoitは、エネルギー効率への投資の支援を増やす必要があるとし、途上国のエネルギー部門を拡大するため、特に供給側の支援の必要性を強調した。また、利害関係者を多く参加させるためには、エネルギー効率について認識し、一つのエネルギー源として評価されるべきであると説明した。

炭素隔離リーダーシップ・フォーラム(CSLF)のTrygve Riisは、CCSが締約国の排出削減目標の達成に役立つコスト競争力のある安全な技術だと指摘した。

インターベンション: 日本は、再生可能エネルギーやエネルギー効率面の障害を克服するための国内政策や行動に関するベスト・プラクティスを取りまとめるよう事務局に要請した。マレーシアは、あらゆるレベルで持続可能性を導入するための総合的な国内政策について言及した。EUは、障害を克服し、便益を提供するための措置を重視するよう提案した。イラクは、エネルギー以外のセクターには大きな排出削減のポテンシャルがあると述べた。中国は、先進国が景気後退から回復する局面が低炭素経済に移行するチャンスだと述べた。

そのほか、議論されたトピックは以下の通り。生産的な用途を含めた貧困者向けの持続可能で安価なエネルギー；持続可能なエネルギーを推進するための固定価格買取制度；エネルギー発生の一般化；CCSにおける各国の国情やファイナンスの役割；燃料やエネルギー・ミックスを決定する上での市場の役割；TECとCTCN、その他の国際ネットワーク間の連携；再生可能エネルギーのコベネフィット等。また、一部の締約国が、再生可能エネルギーとして何をカウントするかというイデオロギー的な姿勢を回避するよう要請した。

ADP非公式協議: 午後のADP非公式会合では、現実的な方向での進め方について様々な意見が出された。締約国からの具体的な意見提出が有益な前進策であるというのが大方の見方であった。また、いくつかの締約国が具体的な意思決定に向けた時間と場を提供するため運用方法を変える必要があると述べた。ワークショップやラウンドテーブルが所定のトピックについて締約国が“解剖”できる安全な環境であるとの意見が出されたが、締約国が個々のポジションに戻ってしまうリスクを避けるため複数の方式の組合せの可能性についての言及もあった。

SBI

SBI議長Chruszczowは、ロシア、ウクライナ、ベラルーシから提案のあったCOP及びCMPでの意思決定に係わる手続きと法的問題に関連した議題項目を取り上げるよう促した。

フィジーは、G-77/中国の立場から、「政府間のアレンジ」という議題項目の下でこれを取り上げることを提案した。今後の方策として、EUは、政府間のアレンジの下に項目に含めるとともに、提案された項目を今後取り上げるとの再保証をつけて注釈付きの議題の中にも入れることを提案した。あるいは、正式採択を経ずに、この議題の下で作業を開始し、翌週後半に議題問題について改めて討議するという代案も提案した。

ロシアは、自国の案が手続きルールに沿っていると指摘した。G-77/中国は、数日の非公式な議論の後でも議題採択について“まったくコンセンサスが形成されていない”とし、どのような法的なオプションが利用できるのか明確にするよう求めた。Chruszczow議長は、SBIが議題について決定するには、コンセンサスを経るのが唯一の方法であるとし、議長としては議事次第について決定を行えるものの実質的な内容について決めることはできないと述べた。

中国は、議長がSBIおよび並行して公式あるいは非公式協議を行い諸提案を検討するための作業開始の決定を行うよう提案した。

G-77/中国は、議事次第を作成し、中国提案に則り、議長に裁定手続きを行うよう要請した。Chruszczow議長は、発言者リストに記載された政府代表に各々のインターベンションを開始するよう決定を下した。G-77/中国が本件を訴え、採決がとられ、ロシアが発言者リストを元に進行する案を支持したが、過半数の締約国が棄権した。

ロシアは、透明性を確保し、意思決定を強化するため、この先の手続きの透明性が必要だと主張し、提案された議題項目の議論によって、「コンセンサス」の概念や選出された公務員の役割、投票など“システム上の重要項目”を取り上げられるのだと述べた。

ツバルは、AOSISの立場から、SBIがCOPの手続き問題を討議する権能を有するかは曖昧な法律問題であるとの見方を示した上で、オプションが非公式に提出されていることを踏まえ、議長がプレナリーを一時中断させ、提案された議題項目をどのように取り上げるべきか1時間ほどのオープンエンドな議長フレンズ会合を招集するよう提案した。同案に対する締約国の合意を受け、Chruszczow議長は、「政府間アレンジ」の議題項目の下で、ロシア、ベラルーシ、ウクライナの関心事項を取り上げるべきか、その場合、どのように取り上げるべきかという問題を議論することがフレンズ会合の目的となると改めて確認した。

SBSTA

REDD+実施支援での連携改善の必要性に関するワークショップ: このワークショップは、Madeleine Diouf (セネガル) と Keith Anderson (スイス) が共同議長を務めた。

各国のプレゼンテーション: パプアニューギニアが、熱帯雨林諸国連合の立場から、COPの下にREDD+委員会を設立することを提案し、多国間イニシアティブに関するガイダンス提供、支援要請の管理、提出されたレポートの評価とりまとめ等を委員会の機能として掲げた。適切な支援提供と動員の推進の違いや、UNFCCC外の機関から得た教訓について質問が挙がり、それに対しては、委員会を資金メカニズムではなく、支援の調整機関として想定しているとの意見を繰り返した。

米国は、支援を調整するための支援国の取り組み事例について紹介した。今後の新たな制度として提案された諸機能の多くは既に実現しているとし、REDD+の支援に対するガイダンス提供の場としては補助機関がふさわしいと述べた。その他の論点としては、UNFCCCの下での調整作業の価値; 実施の障害対策への支援策定; 支援へのアクセスの課題などが挙げられたが、これに対しては、特に「資金が動き始めている」と述べ、懸案のSBSTA作業の完了を求めた。

ブラジルは、REDD+向けの成果ベースの制度を構築する上でGCFが中心的な役割を担うよう求め、基金からは固定された炭素の金銭価値ではなく、衡平性に基づいて資金を手当てすべきだと強調した。GCFを制度

の中心に据えて設計すべきかどうかという問題や即応段階での資金供与がニーズをベースに実施できるかという問題などが疑問点として挙げられた。

フィリピンは、ASEANの立場から、今後の統治体制を模索する案を受入れると表明し、事務局が暫定ベースで管理することができるREDD+支援と行動のための仮登録簿やデータベースへの支持を示した。

その後の議論で、多くの途上国が、途上国の森林緩和活動を調整するために必要ないくつかの機能を指摘し、支援ネットワークの効率化; 手続きの簡素化; 資金の公平な分配の実現、ならびに諸基準の整合とアクセスの衡平性等があると述べた。多くの先進国が、REDD+ 活動の連携を確実にするという目的で既存の制度の強化と効率化を図る案を支持した。

SBSTA/SBI

対応措置: 経済モデルと社会経済トレンドに関するイン・フォーラム専門家会合: アルゼンチンは、G-77/中国の立場から、各国のユニークな特徴を把握する変数を調節し、福祉やGDP、雇用、投資、貿易などの指数を検証することを強調し、モデリング・ツールの配布、モデリング開発での協同、フォーラムでの評価共有、国内レベルでモデリング・ツールを作成するためのプログラム促進などを提案した。

排出削減による健康管理に関連した貯蓄の議論で、WHOのBettina Menneは、特に住宅関連のエネルギー効率や肺病の減少に、“よりアクティブな”交通が肥満対策に、畜産物の消費低減が心臓血管病の減少に効果があると述べた。

気候変動・貿易・持続可能なエネルギーに関するグローバル・プラットフォーム (ICTSD)のJoachim Monkelbaanは、化石燃料補助金を撤廃することによって排出量を減少させられるが、それが直接的に再生可能エネルギー産業を創造するものではないと述べた。

経済構造研究所(GWS)のChristian Lutzは、特に、社会経済トレンドや国際エネルギー価格の歴史的な推移、世界金融危機などによる不確かさに比べれば、対応措置による経済的な影響は小さいと述べた。

イースト・アングリア大学のAnnela Anger-Kraaviは、慎重に設計・調整された政策ポートフォリオは世界経済に資するもので、国際協調や措置のポートフォリオ、経済の構造変化が必要であると強調した。

議論: 途上国は発表されたプレゼンテーションの妥当性に疑問を呈し、マンデートについては焦点が欠けていると指摘した。米国は、それに反対の意見を示し、対応措置によるプラスの影響については多くの研究で示されていると言及した。いくつかの締約国が、専門家に対して、条約の諸原則に合致した仮説を利用するよう要請した。また、モデリングには幾つかの課題があることが留意された。

廊下にて

ボン会議5日目(Day V)は、投票 (voting) の頭文字でもある “V” が目立つ一日となった。SBI議長に、ロシア、ウクライナ、ベラルーシから提案された議題項目に関する更なるインターベンションを許可させる議長決定を訴える投票には、“前代未聞”との声があがった。しかし、ベテラン気象交渉官によると、UNFCCCの交渉の中でこうした投票が行われたのは実は初めてのことでないとのことで、COP 2では事務局の設置場所について投票が行われた記憶が思い出された。廊下では、その後の気候プロセスにおける投票について賛否両論がまきあがった。ある政府代表は、投票問題が“全員で一丸となって強く取り組むべきときに、手続きの面から勝者や敗者をつくる危険な前例”となってしまうのではないかと危ぶむ声もあると指摘していた。

夕方から開催された議長フレンズグループ会合は、この件について議論するものだったが、参加者の話では、友好的な解決策を出しあぐねたようだ。「政府間アレンジ」の議題項目の下で正式なサブ項目として提案を検討する案; 脚注として記載する案; 注釈議題の中に詳細なテキストを追加する案など幾つかのオプション等が議論のテーブルにあがったが、現時点では単なる議題の論議以上に議論すべきことは遙かに多い事は多くの目に明らかである。また、提案者の真意について、様々な憶測があがったが、最終的な結末についても取り沙汰されていた。ある政府代表は、「どんな決定が下されても、それで締約国が妥当性、ひいてはCOP決議を遵守する必要性に対して疑義を呈するような前例にはしてはいけない」と断言した。

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Allan, Beate Antonich, Asheline Appleton, Rishikesh Ram Bhandary, Elena Kosolapova, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donor of the Bulletin is the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2013 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - June 2013 can be contacted by e-mail at <asheline@iisd.org>.

ボン気候変動会議:

2013年6月8日土曜日

ADP ワークストリーム 2 ラウンドテーブル（2020年までの野心を引き上げるための実践的なアプローチ構築など）2種、及びワークストリーム 1（活動の種類）のラウンドテーブルが午前中、開催された。午後には、活動の種類に関するADP ラウンドテーブル が引続き行われ、数多くのSBSTAコンタクトグループや非公式会合が終日開催された。また、議長フレンズ会合も一日中開催された。

ADP

ラウンドテーブル ワークストリーム 2: 2020年までの野心を引き上げるための実践的なアプローチ構築; 気候資金・技術・キャパシティビルディングの強化: 排出ギャップを埋めるための方策について討議が行われた後、気候資金や 技術、キャパシティビルディングについての討議に移った。

中国は、モデリングの結果を紹介し、2020年までの附属書I国の“炭素スペースの過剰使用”が緩和ギャップを起こしたと結論づけた。また、その他、適応や、歴史的責任に基づく持続可能な開発への公平なアクセス、途上国支援等の分野にもギャップがあると強調した。米国は、複数のセクターが考慮されている別の研究調査では、2020年までに途上国からの歴史的な排出量が先進国のそれを上回ることが示唆されているとし、現在の排出量は12年ごとに1970年までの過去の排出量すべてと等しくなる計算だと強調した。

EUは、固定資本やインフラへの投資等について現在行われている政策的な選択 が将来にインパクトをもたらすと強調した。これを受けて、中国は、2010年までに附属書 I 国の累積排出量が全体の7割を占めていると強調し、世界的な景気後退の影響で新興国経済の排出量増加率が鈍化する見通しであると述べた。

締約国のプレゼンテーション: EUは、GCFによって低炭素化や気候への耐性ある開発へのパラダイム・シフトを促せるとし、長期目標の設定が投資家のみならず2015年の法的拘束力を有する文書のために不可欠であるとの見方を示した。また、リスクを軽減させ、リターンの確実性を向上させるために、リスク共有とリスク分析が 必要であると述べた。

排出ギャップを埋めるための国内のイニシアティブに焦点をあて、ウガンダは、途上国の開発目標を維持する一方で、低炭素開発に向けた調整はまず情報に基づいた政策から始める必要があるとの見方を示した。

ベネズエラは、持続可能ではないライフスタイルを変革する必要があると指摘し、政策決定を市場任せにすることに釘を刺した。

気候にやさしい技術に向けた投資への移行については、米国が、先進国は資金源を動員する必要があるが、途上国は国内のイネーブリング環境を強化する必要があると指摘し、低排出開発戦略 (LEDS)には、国内及び援助国の支出と気候変動及び開発目標とを確実に整合性させることが必要不可欠だとしながらも、資金動員の課題を解決するための「魔法の特効薬」はないと釘を刺した。

締約国のインターベンション: 中国は、先進国の公的融資の活用が民間の資本や技術市場にインセンティブを与えるための触媒になると示唆した。ナウルは、AOSISの立場から、エネルギー効率、再生可能エネルギー、炭素回収貯留といった分野の具体的な緩和のソリューションに対する政策オプションについて記載したテクニカル・ペーパーの作成を求めた。インドネシアは、資金と技術を動員するためには、国際レベルで先進国におけるイネーブリング環境を検討することが重要だと強調した。

ワークストリーム 1に関するADP ラウンドテーブル (行動の種類) : 締約国のプレゼンテーション: 衡平性参照フレームワークを綿密に作成するよう求め、ガンビアは、LDCsの立場から、測定基準および歴史的責任や将来の持続的なニーズ、脆弱性といった基準以外の尺度の活用を支持した。

エチオピアは、特に、歴史的排出量および1人あたりの排出量; 世界平均気温目標; 数値化された配賦された大気圏; 数値化された排出権などに関するハイブリッドなアプローチを提唱した。

スイスは、共通のルールや期待、協議段階および共通のMRV制度などを含めた、負担共有に対するハイブリッドなアプローチを提唱し、協議段階は誓約のとりまとめ、2°C 目標に対する誓約のとりまとめ、残りのギャップに対処するための協力などを実施するフェーズのことであると説明した。

締約国のインターベンション: EUは、2015年合意について、各国および全体として公平なもので、2°C目標を達成可能なものか試す必要があるとし、その目的に向けて、すべての締約国が、CBDRに則り、各指標に沿った評価を受け、将来的な引き上げも可能な、拘束力ある約束を行わなければならないと強調した。

ブラジルは、“実行困難なもの” にするのではなく、行動志向のプラスのインセンティブを重視するよう求め、附属書I国と非附属書I国の誓約は異なる方式で提示されるべきであるとし、附属書I国は今後も京都議定書を参照すべきであると言い足した。

フィリピンは、“あらゆる側面で”野心を強化する必要があると強調し、資金供与に際して条件づけをすることに警戒感を示した。

南アフリカは、衡平性参照フレームワークを支持した。また、科学の命題と各国の事情とを調整し、比較可能な行動の公平性の認識し、適応を国際的な気候政策ダイアログの中心議題に据え、締約国の構造的な違

いを超えた野心に関する議論に専念することを特に強調した。事前評価のフレームワークについては、基準および基準以外の尺度に基づいたアプローチを組み合わせ、締約国自ら提起している緩和と適応の約束に適用することを提案した。

約束の事前評価については、サウジアラビアが、先進国だけに適用を検討すべきであるとし、あくまでも途上国の行動は自主的なものであると強調した。ノルウェーは、基本的な基準や仮説、公平という観点からカンクン 緩和の誓約を定量化することがいかに困難だったか学習すべきだと述べた。

ケニアは、衡平性のレビュー・プロセスを伴う衡平性フレームワークのアプローチを支持した。シンガポールは、衡平性は指標の中に抽出することはできないと述べ、条約そのものが衡平性を具現化する究極のフレームワークであると強調した上で、新たな枠組みをつくるという案に釘を刺した。

中国は、倫理規範は将来および現行の世代への配慮を伴うものだとし、革新的な低炭素開発経路が必要であると強調した。

インドは、衡平性が野心の引き上げを可能にするのだと強調し、ダイナミックな衡平性の適用に対して警告し、個々の能力という概念で先進国から途上国への責任移譲という結果を招いてはいけないと強調した。

米国は、一連の指標に関して合意を形成しようとしても困難だと警告し、誤った方法で作成された指標が締約国共通の目標を損ねかねないとの懸念を示した。

ワークストリーム 1に関するADP ラウンドテーブル（行動の種類）：資金・技術・キャパシティビルディング：支援は“相互責任”であると称し、ノルウェーは、支援が行動という結果に至るものならば、常に支援の提供に前向きであると述べた。また、コストと行動の便益の両面を重視した議論を行う必要があると強調した。インドは、資金と技術に関する約束の実施が限定的であることが中心的な障害となっていると指摘し、途上国が早期に効果的な行動を行うために、無償での技術支援が必要だと呼びかけた。

コロンビアは、新しい気候合意には、気候変動の影響の増大といった日々進化するニーズの観点から実施手段のレビュー・プロセスも盛り込むよう要請した。ペルーは、適応コストの急増を回避するためにも早い段階での行動に注意を喚起した。

中国は、2015年合意はバリ・プロセスの合意済み成果と条約に基づく約束の実施を基礎とするものでなければならないと述べ、技術移転のためのメカニズムの検討を提案した。信頼のギャップを埋めて、実施手段の提供が不十分であるという問題に対処するため、韓国は、明確な定義、ベースライン、スコープをもたせた資金供与のためのMRV策定を提唱し、UNFCCC内外の既存のメカニズムの連携改善も訴えた。ネパールは、途上国の脆弱性対策と低炭素開発経路の実行に向けた途上国向けの実施手段について強調した。

バングラデシュは、実施手段が“パリ議定書”のカギになると述べた。ナウルは、特に、資金源の特定および気候資金供与の拡充について強調した。オーストラリアは、実施手段の供与は支援国と被支援国間のパートナーシップ構築を意味するものであり、効果的な緩和行動と透明な支援の実施という文脈の中で2020年の資金目標を見るべきであると述べた。

EUは、新合意の文脈の中の“大改革”とダイナミズムという概念に焦点をあて、GCF等、創設された諸制度が2020年以降も確実にその作業を実現・継続するよう担保する必要があると強調した。日本は、2015年合意においては、キャパシティビルディングや技術移転、資金についての検討が、既存のアレンジや議論に立脚するものであり、それが2015年プロセスのパッケージ部分と成すべきであると示唆した。

米国は、途上国への資金の流れはすでに整備された政策や規制枠組みに依拠しているとし、現行の諸制度の強化を求めた。

メキシコは、各国の取り組みと国際的な取り組みとの間の補完性を求め、官民の資金供与を要請した。フィリピンは、先進国の約束に個々の能力という概念を適用することに警戒感を示した。スイスは、強力なイネープリング環境と官民資金ミックス、低炭素の未来のための国内及び多国間の資金が必要だと強調した。

廊下にて

交渉第1週目の最後となる土曜日の会議に対する参加者の印象は様々だった。一部の参加者は、ほとんどのSBSTAの議論では“前向きな精神”で満ちており、実質的な進展も手の届くところにあるように思われたとの所感を伝えていた。また、ある政府代表は、気候変動の影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業計画(NWP)について現在行われている作業は期待が持てるとし、「NWPの第2段階に向けて進展中だ。現場にもっと即した実施のニーズを何とか実現できるようにしたい」と語った。REDD+をフォローしている参加者も、MRVや、国内モニタリング制度、セーフガードに関する情報提供の時期や頻度などの未決問題について実質的な前進がみられたとの朗報を伝えてくれた。しかし、SBSTAの農業問題については、期待するようにはスムーズに進んでいないとの指摘があった。

一方、SBI方面の廊下では、一日中、議長フレンズ会合が行われ、多くの参加者が交渉難航に苛立ちを募らせていた。「失われた時間を埋め合わせるために、ワルシャワでは一体どれだけの作業が必要になるのか想像できるか?」とある参加者は嘆息する。ベテラン交渉官は、SBI議長の折衷案にもかかわらず「どんな代替案も締約国の関心を満足させるようには見受けられないが、全ての難題も月曜か火曜日までに解決してくれるよう願っている」と現況を説明した。

ランチタイムに開催されたADP 共同議長の市民社会イベントも多数の出席者を集め、それは一部の出席者に「UNFCCC以外の方があるいは内部の進展よりも早いスピードで進んでいるのではあるまいか」との思いを抱かせるほどであった。ある企業・産業NGOの代表者は、「我々は、現在も、そして、今後もずっと、気候変動対策に取り組んでいくし、それが可能だ」と述べた。気候行動ネットワーク（CAN）は、衡平性ベースのフレームワーク構築のための“非公式プロセス”について発表した。地方政府や、女性とジェンダー、クライメート・ジャスティス・ナウ! は、それぞれの数々の活動について紹介した。また、2015年合意の要素について議論を行い、市民社会の参画のためのより透明で系統立ったアプローチに対する全員の希望について思いを寄せた。「それが、われわれ全員の望みだ」とある参加者が声を張り上げた。こうした精神で、メキシコは、EIGの立場から、市民社会との対話を継続するためのプラットフォーム立ち上げを求める提案を行うと発表した。「楽しいことには必ず終わりがやってくる」とMauskar共同議長が閉会の言葉を述べると、ADP 共同議長はボン会議の閉幕時に後任にバトンタッチする準備をしていると述べた。

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Allan, Beate Antonich, Asheline Appleton, Rishikesh Ram Bhandary, Elena Kosolapova, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donor of the Bulletin is the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2013 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - June 2013 can be contacted by e-mail at <asheline@iisd.org>.

ボン気候変動会議

2013年6月10日月曜日

午前中、2020年までの野心引き上げに向けた実際的アプローチに関するADPワークショップが開催された。午後、リンケージに関するADPワークショップが開催され、合わせて決定書1/CP.16、パラグラフ70 (REDD+)に記載する活動の全面実施に向けた成果ベース資金に関するワークショップ及び条約第6条（教育、訓練及び啓発）に関するドーハ作業計画の実施推進のための第1回会合期間内SBIダイアログも開催された。一日を通し、SBSTA、ADPの下での非公式協議、及びSBI議題書に関する非公式協議が開催された。

ワークショップ

2020年までの野心引き上げに向けた実際的アプローチ及び今後の進め方に関するワークショップ（ADPワークストリーム2）：午前中のADPワークショップで、締約国は、資金、技術、キャパシティビルディングに関する議論を続け、その後、COP 19までの進め方について議論した。

南アフリカは、世界経済の不安定を実施方法実現を遅らせる言い訳にすることに警告し、GCFの資本強化に焦点を当てる必要があると強調した。

ベネズエラはLMDC（訳注：Like Minded Developing Countries、有志途上国）の立場で発言し、モーリシャスの支持を受け、先進国の排出削減量は国内行動に基づくべきだと強調し、実施方法の実現を求めた。同代表は、HFCsをモントリオール議定書の下で検討することに反対した。

ブラジルは、経済の構造改革及び低炭素投資の必要性に賛同したが、先進国が先頭に立つ必要があると強調した。

COP 19までの進め方に関し、ナウルはAOSIS（訳注：小島嶼国連合）の立場で発言し、ネパール、インドネシア、ケニアの支持を受け、次の提案を行った：エネルギー政策及び技術に関するものも含めた文書提出、排出削減量、障壁、及び障壁克服戦略に焦点を当てる；締約国が直面する特定の問題に関する締約国提出文書を取りまとめ、合わせて技術専門家会議で得られた対応策を記載するテクニカルペーパー；技術ワークシ

ワークショップ；COP 19での閣僚級ラウンドテーブル。フィリピンは、提案をさらに拡大し適応も対象とするよう求めた。

技術ワークショップに関し、ベネズエラは、「規範的動向（normative trends）」、パイロット・プラクティス、パラダイムシフトを推進する方法について議論するのが有用だろうと述べた。

EUは、COP 19への期待について、次のものが含まれると説明した：先進国が先導する形での新しいプレッジ、既存のプレッジの野心引き上げ；HFCsの段階的廃止に関する決定書；国際イニシアティブの仲介役としてのUNFCCCの役割を練り上げること；UNFCCCと2014年国連リーダーズサミットなど他のプロセスとのリンク。

中国は、附属書 I のQELROs（訳注:数量化された排出抑制及び削減目標）の再検討、及び京都議定書の第二約束期間に参加しない附属書 I 国に対し同等な目標を持つよう求めることを提案した。同代表は、COP 19では資金に焦点を当てるべきだと強調した。サウジアラビアは、以下を強調した：多様な行動を含める総合的なアプローチ；条約の原則および条項の適用。

マリはアフリカグループの立場で発言し、締約国は特定のオプションまたは部門に集中すべきでないと述べた。COP 19の成果に関し、同代表は次を求めた：附属書 I 国からの支援をレビューするプロセス；長期資金への毎年一千億米ドルの供与に関する明確化；炭素価格引き上げオプション。

リンケージ (ADPワークストリーム1)：午後のADPワークショップで、ブラジルは、自国の提案を提出し、ブラジル案は排出量だけでなく気温上昇に対する相対的な歴史的貢献度という意味でも歴史責任に対応していると強調した。同代表は、この提案に関する追加の議論を求め、SBSTAが次の行動をとることを提案した：IPCCに対し手法論の作業を行うよう求める；締約国に対し、過去の排出量の推計を行うよう求める；気温上昇に対する先進国の貢献度を測るため専門家グループを設置する。

リンケージに関し、インドは、ADPワークストリーム1と2のリンケージを設置し、補助機関、IPCC、2013-2015年レビューが2015年合意にどのように情報を与えるか検討する必要があると強調した。EUは、2015年合意に必要な緩和要素及び適応要素に関する提出文書を求めた。エクアドルは、緩和、資金、技術、適応でのギャップにおけるリンケージに焦点を当てるよう求めた。スイスは、新しい合意と次の項目とリンクさせる必要性を強調した：化石燃料の排出量を見越した科学的現実；適応および公的資金供与を超えて先を見据えた政治的現実。米国は、次のような新しい合意を主張した：簡略で全てのものに適用され、永続的なもの；条約の下での経験および実施方法に基づくもの；構造面の再交渉ではなく、各要素の実際運用に焦点を当てる；広く国民に受け入れられるもの。

条約第6条（教育、訓練及び啓発）に関するドーハ作業計画の実施に関するダイアログ：このダイアログの共同進行役は、Adriana Valenzuela（ドミニカ共和国）とRichard Merzian（オーストラリア）が務めた。

気候変動教育の戦略的手法及び長期計画に関するパネルディスカッションで、参加者は次の点に焦点を当てた：能力面のニーズ評価；学校のカリキュラムに気候変動を組み入れる；教育上のニーズを評価するボトムアップ手法。各国の戦略成果及び長期的影響の持続可能性を確保する方法について、インドネシアのAmanda Katilin Niodeは、組織間の活動を調整し、国際レベルでレビューを実施する能力が課題であると強調した。国際政策の国内行動への転換に関し、参加者は、条約6条に関するドーハ作業計画が国内対応策の協調を図る根幹であると強調した。

国内レベルの気候変動教育の実施における課題、優れた実施方法、学習事項に関し、モーリシャスのJogeeswar Seewoobaduthは、アフリカにおける持続可能な開発のための気候変動教育(CCE)に関する専門家会議の提案に関し、プレゼンテーションを行った。同氏は、世界的観点と地方の観点の結び付きに焦点を当て、アフリカでの教育システムを通じた適応及び緩和への対応を強調した。スウェーデンのMats Kullbergは、CCEは国内目標及び国際目標を達成するツールであると指摘し、環境行動を子供や若者に伝えていく事例に焦点を当てた。米国のFrank Niepoldは、CCEの国内実施での課題、優れた実施方法、学習事項に関する米国の観点を示し、科学組織及び教育組織間のパートナーシップによる、聴衆に焦点を当てた地域社会に根ざした手法を強調した。

ガールガイドとガールスカウトの世界連盟(WAGGGS)のHarriet Thewは、同連盟による協調的で多部門、三本柱の「学び、語り、行動する」方法について論じた。気候変動に関する国際先住民フォーラム(IIPFCC)のネパール出身Pasang Dolma Sherpaは、CCEに関する世界的パートナーシップ・イニシアティブの概要を説明し、TEBTEBBAとのパートナーシップによるアジア、アフリカ、中南米での訓練についても説明した。Centre for Environment EducationのRixa Schwarzは、変革を進める要素としての教育に注目し、ハンズオンプロジェクトによる持続可能性に向けた解決策中心の行動という同組織の手法について論じた。

日本のMakoto Katoは、成果測定に関し、日本における気候変動教育の効果測定についてのプレゼンテーションを行った。ガンビアのBubu Pateh Jallowは、セイシエルの学校における雨水集積プロジェクトなど、成果ベースの教育活動について論じた。参加者は特に次の点についても検討した：マイルストーンの設定、情報収集、専門家のレビューを含める、事前および事後の効果測定；気候変動教育のベースライン設定。

決定書1/CP.16、パラグラフ70 (REDD+)の活動の全面的実施に対する成果ベースの資金供与：午後のREDD+に関するワークショップにおいて、ガーナのYaw Osafoは、追加議論すべき問題を特定した、これには次のものが含まれる：成果ベースの行動の範囲；REDD+の「プラス」の明確化；GCF理事会に対するガイダンス；制度アレンジを練り上げる必要性。

EUは、REDD+の成果ベース資金における特異な特徴を説明した、これには次のものが含まれる：土地ベース；広大な面積を対象とする；生活に影響する；複雑な推進要素を扱う；セーフガードを必要とする。同

代表は、参照レベルとインセンティブ・レベルの関係、二重計算を避けるための成果ベースの支払い追跡の必要性など、保留問題に焦点を当てた。

ガーナは、資金アクセスでの課題を指摘し、支援での協調のなさ、REDD+の行動と支援の国内レジストリの欠如に注目した。同代表は、資金制度により基準、標準、手続きが異なり、このため資金アクセスが複雑化していると強調した。同代表は、特に次の必要性を強調した：手法論上の要求事項と資金ニーズとのバランス；信頼できる追跡システム；GCFによる官民の資金源の仲介。

インドネシアは、二国間、多国間イニシアティブが既存の活動の強化や、ギャップを埋め、二重計算を回避することに焦点を当てると共に、国レベルでの利害関係者の能力強化に注目するよう提案した。

オーストラリアは、民間の資金供与の可能性に注目し、可能な環境を築き、投資リスクを軽減するよう求めた。同代表は、実際に提供できた製品、この場合は回避した排出量に基づき支払うべきだと述べた。同代表は、UNFCCCの決定書は各国が国内のREDD+面での意思決定を行えるよう、柔軟性を提供する必要があると強調した。

コスタリカは、環境サービスに対する国家支払い(PES)スキームについてプレゼンテーションを行い、自国の経験を指摘した：炭素以外の便益を考慮する；異なる資金源を得る；多様な森林関連活動に対し補償する。同代表は、各国の意思決定には、予見可能な資金が「必須 (a must)」であると強調した。

議論の中で、ボリビアは、事前資金供与を伴う緩和と適応共同の手法に焦点を当てた。ガイアナは、特に多様な資金源から支払いを得る必要があると強調し、資金の一貫性および言行一致を高める新たな国際構造の必要性も指摘した。中国は、資金の予見可能性、REDD+資金の規模拡大、特に公的資金源からの資金規模拡大が重要だと強調した。パプアニューギニアは、途上国は持続可能な資金の明確化を必要としていると強調し、優れたガバナンスの重要性に焦点を当てた。スイスはEIG（訳注：環境十全性グループ）の立場で発言し、COPガイダンスがREDD+資金の追加負担を生むことがあってはならないと指摘し、早期資金と長期資金の間のギャップを埋める必要があると指摘した。ブラジルは、成果が十分モニタリングされ、報告され、検証された後の資金供与方法と手段を議論する必要があると強調した。EUは、リスクを軽減する方法として地域社会の参画に注目し、資金は多様な資金源からのものにすべきだと述べた。

COP 19に対する期待に関し、コロンビアは、REDD+に特有のもの、たとえば資金のセーフガードと、GCFなどの組織とを結び付け、成果ベースの行動に資金を供与する構造を求めた。ノルウェーは、REDD+を資金メカニズムに結び付けるCOP決定書を求め、このようなメカニズムを利用可能にするよう求めた。タイとドミニカは、COPの下でのREDD+統治組織を求めた。

市民社会組織は、REDD+の資金構造、市場の役割、セーフガードの重要性、タイムリーで適切な支払いの必要性を論じた。

廊下にて

月曜日、交渉が再開され、SBI議題書では、「議長の友人」グループの非公式協議が続けられたが、成果を得ることはなかった。この部屋から出てきた参加者の一人は、「もう十分だ (enough is enough)」と述べ、今これからどう進むかという、プレナリーの議論を再開することだと宣言した。

参加者がSBIやADPでの作業継続方法について徹底的な議論をしようとする中、ボン会議不在が目立つ国際メディアの関心は、新しい国際エネルギー機関の報告書に集中している、この報告書は、化石燃料の利用によるGHG排出量が2012年に最高記録まで上昇したと指摘し、世界は、産業革命前から2°C以内の世界平均気温上昇を抑えるというUNFCCC合意目標をはるかに上回る、3.6°Cから5.3°Cの温暖化に向かっていると警告した。さらにこの報告書は、各国及び各企業に対し、次のことなどを行うよう求めている：積極的なエネルギー効率化措置の実施；石油および天然ガス生産でのメタンの放出削減；化石燃料補助金の段階的廃止。

軽い話題では、GRULAC（訳注：ラテンアメリカ・カリブ海グループ）の昼食会において、COP 20のペルーでの開催、ベネズエラでのプレCOP会議の開催が合意された。参加者数名は、極めて多忙な会議となりそうな2014年会議が終わると、マチュピチュへの会議後ラッシュが起きるのではないかと冗談をかわしていた。

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Allan, Beate Antonich, Asheline Appleton, Elena Kosolapova, Ph.D., Kati Kulovesi, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donor of the Bulletin is the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2013 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, Québec, and the International Organization of La Francophonie / Institute for Sustainable Development of La Francophonie (IOF/IFDD). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - June 2013 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.

ボン気候変動会議

2013年6月11日 火曜日

火曜日はSBI プレナリーが開催された。また、条約第6条(教育、訓練、啓発)に関するドーハ作業計画の実施を前進させるための第1回SBIイン・セッションダイアログが引続き午後に行われた。更に、SBSTAとADPの下で非公式協議が終日行われた。

SBI

SBIのChruszczow議長は、SBIは8日間の作業時間を失ったと嘆き、SBI 議題で合意に至るための試みについて概要を示し、意思決定に関する課題に対処すると保証するSBI議長ステートメントや、会合報告書に議長ステートメントを盛り込むこと、COPおよびCMPでの意思決定に関する手続き及び法律上の問題に関して新たに提案された項目を削除したSBI補遺暫定議題 (FCCC/SBI/2013/1/Add.1)採択などを含めた“ソリューション・ボックス”を提案した。また、政府間会合のアレンジという議題項目の下でCOPおよびCMPでの意思決定に関する手続き及び法律上の問題を検討するため、火曜午後の議題採択後に、SBI共同議長と副議長が座長を務めるコンタクトグループを開催すると述べ、SBIのChruszczow議長は、締約国に対して、提案したソリューションに沿って、暫定議題を採択するよう招請した。

ロシアは、その意見に反対を唱え、全ての締約国の関心事項に配慮した議題が必要だと強調し、ウクライナとベラルーシがこれを支持した。ロシアは、2013年の暫定議題をベースにした作業が2015年の“暫定的な約束を記載した暫定合意”につながるリスクがあると強調した。ウクライナは、議題項目案の根底にある問題が重要だと全ての締約国が認識しながらも、それを議題に盛り込むための合意が無いという“パラドックス”を強調した。

フィジーは、G-77/中国の立場から、同グループがSBI議長の試みと提案を支持することを表明した。また、スワジランドがアフリカン・グループの立場から、そして、ネパールが LDCsの立場から、議長案を支持した。スイスは、環境十全性グループの立場から、議長案が一部の締約国に受入れられない理由は理解し難いとした上で、議長案によって明確にこの問題が議題に位置づけられ、本件について議論したいという締約国

の希望を議長ステートメントに反映させ、そうした議論のためのコンタクトグループを設置することになるのだと強調した。EUは、議長案を支持し、本件の重要性を認識した上で、これをコンタクトグループの中で討議することに前向きな姿勢を示した。

日本は、SBIの作業時間のロスは遺憾であると述べ、議長案を支持した。また、本件の重要性については“いつになく幅広い”合意が見られたとして、米国が議長案を支持し、合意の欠如により本件や他の重要課題に関するSBIの議論は停滞してしまうと強調した。オーストラリアは、SBIの作業を“進行させる”よう求めた。議長案は“素晴らしい善後策”であるとし、ニュージーランドは、ロシア、ウクライナ、ベラルーシの提起した問題を議論する意欲を示した。SBI議長のアプローチに支持を示し、カナダは、提起された諸問題が重要であり、議論の必要があるとの意見に同意した。

手続きルールについて、シンガポールは、いかなる締約国も新たに議題項目を提案する権利を有するが、議題に盛り込むにはコンセンサスが必要だと強調し、それが無ければ“UNFCCCのあらゆる会合で”新しい議題項目を追加しようという意向が働いてしまうと主張した。さらに、新たな項目を提唱す3カ国が、提案を否決するか提案された項目を保留するかどうかという状況の中で、協議を継続しながら、“通常の行動プロセス”を受け入れていないことに遺憾の意を示した。シンガポールは“この難所”の解決が将来の前例となってしまうことに警戒感を示した。

SBIのChruszczow議長は、ダーバンでは、締約国が議題採択を経ずにCOPおよびCMPの作業開始を決定し、後の段階で議題採択の決議に苦労したことを思い起こし、自らの提案をあらためて表明したが、ロシア、ベラルーシ、ウクライナは反対し続けた。

ツバルは、本件に対処するためのSBI議長ルールを要請した。Chruszczow議長は、手続きルールには投票が認められておらず、SBIではコンセンサスをもって決定を下さなければならないとの意見を示した。G-77/中国は、“手続き自体が不毛である”とし、議長が“必要性”の原則を適用し、本件は“世界の国々を救うための議長の個人的な試みだ”との見解を示して、“今後の方針について小槌をたたく”よう要請した。

Chruszczow議長は、会合を15分間中断することを発表した。

会合が再開されると、ロシアは、透明性や国家主権と政治的意思の重要性を強調し、UNFCCCの下での“不変の手続き上の問題”は、新たな議題項目案の背後にある根拠を示すものだと述べた。また、意思決定手続きについては検証する必要があるとし、手続きルールに関してCOP決定を作成するよう要請した。更に、必要性の原則に基づいてSBI議長が議題の決議を行うことは“いかなる法的文脈からも逸脱する”とし、コンセンサス無くして議題を採決することは手続きルールの“甚だしい侵害”であると主張した。

SBIのChruszczow議長は、議長案を採択するためのコンセンサスが得られていないことについて“SBIの作業を開始する術がない”と述べた。また、透明性と全員参加の必要性、ならびにプロセスに対する信頼と締約

国の自主性について強調し、議長は締約国に奉仕する者であり、“地球が救えるかどうかは締約国次第だ”と述べた。

UNFCCCのChristiana Figueres事務局長は、COP 18では“誰もが回避することを望んだらう”土壇場の数時間の交渉があったことを伝え、そうした状況下では締約国の権利が丸ごと聞き入れられる訳ではないと述べ、全ての締約国は、非公式会合を含めた議論の意思決定に携わるという姿勢を示してきたが、こうした議論を議題採択なく続けられることはなく、SBIの作業を開始することも不可能であると指摘した。また、Figueres事務局長は、次回の会合では一丸となってSBIの作業を検討し、締約国は条約の究極目標をタイムリーに追求していくという精神に則って、今回とは違う雰囲気です審議を開始できるよう望んでいると述べた。

SBIのChruszczow議長は、SBI プレナリーは金曜日に会合を再開して閉幕することになると述べた。

条約6条に関するドーハ作業計画の実施に関するダイアログ: 火曜の午後には、SBIインセッションダイアログが続けられた。

気候変動の訓練に関する計画・実施・評価から学んだ教訓について、Mariia Khovanskaia（中央・東ヨーロッパ地域環境センター：Regional Environmental Centre for Central and Eastern Europe）が、交渉や適応の意思決定のトレーニングを含めた“超地域”レベルでの機会について幾つか紹介した。

Zinaida Fadeeva（国連大学）は、気候変動対策に必要な幾つかの能力について指摘し、教育は変革の力を担うべきであり、単に技術的なものではなく、実践的な演習を中心とした、反射性があり自由度がなければならないと述べた。

Stelios Pesmajoglou（温室効果ガス管理協会）は、MRVの原則とプログラム設計に関するオンライン・トレーニング、GHG算定・検証に関する専門家の認定制度、IPCCガイドラインをベースにして開発中の新コース等について概要を述べた。

Marek Harsdorff（国際労働機関）は、グリーン経済への移行を制約する人的資源のギャップに対応する必要があると強調し、OJTから再教育まで幅広いトレーニングが必要であると指摘した。

また、取り組みの持続可能性や成功の評価、現在進行中のプロセスとしてのトレーニング、各国のカリキュラムにセクター別のニーズを統合させること等についても話し合いが行われた。

気候変動教育や国際協力を通じた訓練の実施強化の機会について、Yucheng Zhang（中国）は、南南協力を通じた気候変動のキャパシティビルディング強化に向けて実施している訓練プログラムを含めた中国のイニシアティブについて紹介した。EUは有数のODA及び気候資金の供与国であるとし、Tony Carritt（EU）は、途上国のキャパシティビルディング支援のためのEUのイニシアティブについて、特に貧困撲滅戦略と気候変動の統合化や適応、REDD+に関する対話の強化のためのグローバル気候変動アライアンス等を紹介した。

Moritz Weigel (UNFCCC) は、国連の諸機関の活動間の相乗効果や連携を最大化するべく、気候変動の教育、訓練、啓発に関する国連のアライアンスが2012年12月に発足したことを紹介した。また、国連参加機関の代表が条約6条の実施のために行われている具体的なプロジェクトや活動について紹介した。Rawleston Moore (GEF) は、教育・訓練の促進のため最近実施されているプロジェクトについて強調し、GEF信託基金が地球規模の環境便益を創出するために累積する活動費を賄うための資金源を提供しており、LDCFとSCCFは適応の便益を創出することを目指した追加的な適応費用を賄うための資金を提供しているのだと説明した。

また、各国のフォーカル・ポイント間のコミュニケーション手段やインタラクティブな学習プロセスを中心とした議論が行われた。

SBSTA

REDD+: 午前のREDD+に関する非公式協議では、特に、国家森林モニタリングシステムとMRV; 森林参照排出レベル及び森林参照レベル; セーフガード; 森林減少の促進要因; 炭素以外の便益等に関するテキスト素案について討議が行われた。また、条約およびセーフガードに関する情報提供に係る他の国際プロセスに基づき、途上国に対して、関連性のあるガイダンスを検討するよう促すことを議論した。多くの途上国は、“国内プロセス”を志向し、“国際プロセス”という文言に反対を唱えた。そこで“政府間プロセス”と記載する案が出されたが、ある締約国が、このように記載すれば生物多様性条約 (CBD)等の諸機関のガイダンスを検討することが容易になるものの、その他の種類の機関のガイダンスは除外されてしまうと指摘した。その後、結局、同パラグラフを削除することで合意が成された。終日交渉は続けられた。

技術: 午後のコンタクトグループ会合で、気候技術センター・ネットワーク(CTCN)及びその諮問機関のモダリティ及び手続きに関する進捗報告書(FCCC/SB/2013/INF.5)について、検討が行われた。締約国は総じてCTCN諮問機関の作業を認識する同報告書を受け入れる意向を示した。

国家指定機関(NDEs)については、フィリピンがG-77/中国の立場から、また、EUが、CTCNの作業に対するNDEsの関与を確実にするよう求めた。米国は、ごく少数の締約国しか機関を指定しようという呼びかけに答えていないとし、特に非附属書I国にはNDEsの特定及び指定を奨励した。中国は、どのように締約国に指定を推進し将来的にNDEsを関与させるか検討することを提案した。日本は、先進国が指定機関を提出することになっているのか混乱が生じていると指摘し、ウガンダとともに、NDEになるための基準を明確にするよう求めた。オーストラリアは、過度に規範的になることに警戒感を示し、CTCNがどのように作業を系統化していくか決めるための時間が必要だと述べた。CTCN諮問機関の議長は、NDEの構成要素に関するガイダ

ンスを現在作成中であり、近いうちに公表予定であると述べ、各国はNDEsの特定において柔軟性が与えられていると述べた。

共同議長が結論書草案を作成する予定だ。

廊下にて

火曜午前、疲れきった参加者でさえも、若者たちのキャンペーンや成果を高らかに謳いあげた“*Youth in Action*”と題されたレポートの公表に至った青年NGOの熱意に感化されずにいるのは困難だったようだ。しかし、昼食時にSBI プレナリーが開催されることが決まると、昂揚ムードは早々に萎んだ。SBI プレナリーは、ボン会合で実質的な作業に取り掛かることは不可能だという事実もたらす意味合いと必然的な今後の影響について、多くの参加者が沈思し、動揺するという気持ちの変化が目立つセッションとなった。ある交渉官は、SBI議長が“ドーハで拙速に小槌を叩いたことで最初の混乱が生まれたのに、ここで、コンセンサスなく小槌を打つ”よう懇願している皮肉について考えており、「ワルシャワではバラバラになった事態を収束しなければならない」と、少しでも楽観的なムードを奮い立たせようという気構えを示した。

数名の参加者にとっては、“恐ろしい火曜日”の影響の方が差し迫ったものであると見え、「今日はプロセスにとって悲しい一日だ。我々の動向に注目している世界は、最悪だと思うだろう」と悲痛な面持ちで語る参加者もあった。また、別の政府代表は、SBIの行き詰まりは「SBSTAやADPでの順調な作業や建設的な議論に影を落としかねない」と述べた。UNFCCCのChristiana Figueres事務局長は“より良い精神で”と訴えたが、そのメッセージがどうにかして伝わり、UNFCCCプロセスが完全に麻痺することのないよう願うと話していた。

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Allan, Beate Antonich, Asheline Appleton, Elena Kosolapova, Ph.D., Kati Kulovesi, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donor of the Bulletin is the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2013 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, Québec, and the International Organization of La Francophonie / Institute for Sustainable Development of La Francophonie (IOF/IFDD). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - June 2013 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.

ボン気候変動会議

2013年6月12日 水曜日

水曜日午前中、ADP非公式プレナリーが開催された。一日を通し、SBSTA及びADPの下でのコンタクトグループ及び非公式協議が開催された。

ADP非公式プレナリー

午前中の非公式プレナリーで、Andreas Fischlin(スイス)は、2013-15年レビューに関する組織化専門家ダイアログについて報告し、SBSTA議長のMuyungiは、対応措置に関する作業の概要を説明した。その後、締約国は、2つのADPワークストリームにおける進捗状況及び追加作業が必要な分野について検討した。

ワークストリーム 1に関し、オーストラリアは特に、次の項目の推敲を求めた：国際的に合意された規則ベース枠組みで行うべき、国家決定の約束で構成されるハイブリッドモデル；科学及び平等の概念に沿った野心引き上げ措置；定期的な約束再検討メカニズム；行動を可能にし、支援する供与。EUは、適応および実施方法に関し各締約国が希望するものを特定するよう求めた。同代表は、主要問題に関し、ワルシャワ会議前に文書を提出する必要があると指摘し、共同議長に対し、締約国の考えを反映させるペーパーで優先分野を明らかにするよう求めた。

日本は、共通算定規則を明確にし、事後レビューを検討する必要があると強調した。同代表は、次の項目に関しても更なる推敲が必要だと述べた：約束の時間枠組み、約束と規則の関係；事前と事後の協議；新しい合意の中での適応の枠づけ。

フィリピンはLMDCの立場で発言し、ADPの下での集約化されたプロセスと条約の4本柱を中心に構成する交渉を求めた。

ノルウェーは、次の項目に関する追加協議を提案した：緩和約束の時間枠の定義付け；透明性及び信頼性の規則；新しい合意の中での適応の枠づけ。スイスは、緩和に関し共通の理解が生まれている分野を紹介した、これには次のものが含まれる：国際的なガイダンスに基づく国家決定の緩和行動；規則ベース手法の利

点；締約国が緩和行動のプレッジを提示し、その後プレッジ最終決定の前に国際協議プロセスを行う2ステップ・プロセス。緩和に関するCOP 19決定書について、同代表は、全てのものが「約束すると約束すべきだ」と促した。さらに同代表は、次の項目を求めた：緩和約束の法性に関する共通の理解；衡平な差異化に関する意見交換の継続；約束を「根付かせる（anchor）」プロセスの要素を推敲。

インドは、2015年合意の進展には附属書Iの野心引き上げが必要だと強調した。同代表は、この合意は差異化された責任に基づくべきだと強調し、CBDRのダイナミックな解釈、そして2ステップもしくはハイブリッドプロセスなど、ポスト2015年の構造では、条約の原則に再度焦点をあてる必要性に関する議論を強調した。トルコは、条約の原則は全面的に適用すべきだが、適用される内容は変化しており、新しい合意では差異化された責任および約束を適切な形で作るべきだと発言した。チリはAILACの立場で発言し、想像力のある考えと特に次の項目に関する提案を求めた：実施方法；遵守とインセンティブ；野心及び参加を強化するために必要なダイナミズムを確保する事前と事後のレビュープロセス。

サウジアラビアは、条約の再交渉とはならない合意が必要だと強調した。同代表は、2013-15年レビューと対応措置のリンクに注目し、対応措置の社会や経済への影響を理解する作業が不可欠だと述べた。シンガポールは、更なる作業分野に焦点を当てた、これには次の項目が含まれる：先進国の指導的役割；決定書の実施を強化し、既存の制度のリンク及び実績を強化する方法；締約国提起の行動を明確にする方法；規則により世界的な参加を確実に促進するための方法。キューバは、ダーバン及びドーハでの決議、バリ行動計画、そして京都議定書を中心に作業を構成すべきだと強調した。

米国は、特に次の項目に関する合意を指摘した：透明性のあるMRVを示すと同時に全てのものに適用できるだけの柔軟性をもつ規則を持ち、国家が貢献について決定することで、緩和に対応する；ポスト2020年の期間でも支援を継続する。同代表は、全てのものに適用可能であり、得られた経験に基づき作成される規則などで更に作業をするよう提案した。

ニュージーランドは、次の項目に関する共通意見を指摘した：ボトムアップとトップダウンのハイブリッド手法、ただし詳細は異なる；国家決定の貢献について理解し、比較する意思があること；柔軟性及び衡平性の必要性、ただしこれをどう達成するかその方法では違いが残る。同代表は、締約国による約束の実施を確保するメカニズムについてさらに議論するよう提案した。ナウルはAOSISの立場で発言し、ワークストリーム 1と2のリンク、そして実施方法に焦点を当てた。同代表は、既存の制度同士のリンクについて更なる作業を求めた。

ワークストリーム2に関し、締約国は、意見が集約した分野、ワルシャワなどで更なる作業が必要な分野に焦点を当てた。

追加作業分野について、EUは、土地利用、エネルギー効率、再生可能エネルギー、炭素隔離、持続可能な開発を指摘した。同代表は、UNFCCC及びモントリオール議定書の下でのHFCsに関する行動を求めた。

ナウルはG-77/中国の立場で発言し、次を提案した：的を絞ったエネルギー効率化措置；最も効果的かつ実施可能な緩和オプションを特定する実際的かつ行動本位なプロセス；エネルギー分野以外の分野の緩和ポテンシャル実現；他の会議の場で行われている作業の取り込み。同代表は、緩和負担の先進国から途上国への移転に警告し、先進国に対し、野心を引き上げ、途上国に実施手段を提供し、既存の制度を支援するよう求めた。同代表は、国連事務総長による2014年リーダーズサミットは緩和ポテンシャルを得る機会であると強調した。

ブラジルは、フィリピンの支持を受け、信頼感を築き、ワークストリーム1で進展を図るにはワークストリーム2がカギであると強調した。同代表は、GCFは「期待したレベルでない」と指摘し、先進国の指導力も適切でない」と指摘した。同代表は、国連持続可能な開発アジェンダ及び持続可能な開発目標の発展と一致させることが重要だと強調し、これはワークストリーム2の下での作業で高めることができると述べた。

ネパールはLDCsの立場で発言し、先進国の指導的役割を強調し、次の項目を求めた：プレッジの野心引き上げに関する情報；行動を可能にする上で障壁となるものへの対応；京都議定書の下での目標のレビュー；第2約束期間に参加しない附属書1締約国のプレッジ実施；条件の撤廃；途上国によるNAMAsの提出と実施。

フィリピンは、ブラジル案支持を表明し、ワークストリーム1の下での新しい合意の土台となるワークストリーム2での進展を強調し、2015年合意は条約の実施であり「新しい条約」の実施ではないと評した。同代表は、実施手段の提供を求め、無駄の多い消費に基づく生活様式への対応を求めた。

チリはAILACの立場で発言し、プレッジを引き上げ、その上限に向かう適切な環境を築くための既存の制度の役割強化について、更なる作業を求め、エネルギー部門以外の部門にも対応する必要があると指摘した。

日本は、HFCs、再生可能エネルギー、エネルギー効率など具体的な行動に焦点を当てるよう求めた。オーストラリアは、技術作業を確保する分野として、エネルギー部門に焦点を当てた。同代表は、プレッジは「極めて重要」とあり、より多くのプレッジを奨励し、既存のプレッジ強化の条件について更なる作業が求められると述べた。

スイスは、特に次の項目を求めた：閣僚ラウンドテーブルにおいて、緩和ポテンシャルは「最善の土台 (best basis)」であるとの共通の理解を得る；新たなプレッジの余地を作る；モントリオール議定書の下でのHFCsへの対応など、UNFCCC以外の行動を推進する。

ミクロネシア連邦は、モントリオール議定書の下でのHFCsの段階的撤廃の提案が京都議定書の(温室効果)ガスのバスケットからHFCsを除去するわけではなく、UNFCCCの下でHFCsに対応する締約国の能力が制限

されるわけではないと明言した。同代表は、この提案は先ず先進締約国からHFC生産を段階的に撤廃するよう推奨すると述べ、この提案が新たに出てきたHFC問題への対応努力を補うわけではないと強調した。

ベネズエラはLMDCの立場で発言し、HFCsをモントリオール議定書へ移すことは途上国に悪影響を与えると発言した。中国は、他の国際組織でGHGsを扱うことへの懸念を表明した。サウジアラビアとインドは中国を支持し、HFCsはUNFCCCの下で検討されるべきだと強調した。

ベネズエラはLMDCの立場で発言し、附属書I締約国に特に次の項目を求めた：京都議定書改定文書を可能な限り早期に批准する；国内行動による約束の引き上げ；途上国での緩和プロジェクトに対し、排出クレジットによる見返りを求めることなく、全資金を供与する。さらに同代表は、IPRレジームでの柔軟性も求めた。サウジアラビアは、ワークストリーム2は締約国主導にすべきであり、全ての部門、ガス、排出量および吸収量を含めるべきだと発言し、COP 19でワークストリーム2に関する決定を行うのは時期尚早だと述べた。

マレーシアは、実施手段があれば途上国はより多くのことを達成できると述べた。バングラデシュは、ギャップを削減し、適応、資金、技術移転、キャパシティビルディングでの野心を引き上げる必要があると強調した。

インドは、アルゼンチンと共に、取り上げるべきセクター別問題を明確せずに、緩和野心引き上げ及びセクター別問題に関するテクニカルペーパーを作成するのは時期尚早だと指摘した。アルゼンチンは、農業、エネルギー、輸送など、貧困撲滅に極めて重要な少数の部門を特定した。

イランは、これまでのUNFCCC会合及び関連する他の国連組織の会合の成果を尊重するよう求め、国際法に違反するユニラテラルな経済、金融、貿易措置を控えるよう各国に求めたリオ+20の成果文書のパラグラフ26に焦点を当てた。

SBSTA コンタクトグループ

多様なアプローチの枠組み(FVA)：午前中のコンタクトグループ会合で、締約国は、結論書草案に多少の改定を加え、その後、FVAに関するワークショップの開催時期の合意を保留するとの理解に基づき、この文書をSBSTAに送ることで合意した。

ボリビアは、AOSISの立場で発言したセントルシア、及びベネズエラの支持を受け、当初の作業ではこの枠組みの目的と範囲に焦点を当てるべきだと強調した。ドミニカ共和国は、この枠組みが国情及び共通課題への対応を助ける方法に関する文書提出を提案した。多数の締約国が、次の必要性を強調した：ワークショップ開催、ワークショップ開催時期に関する合意、途上国の広範な参加を確保する方法。

ブラジルは、FVA、非市場手法、新たな市場ベースメカニズムに関する結論書はパッケージとみなすべきと強調した。

非市場ベースの手法：午前中のコンタクトグループ会合で、締約国は、非市場ベース手法に関するワークショップ開催の時期の合意は保留するとの理解に則り、結論書草案をSBSTAに送ると決定した。

新しい市場ベースメカニズム：午前中のコンタクトグループ会合で、締約国は、新しい市場ベースメカニズムに関するワークショップ開催時期の合意は保留するとの理解に則り、結論書草案をSBSTAに送ると決定した。

廊下にて

残り2日間となり、ADPとSBSTAは、ボンでの作業取りまとめを開始した。参加者は一日を通して会合したが、最も多くの参加者があつまったのは、コーヒーバーの近辺であった、ある参加者は、金曜日のSBSTA閉会プレナリーへ送る結論書作成を早めるため「必要なインスピレーションを得るの」だと冗談を言っていた。他方、SBIの前線は全く静まったままであった。

ADPの下では、締約国が今後の進め方の検討を開始した。非公式プレナリーの後、ある参加者は、「COP19で必要な決定書パッケージの詳細はあまりできていない」と懸念した。一部のものは、火曜日に起きたことを考えると、「公式な交渉が行われなければ、気候会議への代表派遣を正当化するのは困難かもしれない」との懸念を口にした。他のものは、COP 19の注目点が何になるか首をひねり、ある参加者は、COP 19に向けいろいろなアイデアを出していた：「資金COP、損失と被害のCOP、実施COP。ワルシャワ会議は多くの人にとりいろいろなものになるようだ」、この点、5か月を残す中で希望リストが長くなっていることから明らかだと。

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Allan, Beate Antonich, Asheline Appleton, Elena Kosolapova, Ph.D., Kati Kulovesi, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donor of the Bulletin is the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2013 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, Québec, and the International Organization of La Francophonie / Institute for Sustainable Development of La Francophonie (IOF/IFDD). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - June 2013 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.

ボン気候変動会議

2013年6月13日木曜日

木曜日午後、ADP閉会プレナリーが開催された。一日を通して、SBSTA及びADPの下で非公式協議及びコンタクトグループが開催された。

ADP閉会プレナリー

決定書1/CP.17の全要素実施：午後のADP閉会プレナリーで、共同議長のMauskarは、両ワークストリームでの「建設的な作業」を報告し、さらに締約国が進捗状況を振り返ったと指摘した。同共同議長は、報告書が作成されUNFCCCのウェブサイトに掲載されると知らせた。この報告書には次のものが含まれる：概要報告書及びADPワークショップの進行役による要点；ADP共同議長作成のラウンドテーブルに関する非公式サマリー及びADPスペシャルイベントに関する非公式サマリー；共同議長がADP 2の第1セッション及び第2セッションでの議論に基づき作成する進捗状況覚書。共同議長のMauskarは、ADPラウンドテーブル及びワークショップは、この後も今年中、続けられると指摘した。その後、締約国はADP結論書(FCCC/ADP/2013/L.2)を採択した。

組織上の問題：役員の選出：共同議長のMauskarは、ADPの次期共同議長はKishan Kumarsingh(トリニダード・トバゴ)とArtur Runge-Metzger(EU)、新しい報告担当官はIsabel Di Carlo Quero(ベネズエラ)であると発表した。

閉会ステートメント：フィジーはG-77/中国の立場で発言し、達成された進捗を賞する一方、特に次のことを求めた：ワルシャワ会議ではより焦点を絞った締約国主導モードで進展を図り、緩和、適応、実施方法などではバランスのとれた手法に倣う。同代表は、ワークストリーム2では先進国のリーダーシップが必要だと強調した。同代表は、ADPの今後の作業に関する情報を提供するため、事務局が作成する2つのテクニカルペーパーを歓迎した。

ワークストリーム1に関し、EUは、新しい合意は公平で、包括的、かつ法的拘束力のあるものとすべきであり、同時に、永続的で、ダイナミック、時と共に進化できるものにすべきだと述べた。ワークストリーム2

に関し、同代表は、次の必要性を強調した：プレッジのない締約国によるプレッジ提起；既存のプレッジの野心引き上げ；行動強化におけるUNFCCCの役割設計。

ワークストリーム1に関し、オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、特に、約束の予測可能性を確保する透明性措置、及び野心と公平性を検討する諮問プロセスを求めた。ワークストリーム2に関し、同代表は、異なる国情を持つ締約国が緩和ポテンシャルを捕捉できる方法を検討し、国際協力イニシアティブを通じた補足的な作業の推進を提案した。

スイスはEIGの立場で発言し、ワルシャワ会議では、次の項目を含め、2015年合意の基本要素に関する共通の理解を示す決定書を求めた：2°C目標に向けた各締約国の緩和約束；そのような約束の手続き；新しい合意に関する時間枠と構成。ワークストリーム2に関し、同代表は、プレッジを提出していない締約国に対し、提出するよう求め、閣僚ダイアログの基礎を作るために緩和ポテンシャルに関する更なる技術情報交換を促し、化石燃料補助金の改革を推奨した。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、2015年合意は条約の再交渉を意図するものではなく、2021年以降の条約の実施について定めるものだと再確認した。同代表は、緩和に関する改定されたテクニカルペーパーを要請し、このペーパーには次の情報を含めるべきだと述べた：条約の原則の適用可能性；適応行動及び緩和行動の利益；障壁を解決する手段；実施方法。

ナウルはAOSISの立場で発言し、緩和負担の途上国への移転に警告し、先進国に対し、新しい政策および戦略を京都議定書の下での野心的な約束に転換して、国内の未着手の緩和ポテンシャルを検討し、探求するよう求めた。同代表は、さらに、2014年までに条約の下でも比較的野心的な約束をし、2015年合意の内容におけるものも含め、損失と被害に対処するメカニズムを求めた。

ネパールはLDCsの立場で発言し、次の項目を求めた：より焦点を絞った交渉に移る；特に適応に関する行動を強化し、損失と被害に関するメカニズム、資金援助を提供する効果的な議定書の2015年での採択。

コスタリカはSICAの立場で発言し、次の項目を支持すると述べた：資金、適応、緩和、キャパシティビルディング、技術移転を検討する一つのコンタクトグループの設置；2015年合意の下での先進国の支援提供に対する監視とMRVメカニズム。

サウジアラビアはアラブグループの立場で発言し、次の必要性を強調した：2013年から2020年の間に先進国が提供する資金のレベルの明確化；対応措置への対処。

パキстанはLMDCの立場で発言し、条約の実施強化がADPのマンデートであると想起し、HFCsやエネルギーなどセクター別活動について、途上国に追加負担をかけるものであってはならないと述べた。

チリはAILACの立場で発言し、次の項目を求めた：2015年合意の中身と要素の構成を示すワルシャワでの決定書；適応を中心とする2015年合意；確固とした遵守メカニズム；野心のギャップを狭めるのに貢献するUNFCCCの下での更なる作業。

エクアドルはALBAの立場で発言し、作業では条約とCBDRに焦点を当てるべきだと強調し、新しい合意では公平性を根幹に据えるべきだと述べる一方、この概念の解釈には違いがあると指摘した。パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、REDD+は新たなそして追加的な資金援助及び技術支援があれば、緩和野心のギャップを埋めることに貢献する可能性があることを強調した。

南アフリカは、持続可能な開発への衡平なアクセスなど、衡平かつ平等な形で努力を共有する必要があることを強調し、適応及び実施方法に関する共通の約束を求めた。ウガンダは、2015年合意の交渉に残された日数は930日であることを締約国に思い出させ、文書の交渉に移るよう求めた。バングラデシュは、規則ベースの多国間システムにおいて、適応に対し特定の規則をどのように適用すべきか提案するよう求め、メキシコは、HFCsをワークストリーム2に含めることへの関心を表明した。

会議報告書：締約国は、ADP 2の第1セッション及び第2セッションの報告書(FCCC/ADP/2013/L.1)を採択した。

共同議長のマウスカルは、2015年合意の確固とした基礎を築き、2020年までの野心に対処することが共同議長の目標であると指摘し、同議長の見るところ、そのような基礎が築かれたと述べた。同共同議長は、「一万マイルの旅も一歩からであり、数歩を進んだが、本当の困難は今始まる」と結論づけた。共同議長のマウスカルは、新しいADP共同議長の下、締約国が建設的な精神を続けるなら、成功を収められるとの確信を表明した。

共同議長のカドランドは、ADPの作業開始時点で、両共同議長はラウンドテーブル及びワークショップで進展を図るとの発想を得たと想起し、この手法はADPには役立ったが、「一部の活動は、さらに公的なセッティングに移る時が来た」と指摘し、「ワークショップ及びラウンドテーブルではある程度の堂々巡りがある」と指摘した。カドランド氏は、事務局及び締約国に感謝し、自身は「これで三度目」だがこのプロセスから身を引くと述べ、これに関わっている人たちをいつも懐かしく思うが、「気候変動での責任のなすり合いに疲れた」と述べた。同氏は協力の精神を求め、午後6時9分、ADP 2を中断した。

SBSTA

技術：午前中、技術開発及び技術移転、技術メカニズムの実施に関する非公式協議およびコンタクトグループ会合が開催され、締約国は結論書改定案をパラグラフごとに検討した。CTCN諮問理事会に対するSBSTAの要請が議論の焦点になった。

締約国は、この文書を採択のためSBSTAプレナリーに送ることで合意した。

REDD+に関する手法論ガイダンス: 午前中、REDD+に関するコンタクトグループ会合において、締約国は、結論書をSBSTAプレナリーに送ることで合意した。

送られた文書には次のものが含まれる: MRV及び参照レベルで可能な決定書草案の保留要素を記載する附属書; そしてCOP 19で検討される3つの決定書草案、一つは森林減少の推進要素に関するもの、2つ目はセーフガードに対処する方法に関する情報提出のタイミングと頻度に関するもの、3つ目は国家森林モニタリングシステムの手続きに関するもの。

多数の締約国が、ボン会議での進展に満足の色を表明し、多数のものが期待感を上回るものだったと指摘した。さらに締約国は、非炭素便益と非市場メカニズムに関し、ドーハで新しく義務付けられた二つの課題を議論するプロセスの開始を定めた文書を強調した。

ノルウェーは、セーフガードに関する情報の提供と成果ベースの資金とがリンクされていないことへの懸念を表明した。パプアニューギニアとパナマは、REDD+ カニズムは今や「より多くの肉。しかし、それでも背骨は必要だ」と述べた。ブラジルは、ワルシャワ会議前の、REDD+に関する会合と会合の間の作業に注目し、「ボン会議は、開かれなかった会合として記憶されるのではなく、ワルシャワにおけるREDD+での印象的な進展を図れる道を開いた会合として考えられる可能性がある」と強調した。

途上国NAMAsのMRV: 開発途上国NAMAsのMRVに関する午前中のコンタクトグループ会合では、支援に関する文書草案を検討し、結論書に付属するガイドライン草案または決定書草案にどの要素を含めるか議論した。

南アフリカはG-77/中国の立場で発言し、国家が決定するニーズに対し関心のある締約国が支援を提供するよう求めたが、米国は国内のMRVに関する情報の連絡支援を提案した。時間的な制約のため、締約国は、結論書草案に含める表現と共に、これら3つのオプションをSBSTA 39に送ることで合意した。

決定書草案または結論書草案に含める要素に関し、ニュージーランドは、スイスの支持を受け、決定書草案の中にガイドラインの目的、原則、支援に関するセクションを設けることを提案した。サウジアラビアは、ガイドライン草案に全てのセクションを含めることを希望した。中国は、南アフリカとサウジアラビアの支持を受け、文書のタイトルを「ガイドライン草案の要素案 (draft elements of draft guidelines)」に変更するよう提案し、締約国はこれら要素の一部を決定書またはガイドラインの一部と考える可能性がある」と指摘した。

その後、この文書は採択のため、SBSTAに送られた。

農業: 午後、農業に関するコンタクトグループにおいて、数カ国の締約国が、交渉継続の時間を求め、結論書草案に付す文章について意見の一致がないと指摘した。

オーストラリアは、付属の文章について合意がない場合、意見の集約された分野、具体的には適応と共同便益に関し、COP 19でのワークショップ開催を検討するよう提案した。エジプトはG-77/中国の立場で発言し、ワルシャワにおける会合期間中ワークショップ開催を求める文章の結論書草案への挿入を提案し、特に農業と気候変動、持続可能な開発、食糧安全保障、農業システムの多様性に関する科学知識の現状を考えると、「適応及び追加的共同便益」に関する文書を提出するよう提案した。多数の締約国が、この文書への支持を表明し、これは有用な一歩前進だと評した。締約国は文章を追加し、結論書草案を採択のためSBSTAに送ることで合意した。

廊下にて

木曜日、参加者が午後のADP閉会プレナリーに向かう中、雨が降り出し、重苦しい灰色の空が会場のマリタイムホテルにかかり、多くの者の顔には無気力さが刻まれていた。

木曜日の初めのうちには、ADP結論書を最終決定する非公式協議が開催され、共同議長のDovlandは、ADP閉会プレナリーに参加するものは「3行の議論に3時間」をかける人たちだと述べた。伝えられるところによれば、適応と緩和の結び付きについて思うところの強い多数の締約国は、現在の科学に基づく、適応のコストと便益についてのテクニカルペーパーを求めた。合意に達せたのは、提出意見を統合することだけであった。

プレナリーから出てきた一部のものは、それでも「将来のどこかの時点で」ADPが成果を収めると楽観的であったが、多数のものが、適切に的を絞った交渉ではなく、進展も十分な早さとは言えないとして心配していることを認めた。ある参加者は、「これから波立つだろう」と予想し、別なものは2020年までの野心で進展がないことを特に懸念していたようだ。しかし、ある交渉担当者は、「ハネムーンが終わり、結婚について努力する時がきた (the honeymoon period is ending and it's time to work on the marriage)」との観測を示した。

長い交際期間を経たグループでは、REDD+の参加者が成果に満足していたようであり、「期待を上回った (We exceeded our expectations)」と宣言した。別なREDD+の交渉担当者は、「3つの課題について『クリーンな』文章を得、ドーハで解決できなかった問題でも進展があったほか、非炭素便益や非市場手法に関する新しい課題でも進展がみられた」ことを確認した。別なものは「REDD+のCOPとなる可能性がある」との希望を述べる一方で、資金という古くて油断ならない問題のボンでの進展とバランスをとることが難しいかもしれないと認めた。

ENBサマリー及び分析：ボン気候変動会議の*Earth Negotiations Bulletin summary*は、2013年6月17日、次のURLに掲載される予定：<http://www.iisd.ca/climate/sb38/>



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Conference - June 2013
<http://www.iisd.ca/climate/sb38/>



一般財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Allan, Beate Antonich, Asheline Appleton, Elena Kosolapova, Ph.D., Kati Kulovesi, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donor of the Bulletin is the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2013 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, Québec, and the International Organization of La Francophonie / Institute for Sustainable Development of La Francophonie (IOF/IFDD). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - June 2013 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.

ボン気候変動会議サマリー

2013年6月3日-14日

ボン気候変動会議は、6月3日-14日までの日程でドイツ・ボンにて開催され、「実施に関する補助機関」(SBI)及び「科学上及び技術上の助言に関する補助機関」(SBSTA)の第38回会合、ならびに「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」の第2回会合・再開会合(ADP2)が行われた。各国の政府代表約1480名、オブザーバー約900名、報道関係約30社が会議に参加した。

SBI 38は、ロシア、ベラルーシ及びウクライナによる、気候変動枠組条約締約国会議(COP)及び京都議定書締約国会合(CMP)の意思決定に係る法的・手続的諸問題について新たな議題項目の導入を目的とした提案をめぐる議題論争に特徴づけられた。その背景には、2012年ドーハで開催された国連気候変動会議での意思決定プロセスに対する3カ国の不満があった。その他の締約国は、本件の重要性を認識しつつも、新たなSBI議題項目として検討することに反対した。それに代わる案として、政府間会合のアレンジというSBIの議題項目の一部として検討する案も提起されたが、ロシア、ウクライナ、ベラルーシには受け入れがたいものだった。この論争に対して何ら解決策が見つからず、SBIはボンで実質的な作業に入ることができなかった。多くの参加者がこの結果に失望し、2013年11月にワルシャワで開催されるCOP 19及びCMP 9への影響に不安感を抱くこととなった。

目次

UNFCCCと京都議定書のこれまでの経緯	2
ボン気候変動会議レポート	4
実施に関する補助機関	4
科学上及び技術上の助言に関する補助機関	10
強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会	25
ボン気候変動会議の簡単な分析	34
今後の会議予定	39
用語集	42

一方、SBSTA 38では、多くの議題を抱えて迅速に作業を開始した。公式にはSBIの実質的交渉が行われなかった為、様々な SBSTA交渉グループには通常よりも多くの交渉時間枠が割り振られた。SBSTA 38では、開発途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減並びに森林保全、炭素貯留量の増加(REDD+)や、幾つかの方法論の問題等を中心に、素晴らしい成果が見られたと多くの参加者が認めた。ADP 2再開会合は、ワークショップ及びワークストリーム1 (2015年合意)とワークストリーム2 (2020年までの野心) に関するラウンドテーブルを中心に構成された。しかし、一部の作業をより公式的な場での作業に移行するために、コンタクトグループを一つ設置するか、複数設置するかという点で合意に至ることが出来なかった。とはいえ、今後、ADPでの交渉進展を確実にするためには、交渉方式を転換することが重要だと多くの参加者が感じていた。

UNFCCCと京都議定書のこれまでの経緯

気候変動に対する国際政治の対応は、1992年、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の採択に始まる。気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため温室効果ガス (GHGs) の大気濃度安定化を目指し、その枠組みを規定した条約であり、1994年3月21日に発効、現在は195の締約国を有する。

1997年12月、日本の京都で開催された第3回締約国会議 (COP 3) に参加した各国政府の代表は、先進工業国および市場経済移行国に排出削減目標の達成を義務付けるUNFCCCの議定書に合意。UNFCCCの下で、附属書 I 国と呼ばれる締約国が、2008年-2012年 (第一約束期間) の間に6種の温室効果ガス (GHG) の排出量を1990年と比較して全体で平均5%削減し、各国ごとに異なる個別目標を担うことで合意した。京都議定書は、2005年2月16日に発効し、現在、192の締約国を有する。

2005年-2009年の長期交渉：2005年末、カナダ・モントリオールで開催された京都議定書第1回締約国会合 (CMP1) では、議定書3.9条に則り、京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会 (AWG-KP) の設立を決定し、第一約束期間が終了する少なくとも7年前までに附属書 I 国の更なる約束を検討することを、その役割と定めた。また、COP 11では、「条約ダイアログ」と呼ばれる4回のワークショップを通じて、条約の下での長期的協力を検討するプロセスも創設された。

2007年12月、インドネシア・バリで開催されたCOP 13及びCMP 3では、長期的な問題に関するバリ・ロードマップについて合意に至った。COP 13は、バリ行動計画を採択するとともに、条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会 (AWG-LCA) を設立し、緩和、適応、資金、技術、長期協力行動の共有ビジョンを中心に討議することを役割づけた。また、AWG-KPの下では、附属書 I 国の更なる約束に関する交渉が

続けられた。2つの交渉トラックが結論を出す期限については、2009年のコペンハーゲン会議とし、その準備作業として両AWGは2008年-2009年に数回の交渉会議を開催した。

コペンハーゲン：デンマーク・コペンハーゲンでの国連気候変動会議は2009年12月に開催された。かつてない程の大きな注目を浴びたが、透明性やプロセスをめぐる論争が目立った会議となった。ハイレベル・セグメントでは、主要な経済国や様々な地域の代表、その他の交渉グループの代表で構成されるグループによる非公式交渉が行われた。12月18日深夜、会議の議論は政治的合意である「コペンハーゲン・アコード」にまとめられ、その後、採択のためにCOPプレナリーに提出された。それから13時間にわたる議論の末、参加者は、コペンハーゲン合意に「留意する」ことで合意した。2010年には140カ国以上がこの合意への支持を表明し、80カ国以上が国家緩和目標または行動に関する情報を提出した。また、締約国はAWG-LCA及びAWG-KPの役割をそれぞれ2010年の COP 16及びCMP 6まで延長することでも合意した。

カンクン：メキシコ・カンクンでの国連気候変動会議は2010年12月に開催され、締約国はカンクン合意を成立させた。条約の交渉トラックでは、決定書 1/CP.16において、世界の平均気温の上昇を産業革命以前のレベルから2°C以内に抑えるには世界の排出量の大幅な削減が必要であると認識された。締約国は、世界の長期目標を定期的にレビューし、2015年までのレビュー期間中に目標の強化を更に検討するという合意し、その際に1.5°Cを目標とする案についても検討することで合意した。また締約国は、先進国と途上国がそれぞれ通知した排出削減目標と国別適切緩和行動(NAMAs)にも留意した。(FCCC/SB/2011/INF.1/Rev.1 及びFCCC/AWGLCA/2011/INF.1、それぞれカンクン会議後に発行)。また、決定書1/CP.16には、測定・報告・検証 (MRV) やREDD+等、緩和の他の側面についても記載された。

さらに、カンクン合意は、いくつかの新たな制度やプロセスを創設した。その中に、カンクン適応枠組み、適応委員会、技術メカニズムが含まれ、技術メカニズムの下には技術執行委員会と気候技術センター・ネットワークが設立された。また、緑の気候基金(GCF)が新設され、24人のメンバーによる理事会が統治する条約の資金メカニズムの運用機関として指定された。締約国は、この基金の設計をタスクとする移行委員会や、資金メカニズムに関してCOPを支援する常設委員会の設置についても合意した。さらに、締約国は、先進国が2010年-2012年に早期開始資金300億米ドルを供給し、2020年までに年間1千億米ドルを合同で動員するとの先進国の約束についても認識した。

議定書の交渉トラックでは、CMPは、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第4次評価報告書に明記されたレンジに合わせて合計排出削減量を達成するべく附属書 I 国が野心度を引き上げるよう促し、土地利用・土地利用変化及び林業 (LULUCF) に関する決定書 2/CMP.6を採択した。また、両AWGのマンデートはもう一年延長されることとなった。

ダーバン：南アフリカ・ダーバンでの国連気候変動会議は、2011年11月28日から12月11日に開催された。ダーバンの成果は、広範なトピックを網羅しており、特に京都議定書の下での第二約束期間の設置や、条約の下での長期的協力行動に関する決定、GCFの運用開始に関する合意が含まれた。締約国は、「条約の下で全ての締約国に適用可能な、議定書、法的文書、もしくは法的効力を有する合意成果の形成」を目的とする新組織、ADPを発足させることでも合意した。ADPでの交渉は2015年末までに完了させることとし、2020年には新合意を発効させることを目指す。さらに、ADPは2℃目標に絡み2020年までの野心ギャップを埋めるための行動を模索する役割も付与された。

ドーハ：2012年11月26日-12月8日、国連気候変動会議がドーハにて行われ、「ドーハ気候ゲートウェイ」と称される一連の決定書パッケージが作成された。その中で、第二約束期間を定めるための京都議定書改正やドーハでAWG-KPの作業を最終的に完了させるための合意が盛り込まれた。また、AWG-LCAの作業完了やバリ行動計画の下での交渉終了についても締約国の合意がなされた。世界目標の2013-15年のレビューや先進国及び途上国の緩和、京都議定書の柔軟性メカニズム、国別適応計画、MRV、市場及び市場以外のメカニズム、REDD+等、さらに議論が必要とされる数多くの問題については、SBI及びSBSTAでの検討に付されることとなった。また、ドーハの成果の重要な要素としては、途上国の特に気候変動の悪影響に脆弱な国々における損失と被害への対応を検討する制度メカニズム等についての合意が盛り込まれたことである。

ADP 2：2013年4月29日-5月3日、ボンでADP 2が開催された。同会議は、ADPの2つのワークストリームについて網羅するワークショップとラウンドテーブルを中心に構成された。ADPの議論を前進させるためには、この交渉方式が有益だと多くの参加者が感じた。しかし、一部の政府代表からは、今後のADP会合では、もっと焦点を絞って、双方向で議論していく必要があるとの指摘もあった。

ボン気候変動会議レポート

6月3日（月）、SBI 38及びSBSTA 38は開幕し、4日（火）にADP 2 開会プレナリーが開催された。このレポートでは、3つの機関の議論を議題ごとに総括する。

実施に関する補助機関

SBI 38は、6月3日（月）に開幕し、SBI議長Tomasz Chruszczow（ポーランド）は、SBIは“今ここで進展しなければならない”と強調し、締約国に2015年を見据えて議論を行うよう要請した。

UNFCCCのChristiana Figueres事務局長は、アラブ首長国連邦（UAE）が京都議定書ドーハ改正文書の最初の批准国となったことに賞賛を送った。また、このドーハ改正が発効するには143ヶ国の批准が必要であるとし、他の締約国もこれに倣うよう促した。

組織的事項: 補遺暫定議題 (FCCC/SBI/2013/1/Add.1)については、ロシアが、ベラルーシ及びウクライナとともに、COP及びCMPでの意思決定に係る手続き的・法的諸問題を新たな議題項目とする提案を発表したが、これは“手続き・規範及び原則に関する国連システムをUNFCCCで適用することによる不備”に対処するための提案とのことだった。

フィジーは、77ヶ国グループ及び中国(G-77/中国)の立場から、暫定議題 (FCCC/SBI/2013/1)をベースに議事を進行するよう提案した。手続きルール採択の重要性を認識し、欧州連合 (EU)は、そうしたルールの採択はSBIの任ではないと強調した。

Chruszczow議長は、議題を採択せずに、SBIが補遺暫定議題 (FCCC/SBI/2013/1/Add.1) をベースに作業を開始するよう、提案されている新項目についてSBIのRobert Van Lierop副議長 (セントクリストファー・ネーヴィス) に非公式に意見を聞くよう促すよう提案した。事務局は、補遺項目案を含めるべきか否かについては意見を求める一方で、議題を採択せずに暫定議題をベースに作業するよう助言した。

ロシア、ベラルーシ及びウクライナは、議題を採択せずに作業を開始することに反対した。この件で、コンセンサスが得られなかったことに言及し、Chruszczow議長はいったん会合を中断し、各国政府の代表者に本件について相談するよう促した。月曜午後遅くなってChruszczow議長は、ロシア、ベラルーシ及びウクライナが提起した問題を「政府間会合のアレンジ」という議題項目の下で検討するという議長案は多くの締約国に受け入れられなかったと報告し、公式に採択することなく補遺暫定議題をベースにSBIの作業を開始すべきだとするG-77/中国提案について、いったん包括協議は中断して検討を行うよう要請したが、ロシア、ベラルーシ及びウクライナが反対した。

非公式協議の後、6月7日（金）、SBIプレナリーが再度招集された。G-77/中国は、ロシア、ウクライナ及びベラルーシの提案項目を「政府間会合のアレンジ」の議題項目の下で取り上げるよう提案した。EUは、これに同意し、提案された項目を今後議論すると注釈を付けた議題で保証をつけることを提案し、その代わりに議題は正式に採択せずに作業を開始し、議題問題は後の段階で再度検証することを示唆した。

さらなる議論を経て、G-77/中国は、利用可能な法的選択肢を明確にするよう議長に求めた。SBI議長Chruszczowは、SBIがコンセンサスによってのみ議題を採択することが可能で、議長としては実質的な内容について決断を下すことができない旨を説明した。中国は、議長がSBIの作業開始と議題問題について模索するため並行して協議を行うよう裁定を下すよう提案した。その後、G-77/中国は、議事進行上の問題を挙げ、中国提案を踏まえた裁定を下すようSBI議長に要請した。Chruszczow議長は、政府代表の発言者リスト通り

に意見発表を開始することを許可した。G-77/中国が裁定を訴え、本件は投票に付された。ロシアが発言者リストの継続を支持する票を投じたが、過半数の締約国が棄権した。

ロシアは、提案された議題項目に基づいて議論することがコンセンサスという概念や選出された公務員の役割、投票を含む、“システム上の重要課題”について対処することになると強調した。ツバルは、小島嶼国連合(AOSIS)の立場から、SBIがCOPの手続き的な問題を取り扱う権能を有しているの明らかではないとの見解を示して、提案された議題項目の扱いについて検討するオープン・エンドな議長フレンズ会合を召集することを提案し、締約国の合意を受けた。Chruszczow議長は、ロシア、ベラルーシ及びウクライナの関心事項を「政府間会合のアレンジ」の議題項目の下で議論すべきかどうか、その場合の方法について議論することが同会合の趣旨であることを確認した。

SBIプレナリーが6月11日（火）に再度開催された。本件の解決に向けてきめ細かな努力について説明しつつ、SBI議長Chruszczowは、ボン会合で8日もの作業時間が失われたことは遺憾であると述べた。その後、議長は、COP及びCMPの意思決定に係る手続き的・法律的問題を新項目として追加する案を排除する一方で、意思決定に係る諸問題を取り上げるという保証を与えるSBI議長声明、議長声明を盛り込んだ会合報告書、SBI補遺暫定議題 (FCCC/SBI/2013/1/Add.1) の採択といった“ソリューション・ボックス”を提案した。また、議題採択後すぐに、SBI議長と副議長が座長を務めるコンタクトグループを設置して、COP及びCMPの意思決定に係る法的・手続き的諸問題を「政府間会合のアレンジ」の議題項目の下で検討すると強調した。SBI議長Chruszczowは、ソリューション・ボックス型の提案に従って暫定議題を採択するよう締約国に促した。ロシアは、ウクライナ及びベラルーシの支持を得て、全ての締約国の利害を考慮に入れる議題が必要だと強調し、議長案に反対を唱えた。

G-77/中国は、グループとしてSBI議長の取組みと提案に対する支持を表明した。また、スワジランドがアフリカグループの立場から、ネパールが後発開発途上国 (LDCs) の立場から、議長案への支持を表明した。スイスは、環境十全性グループ (EIG) の立場から、一部の締約国が議長提案を受け入れられない理由は理解しかねると述べた。EUは、議長提案への支持を表明し、本件の重要性を認識しつつ、これをコンタクトグループで議論することに前向きな姿勢を示した。

日本は、SBIの作業時間のロスについて遺憾の意を示し、議長提案を支持した。米国は、本件の重要性に関する“異例なまでの幅広い支持”について言及し、議長提案への支持を表明しつつ、合意の欠如によって、本件やその他の重要課題に関するSBIの議論が妨げられてしまうと強調した。オーストラリアは、SBIの作業を“軌道に乗せるよう”要請した。議長提案は“素晴らしい前進策”であるとし、ニュージーランドは、ロシア、ウクライナ及びベラルーシが提起した問題の議論に前向きな姿勢を示した。SBI議長のアプローチに対する支持を示し、カナダは、提起された問題の重要性と議論の必要性に賛同した。

手続きルールについて焦点をあてながら、シンガポールは、いかなる締約国にも新たな議題項目を提案する権利はあるものの、それを議題に含めるにはコンセンサスが必要になるとの見解を示し、さもなければUNFCCCの会合ごとに締約国が新たな議題項目を追加するというインセンティブが働いてしまうと強調した。また、協議を継続しつつも、新項目を提唱している3ヶ国が、提案を否決するか提案項目を保留にするかどうかだという状況の中で“通常の行動プロセス”を否定していることは残念だと述べた。

SBIのChruszczow議長は、ダーバンで、議題採択をせずCOP及びCMPの作業を開始することを決定し、その後の段階になって議題採択を可能にするような解決策を見出すことに苦労した経験をあらためて思い起こし、善後策に関する議長案を改めて表明したが、ロシア、ベラルーシ及びウクライナが引き続き反対を唱えた。

ツバルは、本件の対応策としてSBI議長ルールを要請した。Chruszczow議長は、手続きルールでは投票が認められず、SBIの決議には合意形成が必要であるとの見解を示した。G-77/中国は、議長が必要性的原則を適用し、それが“世界を救うための議長の個人的な努力”であるとして“進行を告げる小槌を打つ”ことを求めた。Chruszczow議長は、会合の小休止を伝えた。

会合再開時には、ロシアが、透明性や国家主権、政治的意思の重要性を強調し、UNFCCC下の“恒常的な手続き問題”は新たな議題項目案の背後にある理論的根拠を示しているとした上で、意思決定手続きを検証し、手続きルールに関するCOP決定を準備する必要があると強調した。また、SBI議長が必要性的原則に立脚して議題に関する決議を取ることは“いかなる法的文脈からも逸脱”し、コンセンサスなく議題を採択することは“手続きルールの露骨な違反”になると強調した。

SBI議長のChruszczowは、議長案の採択にあたりコンセンサスの欠如を認識した上で、“SBIの作業を開始するための術は他に無い”と述べた。透明性と包含性の必要性、ならびにプロセスへの信頼と締約国の自主性の重要性を強調しつつ、議長は締約国に対して奉仕する立場にあり、“地球を救えるかどうかは締約国次第”と述べた。

UNFCCCのChristiana Figueres事務局長は、COP 18では“誰もが回避を望んでいた”土壇場の数時間の交渉が行われたことについて述べ、そうした状況下では締約国が最大限に自らの言い分を聞いてもらう権利は支持されないと言及した。また、Figueres事務局長は、すべての締約国が意思決定に関する議論に非公式な場を含めて携わろうとの意欲を表明しているが、議題採択なくしては議論の継続もSBIの作業開始も出来なくなると指摘し、次回の会議では、締約国が一丸となってSBIの作業について検討し、UNFCCCの究極目標のタイムリーな追求という精神に則って、今とは違う雰囲気です討議を開始してほしいとの願いを述べた。6月14日（金）にSBIプレナリーが再開され、閉幕するとの予定が、SBI議長Chruszczowより伝えられた。

SBI/SBSTA対応措置フォーラム: 対応措置フォーラムと称されるワークショップが6月4-6日、SBSTA議長Richard Muyungi及びSBI議長Tomasz Chruszczowの下で開催された。6月4日（火）には、経済多角化及び経済改革の機会について意見交換が行われ、今後の提言、貿易問題、補助金問題などのトピックを中心に議論が行われた。詳細は、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12571e.html> を参照のこと。

6月5日（水）は、労働力の変化、並びにしっかりとした職業や質の高い雇用の創出に関する議論が行われた。詳細は、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12572e.html> を参照のこと。

6月6日（木）は、対応措置の実施の影響に係る評価と分析について議論された。詳細は、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12573e.html> を参照のこと。

6月7日（金）は、経済モデルと社会経済的なトレンドについて議論がなされた。詳細は、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12574e.html> を参照のこと。

キャパシティビルディングに関するダーバンフォーラム: キャパシティビルディングに関するダーバンフォーラムは、6月4日と6日に、Helen Plume (ニュージーランド) 及びKishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ)共同座長の下で開催され、数々のプレゼンテーションの他、緩和、適応、及びジェンダーと気候の相関関係に関するキャパシティビルディングについて議論が行われた。詳細は、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12571e.html> 及び <http://www.iisd.ca/vol12/enb12573e.html> を参照のこと。

条約第6条に関するドーハ作業計画の実施についてのダイアログ: 条約第6条（教育、訓練及び啓発）に関するドーハ作業計画の実施についてのダイアログがAdriana Valenzuela (ドミニカ共和国) 及び Richard Merzian (オーストラリア) 共同座長の下で、6月10日、11日に開催された。詳細は、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12576e.html> 及び<http://www.iisd.ca/vol12/enb12577e.html> を参照のこと。

閉会プレナリー: SBI閉会プレナリーは6月14日（金）に開催された。今次会合の議題を採択できなかったことについて、SBI議長Chruszczowは“これは締約国の皆さんのプロセスであり、解決策を打ち出せるのは皆さんだけだ”と改めて強調した。また、締約国各国には、すべての項目、特に“主要な成果物”が期待されている項目について、ワルシャワで成果を出すための方策について意見を共有するよう要請した。

閉会のステートメント発表は、オブザーバー組織から先に行われた。Climate Action Network (CAN) は、行動を強化するための機会が失われたことに失望感を示した。また、損失と被害の分野での進展が必要であるとし、ドイツ、欧州のみならず、世界全体で、毎日のように地域社会が被害を受けていると強調した。LDC Watchは、損失と被害に関する国際メカニズムの構築のため建設的に協調するよう締約国に求めた。若者のNGO団体は、“政治的に実行可能なことを議論するためではなく科学的に必要なことを議論するために、こ

の場に来ているのだ”と締約国に念を押し、“交渉の場では、支持することも賛同する意思を表明することもできないとしても、子供たちの立場に立って結束する”ことを約束した。

G-77/中国は、SBIが議題への合意の欠如から作業を開始できなかったことに“深い憂慮”を示し、“今は責任を追及して指弾するような時ではない”としながらも、手続きルールの解釈については一貫性と明確さが必要だとし、UNFCCC意思決定プロセスについて一丸となって考えることが重要だと強調した。更に、事務局やSBI議長、締約国に対して、SBI 39までにSBI交渉の行き詰まりを打開するよう求めた。また、EUは、SBI及びSBSTAでの作業がADPの交渉進展に欠かせないとし、損失と被害、国別適切緩和行動(NAMAs)及び2013-15年レビュー等を含めたSBIの作業が進展しなかったことに失望感を示した。

ナウルは、AOSISの立場から、手続き問題が実質的な作業を妨げるようなことがあってはならないと述べ、SBI 38期間中の非公式な作業で出てきたテキスト素案をワルシャワの審議に向けて送付するよう議長に求めた。また、損失と被害は“根本的な問題”であると強調した。メキシコは、EIGの立場から、SBIが作業を実行できなかったことに失望感を示し、ボンで行われたことは善意と協力を土台にしてUNFCCCの意思決定手続きを定義する必要があると“声高に発言”したことであると指摘し、本件に関しては、投票に関係して条約第15条の改正に関するパプアニューギニア及びメキシコからの提案を含め、前向きに議論する構えを見せた。ネパールは、LDCsの立場から、ボンで締約国がSBIの作業を開始できなかったことに失望感を示し、技術指針やボンで開催されたNAPエキスポを含め、国別適応計画 (NAPs) について焦点をあてた。スワジランドは、アフリカグループの立場から、SBIで問題を議論できないことに失望を示し、交渉の遅れは実施の遅れを意味すると強調した。コロンビアは、独立中南米カリビアン諸国連合 (AILAC) の立場から、ボンでの顛末は今後繰り返してはいけない前例をつくったと強調し、現在のSBIの状況を打開するよう求めた。

ベラルーシは、ウクライナ及びロシアに代わって、今次会合が不満足な結果に終わってしまったとして遺憾の意を示し、“UNFCCC プロセスで繰り返されてきた違反行為に終止符を打つ”ために、新たな議題項目案について議論する必要性をほぼ全ての締約国が認識していると強調するとともに、お互いに受け入れられる解決策を見つけるためにワルシャワまでの時間を活用してほしいと述べた。

ツバルは、“プロセスをさらに悪化させるために手続きを利用する”のは“究極の皮肉”だと指摘し、これは“シートベルトの不具合を見せるために車をわざと衝突させるようなものだ”と述べた。

SBIの重要な役割を指摘して、オーストラリアは、SBIの議題について決着がつかなかったことに失望感を示しつつ、提起された問題点をオープンに議論することへの支持を表明し、損失と被害; 透明性及び明確性; クリーン開発メカニズム (CDM) のレビュー; 実施手段; 及び2013-15年レビュー等を含む項目について進展させる必要があると指摘した。米国は、SBIが作業を開始できなかったことについて“落胆”を示したものの、ロシア、ベラルーシ及びウクライナが提起した問題は重要であると指摘し、全ての締約国は秩序だったプロ

セスを確保する立場にあり、締約国にとって自らの意見を認識し、聞いてもらうことは重要であると述べた。また、ワルシャワまでに今後の方針を見つけるよう求めた。日本は、SBIにおいて、特に予算、損失と被害、NAMAの分野における実質的な議論がなされなかったことへの失望感を示し、プロセスの信頼性を貶めることのないよう、ワルシャワでは同じような状況をつくらぬよう求めた。ニュージーランドは、良好なプロセスがUNFCCCを機能させるために不可欠であるとし、ワルシャワに向けてオープンな議論と解決策を求めた。

ペルーのManuel Pulgar-Vidal環境大臣は、ビデオメッセージの中で、ペルーが2014年のCOP 20を確実に成功させるために全ての締約国からのサポートを得られると確信していると述べた。ペルーでの成功を祈願しつつ、ベネズエラは、プレCOPを同国で開催することは喜ばしいと述べた。

SBI議長のChruszczowは、各国政府代表の“建設的かつ積極的に前向きなステートメント”に謝意を示し、SBI議題については合意に至ることができなかったものの、これまでの各国の発言から判断すると締約国が、“新たな譲り合いと信頼、オープンさと理解の精神をたずさえてワルシャワ会議に臨むだろう”との期待感を示した。また、Desmond Tutuの言葉を引用して、“違いというのは人を分けたり、引き離したりすることを意図するものではない。人に違いがあるのは、お互いのニーズをはっきり理解するためなのだ。”と述べ、午後4時20分にSBI 38閉会を宣言した。

科学上及び技術上の助言に関する補助機関

SBSTA 38は6月3日（月）に開幕し、Richard Muyungi（タンザニア）が引き続き議長を務めた。議題採択が行われ、作業構成についても合意した（FCCC/SBSTA/2013/1）。

開会ステートメント: フィジーは、G-77/中国の立場から、特に隔年更新報告書は現行の国内制度やキャパシティを土台とするべきものであり、国内レベルでの独立第三者機関による検証の自主的な活用を認めるべきだと主張した。EUは、全てのSBSTA議題項目、緩和と適応の双方を進展させる可能性がある分野であるとして特に農業分野での進展を求めた。

韓国は、EIGの立場から、各種アプローチやパイロット段階の新市場メカニズム（NMM）を実現させるための枠組みに関してCOP 19決議を出すことを要請した。オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、市場及び非市場ベースのアプローチに関する作業計画を進展させるよう求めた。

スワジランドは、アフリカグループの立場から、影響、適応及び脆弱性に関するナイロビ作業計画（NWP）の進展の必要性を強調し、食料の安全保障を強化し、柔軟な回復力の構築に対処するべく、農業分野での対応を求めた。ネパールは、LDCsの立場から、特にNWPでの“具体的な成果”；気候技術センター・

ネットワーク (CTCN) と技術執行委員会 (TEC) との間の制度的アレンジの確立; 及び2013-15年レビューにおける科学の役割の確保を重点化するよう求めた。

パプアニューギニアは、熱帯雨林諸国連合の立場から、MRVや各国の報告、成果ベースの行動に対する支払い等の分野における作業の完了を求めるとともに、REDD+委員会の設立案を支持した。ボリビアは、米州ボリバル同盟 (ALBA) の立場から、脆弱性が技術、資金及びキャパシティビルディングの供与につながる“最優先課題”だと指摘した。

タイは、有志途上国 (LMDC) の立場から、附属書 I 国の野心に関するドーハの成果が“極めて落胆する内容”だったとし、NAMAsで途上国向けの新たな義務を負わすべきではないと主張した。チリは、AILAC の立場から、市場及び非市場ベースのアプローチでの進展を求めた。インドは、ブラジル、南アフリカ、インド及び中国グループ (BASIC) の立場から、知的財産権における議論の進展; 適応のみに特化した農業分野の議論; COPに向けた国際民間航空機関 (ICAO) 及び国際海事機関 (IMO) へのガイダンス提供等を求めた。Climate Justice Now は、市場ベースのメカニズムが環境的にも社会的にも欠陥があると指摘した。Climate Action Network (CAN) は、NMMの議論には環境十全性を反映させるべきだとし、二重算定をしないよう釘を刺した。気候変動に関する国際先住民フォーラムは、森林や土地に対する先住民の権利を尊重し、REDD+のあらゆる段階において先住民が全面的かつ効果的に参加できるよう求めた。

ナイロビ作業計画: 本件 (FCCC/SBSTA/2013/2、FCCC/SBSTA/2013/INF.1 及び FCCC/SBSTA/2013/MISC.2) は、6月3日のSBSTAプレナリーとDonald Lemmen (カナダ) 及びJuan Hoffmaister (ボリビア) が共同議長を務める非公式協議で検討された。

SBSTA結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.9)で、SBSTAは、特に:

- ・ SBSTA 39で下記を踏まえてNWPの議論を続けることで合意: 決定書2/CP.11付属書で合意されたように、追加的な横断テーマを通じたNWPのスキームの検討; 活動の順位付けと適応実務者の参加; 及び適応関連のワークストリームと条約の諸機関との連携構築。
- ・ 先住民の知識や適応分野の実践事例を活用するためのベストプラクティスと利用可能なツール、ジェンダーに配慮したアプローチの適用、及び影響、脆弱性及び適応を理解するためのツールに関して、SBSTA 39までに技術文書を作成し、SBSTA 40までに技術専門家会合を開催することを事務局に要請。
- ・ NWPを通じた関連活動の実施において適応委員会を支援する準備ができていることを表明。
- ・ NWPの関連度を高める方策について、2013年9月2日までに、締約国及び関連機関に意見を提出するよう招請。
- ・ 特に、SBSTA結論書に付属されたテキスト案をベースにした決定書6/CP.17のマンデートに沿ったNWPの作業分野の再検討開始。

REDD+の方法論のガイダンス: 本件は6月3日（月）のプレナリーで最初に取り上げられ、その後は、コンタクトグループ会合やPeter Graham (カナダ) 及びVictoria Tauli-Corpuz (フィリピン) が共同議長を務める非公式協議で討議された。

これらの議論の結果、国家森林モニタリングシステムのモダリティー；決定書 1/CP.16での全てのセーフガード事項の対処法および尊重の仕方に関する情報とりまとめの提出時期と頻度；及び森林減少と森林劣化の動因への対応等の分野に関するCOP 19決定書草案が作成された。さらに、今後の決定書草案に含められるような要素（MRVのモダリティー；森林参照排出レベル及び/または森林参照レベルに関する締約国の意見書の技術分析のためのガイドライン及び手続き）を盛り込んだテキストがSBSTA 39に送付された。

MRVについては、森林関連の排出量が国際的な協議と分析（ICA）や別の何らかの評価を受けるべきか否かという点について、締約国の見解が分かれた。多くの途上国はICAを適用すべきだと主張したが、多くの先進国は、提供された情報が正確で、透明性があり、長期的な一貫性かどうか確実にチェックする必要があるが、それは他の種類の評価法で保証することは可能であると強調した。報告書の情報はICAを受けると記載したテキストについては、括弧書きが残された。

また、**森林関連の排出量の推計や技術専門家の役割の判断のために提出された情報の技術評価**については、提言を提供することができるか、また明確にする必要があるかという論点も含めて、詳細な議論が行われた。多くの締約国は、こうした論点の一部はICAに関するSBIの議論の中で検討可能だと強調した。技術評価の具体的な側面については合意がなされ、テキスト案で概要が記載されたプロセスについて“専門家の技術チームに関するものも含め、ICAの下で未決定となっている関連の決定書を予断する企図はない”と記載した脚注を含めることでも合意がなされた。数多くの途上国は、キャパシティビルディング強化及びMRV支援提供の必要性を強調した。

今後はMRVに関する決定書草案に含められる要素についてのテキストをベースにした作業が続けられる。閉会プレナリーでは、多くの締約国がCOP 19では本件について実質的な進展を図る構えであると表明した。

森林参照排出レベル及び/または森林参照レベルに関する意見書の技術評価のガイドラインについては、多様な意見が出され、勧告や提言、ガイダンスといった情報を提供する可能性を含めて、技術評価が途上国締約国に対して提供できるフィードバックの種類に関する意見が分かれた。ICAは原則的に“押し付け”にはならないようにすべきだと多くの途上国が強調した。また、技術評価のガイドラインについても詳細な議論が行われたが、プロセス改正の様々なステップの時期については、実施中に得られた教訓を生かせるような段階的アプローチを一部が支持する等、意見の違いが残された。

セーフガードの取り上げ方に関する情報については、いくつかの締約国が経験及びベストプラクティスを共有する必要があると注意を喚起した。また、本件について締約国からの意見提出を招請し、それらのとり

まとめを事務局に要請するという事で合意がなされた。セーフガード事項の対処法および尊重の仕方に関する情報とりまとめの**提出時期と頻度**については、国別報告書だけでこの情報を提供してもらうか、あるいは隔年更新報告書からも提供してもらうかという点が議論され、一部の途上国は隔年更新報告書を通じた意見提出はあくまでも自主的なものであるべきだと主張した。多くの締約国は、こうした情報提供と成果ベースの行動の完全実施に対する支援とを結びつけるべきだと強調したが、これを反映させる文言については合意に至らなかった。

森林減少と森林劣化の動因への対応については、多くの途上国が、国家戦略及び活動計画の実施を通じて動因について対処するべきだと強調し、各国の国情の独自性についても主張した。一部の締約国は、森林劣化の動因と農業、ならびに国際貿易との関連についてコメントした。

人々の暮らしが森林減少と森林劣化の動因に関連した活動に依存する可能性があり、こうした動因に経済的なコストがかかり、国内資源への影響を及ぼす可能性がある点と序文のパラグラフに記載することで合意された。SBSTA閉会プレナリーでは、ツバルが、“人々の暮らし (livelihood)” という文言は先住民が森林減少の動因であるという意味ではなく、逆に森林減少と森林劣化の動因による被害者になりうるのだと強調し、この件の曖昧さをCOP 19で解消するよう求め、フィリピンの支持を受けた。気候変動に関する国際先住民フォーラムは、伝統的な暮らしは森林減少の動因と無関係であり、むしろ気候変動の適応と緩和の双方に貢献するのだと強調した。

また、COP 18で定められた通り、**炭素以外の便益**についても議論が行われた。一部の途上国は、炭素以外の便益を提供するための対価（補償）を検討する可能性がある点を強調した。その他の途上国は、炭素以外の便益を測定するのは困難だとし、この問題については、生物多様性条約等、他の国際機関が対応してきたことを強調した。本件については、その後、意見提出を含めて、さらに検討を重ね、明確性を提供するための活動を組織することで合意がなされた。

市場以外のアプローチについては、もっと明確にする必要があるとし、締約国に意見提出を招請し、資源の利用可能性に応じてワークショップを開催することで合意した。

SBSTA結論書：結論書 (FCCC/SBSTA/2013/ L.12、 Add.1、 2 & 3)で、SBSTAは：

- ・ COP 19での採択を目指して、各国の森林モニタリング制度のモダリティーに関する決定書草案を提案することを決定；
- ・ SBSTA 39での作業完了を目指して、今後の決定書草案用の結論書の附属書IIに記載された要素をベースに、MRVの方法論的ガイダンスに関する作業を続けることで合意。

・ SBSTA 39での作業完了を目指して、結論書の附属書IIに記載された要素をベースに、提案されている森林参照排出レベル及び/または森林参照レベルの技術評価用のガイダンスに関する作業を継続することで合意。

セーフガードについて、SBSTAは:

- ・ 途上国に対して、経験及びベストプラクティスの構築を奨励。
- ・ 途上国に対して、2014年9月24日までに、経験及び教訓に関する意見書提出を招請するとともに、事務局に対して、それらの提出意見をSBSTA 41で検討するためのとりまとめを行うよう要請。
- ・ 締約国及びオブザーバー に対して、2014年9月24日までに、セーフガードが現在どのように対応されているかという情報提供のためのシステム経由の情報の種別に関する意見書を提出するよう招請するとともに、事務局に対してSBSTA 41で検討するための情報とりまとめを要請。
- ・ COP 19での採択を目指し、全てのセーフガード事項の対処法および尊重の仕方に関するサマリー情報の提出時期と頻度に関する決定書草案を勧告することを決定。
- ・ SBSTA 41で、追加ガイダンスの必要性を検討することで合意。

森林減少と森林劣化の動因については、SBSTAは:

- ・ 森林減少と森林劣化の動因への対応における国家戦略または活動計画の策定という文脈の中でのセクターを横断した連系の重要性を認識。
- ・ 国際協力が動因の対策に貢献しうることをさらに認識。
- ・ COP 19で検討するための決定書草案を勧告することを決定。

市場以外のアプローチについては、SBSTAは:

- ・ 森林の不可欠かつ持続的な管理のための緩和・適応の合同アプローチ等、市場以外のアプローチが決定書1/CP.16、パラグラフ70に記載された活動の実施支援にとって重要であると留意。
- ・ これらのアプローチの種類に関する明確性の必要をさらに認識し、十分かつ予測可能な資金支援を含めた支援の提供と本件との関係について留意。
- ・ 締約国及びオブザーバー に対し、2014年3月26日までに、市場以外のアプローチに関する方法論的ガイダンスについての意見書の提出を招請し、事務局に対しては、意見提出のとりまとめ及びSBSTA 40での会期中ワークショップ開催を要請。
- ・ SBSTA 40で方法論的ガイダンスの検討を続けると決定。

炭素以外の便益については、SBSTAは: その他の国際機関及び条約の下で進行中の本件に関する作業について留意し、炭素以外の便益の種類及び関連する方法論の問題について求められる明確性について合意。ま

た、締約国及びオブザーバーに対しては、2014年3月26日までに意見提出を招請し、SBSTA 40で検討するために事務局に情報とりまとめを要請。

決定書には2つの附属書が盛り込まれている。一つがMRVのモダリティーに関する決定書草案のための要素に関する附属書。もう一つが提案されている森林参照排出レベル及び/または森林参照レベルに関する締約国からの提出意見の技術評価のガイドライン及び手続についての決定書草案の要素に関する付属書である。

制度的アレンジを含めた、途上国の森林部門における緩和行動に係る実施活動の支援の連係: 本件 (FCCC/SB/2013/MISC.3 及び Add.1) がSBSTAで最初に取り上げられたのは6月3日(月)であった。

米国は、本件についてドーハのCOPで規定されたのは締約国からの意見提出とワークショップだけであると主張する一方で、ガイアナは、COPが規定しているのは“単なるワークショップだけではなく、プロセスだ”と主張した。SBI/SBSTA合同のコンタクトグループが設置され、Madeleine Diouf (セネガル) 及び Keith Anderson (スイス) が共同議長を務めた。しかし、SBIが議題で合意できなかったため、交渉は一切行われることがなかった。

本件に関するワークショップが 6月7日(金)に開催された。詳細は、
<http://www.iisd.ca/vol12/enb12574e.html> を参照のこと。

技術: 本件 (FCCC/SB/2013/INF.5) は6月3日のSBSTAで簡単に取り上げられた後、コンタクトグループ会合及びMajid Al Suwaidi (アラブ首長国連邦) 及び Stig Svenningsen (ノルウェー) が共同議長を務める非公式協議で討議された。

SBSTA結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.11)で、SBSTAは、特に:

- ・ 気候技術センター (CTC) 幹事として、CTCN諮問委員会第1回会合の開催を含め、迅速なCTCの作業開始に向けたアレンジを行ったことに対して、UNEPを賞賛。
- ・ COP 19での決定書作成を目指して、CTCN諮問委員会に対して、CTCN及びCTCN諮問委員会のモダリティー及び手続に関する報告書を提出するよう奨励。
- ・ CTCN諮問委員会に対して、前述のモダリティー及び手続については、決定書 1/CP.16、パラグラフ120及び123、決定書2/CP.17、パラグラフ135 及び決定書2/CP.17、附属書 VIIを考慮に入れつつ、技術メカニズム内部の整合性及び相乗効果については、決定書 1/CP.18、パラグラフ59に則って、詳細に詰めるよう要請。
- ・ 締約国の国家指定機関 (NDEs) の指名を歓迎し、CTCNの運用開始におけるNDEsの重要な役割を強調し、NDEsが未だ指名されていない締約国に対しては速やかに行うよう奨励。

- ・ CTCN諮問委員会に対して、途上国からの要請に関してNDEsが提供しうる技術支援方法やCTC、NDEs及びCTCN間の相互作用の実現法について、利害関係者、特にNDEsと相談しながら、CTCNのモダリティー及び手続きを詳細に詰めるよう要請。

研究及び系統的観測: 本件 (FCCC/SBSTA/2013/MISC.4、 FCCC/SBSTA/2013/MISC.5 & Add. 1 及び FCCC/SBSTA/2013/MISC.6 & Add. 1-2) は6月3日のSBSTAで検討され、その後、Christopher Moseki (南アフリカ) 及び Christiana Textor (ドイツ) が共同議長を務める非公式協議で討議された。

SBSTA研究ダイアログは6月4日に開催された。詳細は、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12571e.html>を参照のこと。

SBSTA結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.2)で、SBSTAは、特に:

- ・ キャンパシティビルディングの重要な役割を強調し、途上国の科学者によるハイレベルの参加に向けた取り組みの強化を奨励。
- ・ SBSTA 40で検討するためのトピックに関する意見を提出するよう締約国に招請。
- ・ UNFCCCウェブサイト上での科学情報の利用可能性及び可視化の強化に留意し、この作業に関してSBSTA 40に報告を行うよう事務局に要請。
- ・ より幅広い緩和と適応の取組みという文脈で、その他の議題項目では網羅されない海岸地域の沿岸生態系といった生態系について、炭素貯留量の高い生態系とともに、技術的及び科学的側面に関するワークショップの内容に対する締約国の見解に留意。
- ・ SBSTA 40までにワークショップの報告書を作成するよう事務局に要請。

対応措置：フォーラム及び作業計画: SBSTAでは6月3日、本件 (FCCC/SB/2013/INF.2、 INF.3. 及び INF.4) に関する最初の討議が行われたが、SBI議題について合意に至らず、本件に関するSBSTA/SBI合同コンタクトグループは開催されなかった。

SBSTA議長Muyungi 及び SBI議長Chruszczowが共同議長を務めるフォーラム内ワークショップが4回開催されたが、上記SBIの項に内容をまとめた (8頁参照)。

議定書2.3条 (政策措置の悪影響): 本件と対応措置に関する項目と一緒に検討すべきかどうかという問題で締約国の意見が分かれた。会合報告書には、SBSTA及びSBIがSB 39で本項目の検討方法についての協議を継続することが記載された。

農業: この項目は6月3日のSBSTAで最初に取り上げられ、その後、Hans Åke Nilsagård (スウェーデン) 及び Esther Magambo (ケニア) が共同議長を務めるコンタクトグループで討議された。

COP決定書草案の要素を中心に議論がなされた。多くの途上国が「共通だが差異ある責任 (CBDR)」、適応及び実施の手段について強調し、これらの問題のいくつかについてワークショップを開催することを一部

の締約国が要請した。一部の先進国は、その趣旨は、農家に回復力や生産性、効率性の向上のための科学や技術的助言が入手できるようにすることが目的であると述べ、ある先進国は緩和の統合化を求めた。

決定書草案テキストに関する最初の議論の後で、一部の締約国が追加テキストを作成したが、SBSTA結論書に決定書草案テキストを付属させるべきかという点についてコンセンサスは得られなかった。オーストラリアは、テキストを付属させるかという問題で合意に至らなかった場合は、意見集約が可能な分野、すなわち、適応と共同便益の分野についてCOP 19でワークショップを開催することを検討するよう提案した。エジプトは、G-77/中国の立場から、ワルシャワでの会期中ワークショップ開催及び“適応と追加的な共同便益”に関する意見提出を提案し、締約国の支持を受けた。

SBSTA結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.20)、SBSTA、特に、締約国及びオブザーバー組織に対して、2013年9月2日までに、あらゆる国々、とりわけ途上国における農村地域の開発、持続可能な開発及び農業システムの生産性及び食料安全保障を促進しつつ、気候変動の影響に対する農業部門の適応強化策についての科学的知識の現状に関する意見提出を招請。また、農業システムの多様性や規模の違いならびに適応の共同便益についても配慮することとしている。

SBSTAは、SBSTA 39で同上の問題について会期中ワークショップを開催し、SBSTA 40で検討するため、ワークショップの報告書を作成するよう事務局に要請している。

条約の下での方法論：先進国の隔年報告書及び国家インベントリ・レビューを含める国別報告書のレビューに関するガイドラインの再検討を行う作業プログラム：この問題 (FCCC/SBSTA/2013/INF.2) は、6月3日のSBSTAで初めて議論され、続いてRiitta Pipatti (フィンランド)とQiang Liu (中国)が議長を務めるコンタクトグループで取り上げられた。

SBSTA結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.10)において、SBSTAは特に：

- ・ 筆頭レビュー者に対し、レビュープロセスの費用効果性、効率、実用性を改善するオプションについて議論するよう要請する；
- ・ 国別報告書のレビューは、国別報告書及び隔年報告書の両方が提出される年度では隔年報告書のレビューと合わせて行うべきと結論付け、同じ情報を1回だけレビューすることで合意した；
- ・ 経済規模が小さい締約国が抱えているレビュー・フォーマットに関する懸念を認識し、2013年10月のワークショップでは、特定の様式及びレビューの組み合わせについて追加議論することで合意する；
- ・ 専門家の常任グループによる専門家レビューチームの補佐、もしくはレビュー専門家への役務料導入の可能性を探ることについて結論付ける；
- ・ レビューガイドライン改定に関する作業の詳細を決定し、再構成を目的とする2つの代替案を明らかにする：一案は、国別報告書、隔年報告書、GHGインベントリのレビューガイドラインの改定、ここではレビ

- ・ ユーガイドラインの要素に一般手法および特定要件を入れることを検討する；二案は、国別報告書、隔年報告書、GHGインベントリのレビューガイドラインを3つの別個のレビューガイドラインの構成とする；
- ・ 特にレビュー報告書の範囲、構成、タイミング、概要、発表に関するもの、及び国別報告書と隔年報告書のレビューガイドラインの重要要素について、特定の意見を、2013年7月15日までに提出するよう求める；
- ・ 特に途上国の専門家向けのものなど、レビューに関する訓練の重要性に注目し、事務局に対し、新しい訓練資料や手順を作成し、SBSTA 39に提出するよう求める；
- ・ 事務局に対し、UNFCCC専門家名簿の候補者指名書式を再検討し、何等かの変更がある場合は締約国に連絡するよう要請する；

途上国の国内支援を受けた途上国NAMAsの国内MRVに対する一般ガイドライン：この問題

(FCCC/SBSTA/2013/MISC.7 and Add.1) は、最初、6月3日のSBSTAで議論され、続いてQiang Liu (中国) と Sarah Kuen (ベルギー) を共同議長とするコンタクトグループで議論された。会合の中で、途上国締約国は、既存の国内システムおよび能力に則った一般ガイドラインの構築を支持したが、一部の先進締約国は、ガイドラインの要素を特定するよう提案した。

SBSTA結論書： 結論書(FCCC/SBSTA/2013/L.19)において、SBSTAは：

- ・ 締約国の見解に留意する；
- ・ ガイドラインの作成プロセスを開始し、SBSTA結論書の附属書に記載する一般ガイドライン要素に基づき、このプロセスのSBSTA 39までの継続で合意する、ただしこれらの要素を決定書草案もしくはガイドライン草案に盛り込む箇所について予断を加えないものとする；
- ・ ガイドライン草案をCOP 19に送ると再度断言する。

附属書 I の年次インベントリに関するUNFCCC報告書作成ガイドラインの改定：この問題

(FCCC/SBSTA/2013/MISC.14 & Add.1) は、6月3日のSBSTAで最初に議論され、その後Riitta Pipatti (フィンランド) と Chebet Maikut (ウガンダ) が議長を務めるコンタクトグループで取り上げられた。

SBSTA結論書： 結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.15)において、SBSTAは、特に：

- ・ 共通報告様式(CRF)の表を含め、UNFCCC附属書インベントリ・ガイドラインの草案の作業を進め、COP 19に決定書草案を送る観点から、SBSTA 39での議論を続けると合意する；
- ・ アンモニア及び尿素の生産に関するCO₂排出量報告書の作成、及び湿地に関する補足ガイドラインをSBSTA 39で検討する必要があると指摘し、締約国に対し、これらの問題に関する見解を提出するよう求めた；

- ・ 締約国が2015年の国家インベントリ提出に利用するには、CRF報告 (the CRF Reporter) を遅くとも2014年6月に完成させることが極めて重要だと指摘し、事務局に対し、2013年第4 四半期で締約国が試験できるようにするため、同報告の更新を続けるよう要請する；
- ・ 伐採木材製品から発生する排出量/除去量の報告では、そのような製品の年間排出量/除去量への寄与分を推計する代替手法で差異が出る可能性がある」と指摘し、この問題に関しSBSTA 39で議論を継続することで合意する。

温室効果ガスのデータインターフェース: この問題は、当初6月3日のSBSTAで議論され、続いてChia Ha (カナダ) が議長を務めるコンタクトグループで議論された。

SBSTA結論書: 結論書(FCCC/SBSTA/2013/L.4)において、SBSTAは特に：

- ・ COP 19で報告作成ガイドライン附属書Iの変更が採択されるなら、インターフェースも変更する必要があると認識する；
- ・ SBSTA 39でGHGデータインターフェースの更なる開発を検討することで合意する。

国際航空輸送および海上輸送で使用される燃料からの排出量: この問題(FCCC/SBSTA/2013/MISC.15)は、当初6月3日のSBSTAプレナリーで議論され、SBSTA議長のMuyungiによる非公式協議でも議論された。

IMOは、新造の船舶に対する強制的なエネルギー効率化措置が最近発効したと報告した。数国の途上国は、ICAO及びIMOによる国際航空輸送及び海上輸送の排出量対応に指針を提供すべき要素について説明した、これには次の項目が含まれる：議定書2.2条（附属書 I 国による国際輸送での排出量の削減）；CBDRの尊重；先進国の義務と途上国の義務の法律上の違いの認識。中国は、市場ベースメカニズムでは多国間プロセスとユニラテラルな措置とを結びつけるべきでないと付け加えた。日本は、技術協力に関するIMOの決定書において締約国がCBDRを「認識」していると指摘し、複雑な法律行政を理由として、船舶へのCBDR適用に反対した。オーストラリアは、ICAOとIMOはそれぞれ独自の原則と規定があると強調した。シンガポールは、この部門での排出量を制限し、成長を持続するための措置を策定する「最も適格な組織 (most competent bodies)」を求めた。

SBSTA結論書: 結論書(FCCC/SBSTA/2013/L.18)において、SBSTAは、ICAO及びIMOそれぞれの部門での排出量に対応するため、各組織で続けられている作業に関し各組織から受け取った情報に留意する。SBSTAは、ICAO及びIMOに対し、SBSTAの将来会合でも報告を続けるよう求める。

議定書の下での方法論問題: 議定書第5条（国内制度）、第7条（GHGインベントリ）、第8条（専門家レビュー）を含める、議定書関連の方法論問題に関するこれまでの決定書2/CMP. 7から4/CMP. 7、及び1/CMP. 8の**実施の影響:** この問題(FCCC/SBSTA /2013/INF.3, FCCC/SBSTA/2013/MISC.1 & Add. 1-2)は、6月3日の

SBSTA プレナリーで初めて議論され、Nagmeldin Elhassan (スーダン) と Anke Herold (ドイツ) が共同議長を務めるコンタクトグループ会合及び非公式協議でも議論された。

SBSTA 結論書：結論書(FCCC/SBSTA/2013/L.17)において、SBSTA は特に：

- ・ 2013年では次の項目に関し相応な進展を見る必要があると指摘する：割当量の計算及び第一約束期間への言及；繰り越し分、前期の余剰分口座、議定書の3.7条3項、収入の一部の割合に関する報告、全ての野心引き上げに関する方法の実施；第二約束期間の約束のない附属書 I 国に対する報告要求の明確化。
- ・ 特に第二約束期間でのLULUCF活動の報告に関するCRF表の変更案に関し、締約国に文書提出を求める；
- ・ 事務局に対し、CRF表の草案を作成し、FCCC/TP/2012/6に記載するテクニカルペーパーを更新するよう求める；
- ・ CMP 9決定書草案作成の観点で、SBSTA結論書の附属書に記載する文書草案を考慮に入れ、SBSTA 39で議論を継続すると合意する。

議定書3.3条（新規植林、再植林、森林減少）及び3.4条（追加活動）の下でのLULUCF及びCDMでのLULUCF：

この問題 (FCCC/SBSTA/2013/MISC.8 & Add.1)は、6月3日月曜日、SBSTA プレナリーで取り上げられ、Marcelo Rocha (ブラジル) と Lucia Perugini (イタリア) が共同議長を務めるコンタクトグループ会合及び非公式協議でも議論された。

取り上げられた議題には次の項目が含まれる：人為的排出量の包括的算定；CDMの下で追加可能なLULUCF活動；追加性概念を適用する場合の方法及び手順。締約国は、これらの問題で更なる議論をする必要があると合意した。

SBSTA 結論書：結論書(FCCC/SBSTA/2013/L.5)において、SBSTA は：

- ・ LULUCF関連の疑問点に関する締約国及びオブザーバー提出の意見書に留意する；
- ・ SBSTA 39において、LULUCFからの排出源の人為的排出量及び吸収源の除去量の包括的算定に関する問題について、審議を継続すると合意する；
- ・ CDMの下で追加の可能性があるLULUCF活動の方法及び手順に関する問題、さらにはCDMの下での非永続性リスクに対処する代替手法の手順に関する検討をSBSTA 39でも継続すると合意し、2013年9月2日までの文書提出を求める；
- ・ 事務局に対し、追加可能なLULUCF活動を議論するワークショップを計画するよう要請する；
- ・ SBSTA 39において、追加性の概念適用の方法及び手順に関する問題の審議継続で合意し、締約国及びオブザーバーに対し、2013年9月2日までの文書提出を求める。

CDMの下での森林枯渇地：この問題は、6月3日月曜日のSBSTA プレナリーで初めて議論された。さらに

Eduardo Sanhueza (チリ) が議長を務めるコンタクトグループ会合及び非公式協議でも議論された。

議論された問題には、京都議定書の第二約束期間でのCDMの新規植林及び再植林プロジェクト活動となる土地の適格性を改定する可能性の影響が含まれた。

SBSTA結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.14)において、SBSTAは、京都議定書第二約束期間でのCDMの新規植林及び再植林プロジェクト活動となる土地の適格性が改定される可能性について、その影響に関し、2014年2月19日までに文書を提出するよう締約国に求め、事務局に対し、提出文書を取りまとめ、SBSTA 40での検討にかけるよう要請する。

条約の下での市場メカニズム及び非市場メカニズム: SBSTAは、6月3日、市場メカニズム及び非市場メカニズムに関する問題の議論を開始した。

6月14日のSBSTA閉会プレナリーにおいて、フィリピンは、ベネズエラ、ボリビア、キューバ、ニカラグア、インドの支持を受け、市場メカニズム及び非市場メカニズムに関するワークショップ開催についてはSBSTA 38で合意されたとコメントし、次の項目が必要であると述べた：途上国締約国の効果のある参加を確保するため、代表のバランスをとり、支援を得る；主題の決定やプレゼンターの選択では問題のバランスをとる；透明性；ワークショップは全ての締約国に開放し、重複を避けるため公式会合に合わせて開催する。

多様な手法の枠組 (FVA): この問題 (FCCC/SBSTA/2013/MISC.11, Add.1 and MISC.16) は、6月3日のSBSTAプレナリーで初めて取り上げられた。続いてGiza Gaspar Martins (アンゴラ)とMartin Cames (ドイツ)が共同議長を務めるコンタクトグループ会合及び非公式協議でも議論された。

次の項目が議論の対象となった：FVAと条約の下での他の関連事項及びその制度とのリンクを含めるFVAの役割；FVAの技術設計、これにはその要素をどのように詳細に詰めるのかも含める；更なるステップ。

SBSTA結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.6) において、SBSTAは特に：SBSTA 39でもこの問題の考察を続けると合意する；FVAの役割及び技術設計に関し文書を提出するよう締約国及びオブザーバーに求める；事務局に対し、SBSTA 39の前に同じ問題に関するワークショップを計画し、途上国及び先進国からの広範な参加を確保するよう要請する。

非市場ベース手法: この問題 (FCCC/SBSTA/2013/MISC.12, Add.1 and MISC.13) は、6月3日のSBSTAプレナリーで初めて取り上げられた。続いてEduardo Sanhueza (チリ)とNataliya Kushko (ウクライナ)を共同議長とするコンタクトグループ会合及び非公式協議でも議論された。

SBSTA結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.7) において、SBSTAは特に：SBSTA 39でも非市場ベース手法の審議を継続することで合意する；締約国及びオブザーバーに対し、作業プログラムの要素及び非市場ベース手法の特定の実例に関する見解を提出するよう求める；事務局に対し、SBSTA 39の前に非市場ベース手法に関するワークショップを計画し、途上国及び先進国の広範な参加を確保するよう要請する。

新市場メカニズム (NMM) : この問題 (FCCC/SBSTA/2013/MISC.9 & Add. 1-2 and FCCC/SBSTA/2013/MISC.10) は、6月3日のSBSTAプレナリーで初めて取り上げられた。続いてCollin Beck (ソロモン諸島) 及びLaurence Mortier (スイス) を共同議長とするSBSTAコンタクトグループ及び非公式協議でも議論された。

締約国は次の項目について検討した：NMMの役割、これには条約の下での他の関連問題およびその制度とのリンクも含める；NMMの技術設計、これには方法及び手順に可能な要素をどう盛り込むかという問題も含まれる；更なるステップ。

SBSTA結論書： 結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.8)において、SBSTAは次の項目で合意する：NMMの審議を続け、NMMの役割及び技術設計に関しSBSTA 39での議論を求める；NMMの役割及び技術設計に関し、見解を提出するよう締約国及びオブザーバーに求める；事務局に対し、SBSTA 39の前に、NMMの役割及び技術設計に関するワークショップを計画する一方で、途上国及び先進国の広範な参加を確保するよう要請する。

2013-15年のレビュー： 決定書1/CP.18は、SBSTA及びSBIに対し、この議題項目に関する合同コンタクトグループを設置し、さらにこの問題に関する専門家構成ダイアログを設置するよう求めた。

締約国は、6月3日のSBSTA開会プレナリーで、この項目を2013-2015年レビューに関するSBIの議題項目と合わせて検討し、Gertraud Wollansky (オーストリア)とLeon Charles (バヌアツ)を共同議長とする合同コンタクトグループを結成すると合意した。SBIが議題書問題で合意に達しなかったため、このグループの会合は行われなかった。

6月5日、Zhou Ji (中国)とAndreas Fischlin (スイス)を共同進行役とする会合期間中ワークショップが、2013-2015年レビューの専門家構成ダイアログの下で開催された。参加者は、条約の究極の目標とその達成に向けた全体的な進展状況に鑑み、長期世界目標が適切かどうかを議論した、この中には条約の下での約束の実施を検討することも含まれた。詳細については、www.iisd.ca/vol12/enb12572e.html を参照。

共同進行役のJi及びFischlinは、さらに各交渉グループとの二者協議も行った。次回の専門家構成ダイアログは、SBSTA 39と合わせて開催され、この問題の審議が続けられる。

先進国の数量化された経済全体排出量目標の明確化に関する作業プログラム： この問題 (FCCC/SBSTA/2013/MISC.3 & Add.1)は、6月3日のSBSTAプレナリーで短時間議論された。続いてKarine Hertzberg (ノルウェー)とBrian Mantlana (南アフリカ)を共同議長とするコンタクトグループで議論された。

SBSTA結論書： 結論書(FCCC/SBSTA/2013/L.13)において、SBSTAは特に：作業プログラムを開始し；先進国の数量化された経済全体排出削減目標に関する会合期間中イベントでの情報交換を歓迎し；進展状況に関しCOP 19に報告するとの観点から、SBSTA 39でもこの問題の審議を続けると合意する。

気候変動の緩和の科学的、技術的、社会経済的側面：この問題は、6月3日のSBSTAプレナリーで初めて議論された。続いてGeorge Wamukoya (スワジランド)とMikhail Ginarskiy (ロシア)を共同議長とする非公式協議でも議論された。

SBSTA結論書：結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.3)において、SBSTAは、SBSTA 40でもこの問題の審議を続けることで合意し、緩和に関して入手可能な最善の科学情報を考慮する、特にIPCCからの情報及び条約の他の組織で行われている関連問題の作業で得られる情報を考慮する。

他の国際機関との協力：この問題 (FCCC/SBSTA/2013/INF.4)は、6月3日のSBSTAプレナリーで初めて議論された。SBSTA議長のMuyungiは、関心を持つ締約国との協議で結論書を作成した。

SBSTA結論書：結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.16)において、SBSTAは特に：国連砂漠化防止条約における、気候対応行動の実施を推進する活動及び努力に留意する；事務局が他の政府間組織と協力することの重要性を再確認する；事務局に対し、適切な場合は関連国際組織の支援を求め、UNFCCCと京都議定書の効果的な実施に向け、これら組織とパートナーを組み作業するよう奨励する。

閉会プレナリー：SBSTAの閉会プレナリーは、6月14日に開催され、会議報告書 (FCCC/SBSTA/2013/L.1)が採択された。

フィジーはG-77/中国の立場で発言し、特にNWPに関する作業を歓迎し、地に足をつけた具体的な適応行動を求めた。同代表は、対応措置への対処の重要性を再確認し、ユニラテラルな措置に関する議論を求めた。農業に関し、同代表は、適応に焦点を残すべきだと強調し、CBDRを含める条約の原則の重要性を強調した。

EUは、NWP、農業、REDD+に関する結論書を歓迎した。同代表は、プレッジの明確化に関する作業プログラムでの主要作業に言及する一方、SBIの下でのNAMAsの多様性に関する作業がない場合、「全体像をつかむ」のは不可能だと指摘した。同代表は、ワルシャワでは第二約束期間での議定書5条、7条、8条の実施に関する規則を最終決定するよう求めた。

オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言し、特に技術、MRV、農業、NWPでの成果を歓迎した。REDD+に関し、同代表は、「集中審議という課題に立ち向かった」として参加者に感謝した。

韓国はEIGの立場で発言し、NAMAsのクレジット化などの進展と市場に関する新しい考えを歓迎し、議定書の柔軟性メカニズムでのEIG諸国の経験を踏まえ、このようなツールは2020年の前でも後でも野心の引き上げを可能にすると述べた。同代表は、附属書I国の小国への言及を歓迎し、国別報告書と隔年報告書での同じ情報の重複レビュー回避を歓迎した。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、「5年間の行きづまりの後の打開」を歓迎した。NWPに関し、同代表は、先住民及び伝統的な知識に関するテクニカルペーパー作成の計画に注目した。REDD+に

関し、同代表は、ワルシャワでのSBSTA/SBI合同コンタクトグループにおいて、支援の協調を議論するよう求めた。

ネパールはLDCsの立場で発言し、REDD+への貢献能力を向上させる必要があると強調し、農業に関する「あまり行動本位とは言えない」結論書に対する失望感を表明した。FVAに関し、同代表は、締約国の提出文書で「大きなモンスターではなく、工具箱」が作られることを期待すると表明した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、島嶼部の市民社会は、人生を変えるほどの気候影響を経験していると指摘し、特に次の点を強調した：地球平均気温の上昇を1.5°C未満で制限するのを優先する2013-2015年レビュー；新しい市場メカニズムでは、オフセット以上の正味の排出削減を可能にする方法について探求する必要がある；市場ベース手法で問題の存在が明らかになっている分野を、非市場ベースメカニズムの対象にする方法。

エジプトはアラブグループの立場で発言し、農業における前進を歓迎し、この部門が生活や食糧安全保障に与える影響を強調した。同代表は、CDMや市場メカニズムでの失敗を繰り返してはならないと強調し、条約の下での中核となるメカニズムとして、非市場ベースメカニズムへの支持を指摘した。

パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、REDD+の方法論ガイダンスでの進展を歓迎したが、それを実施するには適切かつ予見可能な支援が必要だと指摘した。さらに同代表は、新しい市場ベースメカニズムではREDD+の役割を認めるべきだと示唆した。

コスタリカは中米統合機構 (SICA) の立場で発言し、この地域における気候面の脆弱性、食糧安全保障と生産に焦点を当て、適応やREDD+の効果的な実施、この地域の農業部門の転換状況に関する認識が必要だと強調した。

アルジェリアはLMDCの立場で発言し、特に次の点に焦点を当てた：非市場メカニズムの役割；対応措置、特にユニラテラルな措置の悪影響を最小限に抑える必要性；適応に関する農業の議論に焦点を当てる必要性；国際航空輸送及び海上輸送での排出量対応においてもCBDRを尊重する必要性。

チリはAILACの立場で発言し、特にNWP、REDD+、農業、FVA、NMM、2013-15年レビューでの作業成功を歓迎した。

ビジネス及び産業界NGOsは、市場本位の手法は行動と技術の展開を進める最も費用効果の高い手法を提供すると発言し、ビジネスが実用レベルで各国と手を結ぶ手段を提供するとして、CTCNとTECに対する支持を再確認した。

CANは、締約国は特に食糧安全保障、生物多様性、先住民の権利を保護するセーフガードなど、農業に関係する気候政策を確保すべきだと述べ、REDD+のセーフガードは「骨抜き」だと評した。FVAに関し、同代表は、厳密な算定枠組みと緩和野心の引き上げが必要だと強調した。

Climate Justice Nowは、先進国に対し、リーダーシップをとる代わりに「効果のない道具である」市場を取り入れることがないよう求めた。同代表は、REDD+は森林の住民に脅威を与え、REDD+市場メカニズムの推進は「間違いなく失敗」を意味すると強調した。

Farmersは、UNFCCCは食糧安全保障、適応、回復力に「多大な貢献」をする一方、緩和ギャップを埋めることにもなると述べた。同代表は、農業を包括的に扱い、食糧安全保障、適応、緩和において「人工的な」分け方を作らないことが「肝心だ」と述べた。

若者NGOsは、若者は実際規模で気候変動の影響を受ける最初の世代に属すると述べ、透明性やオブザーバーのアクセスを増やし、世代間の公平性を議題に載せるよう求めた。

SBSTA議長のMuyungiは、参加者の尽力でSBSTA会合を成功させたと述べ、COP 19前の会合間のワークショップではバランスのとれた参加を確保するため努力すると述べた。同議長は、午後2時4分、閉会の槌を打った。

強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会

ADP 2第2部の開会プレナリーは6月4日に開催され、Jayant Moreshver Mauskar (インド)とHarald Dovland (ノルウェー)が引き続き共同議長を務めた。ADPでは、ADP 2第1部で採択された議題書(FCCC/ADP/2013/AGENDA)に基づき作業した。

ADP開会ステートメントのサマリーについては、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12571e.html> を参照。

組織上の問題：役員を選出：6月13日のADP閉会プレナリーにおいて、共同議長のMauskarは、次期ADP共同議長としてKishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ)とArtur Runge-Metzger (EU)、新しい報告官としてIsabel Di Carlo Quero (ベネズエラ)を発表した。

決定書1/CP.17の全要素の実施：決定書1/CP.17(強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム)の全要素実施に関する議題項目(FCCC/ADP/2013/L.2)には、ワークストリーム1(2015年合意)とワークストリーム2(2020年までの野心)が含まれる。この項目は最初にADP開会プレナリーで取り上げられた。続いてワークショップ及びラウンドテーブルを中心とする作業構成が取られ、6月12日水曜日には非公式プレナリーも開催された。6月13日木曜日の閉会プレナリーで、ADPは結論書を採択した。

ワークストリーム1：ワークストリーム1の下では (ADP.2013.2. 非公式サマリー、ADP.2013.5.非公式サマリー、ADP.2013.7.非公式サマリー、ADP.2013.8.非公式覚書、ADP.2013.9.非公式覚書)、2015年合意による適応強化に関するワークショップが開催された。詳細については、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12573e.html> を参照。さらに次の項目に関する2回のラウンドテーブル会議も開催された：行動の多様性、これは第1週を通して会合した；リンケージ、これは6月11日火曜日に会合した。

2015年合意に関する提案について、バングラデシュは、次のような合意であるべきだと述べた：全てのものに適用可能；規則ベース；予測可能、確固とし、明確で、施行可能、科学的に健全；長期的な観点、CBDRと衡平性、損失と被害を考慮に入れる。

EUは、緩和約束を策定する段階的手法を提案した、この手法は次のもので構成される：ポスト2020年の約束に関するオプションを探求する；各締約国がそれぞれの約束を策定し、明らかにする；提案された約束が2°C目標達成に十分かどうかを評価するレビュー；2015年合意における約束の明記。スイスは、負担共有に関するハイブリッド手法を提案した、これには次のものが含まれる：共通の規則と期待感；協議段階；共通のMRVシステム。同代表は、協議段階には次のものを含めるよう求めた：プレッジの取りまとめ；2°C目標とプレッジの比較；残ったギャップへの対応で協力。オーストラリアは、約束全体の設計を考察し、ハイブリッド手法の利点に注目し、この手法により締約国は、国家が決定するボトムアップの約束と、確固とした国際的に合意された規則を持つことができると述べた。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、衡平性の参照枠組を築くよう求め、過去の責任、将来の持続可能性ニーズや脆弱性など、算定可能な基準と非算定基準の利用を支持した。エチオピアは、特に次の項目に基づくハイブリッド手法を提案した：過去の排出量及び一人当たりの排出量；世界平均気温の目標；大気空間の数量化及び配分；数量化された排出権。

チリは、二重計算を回避し、緩和プレッジが公平であり、かつ衡平性に基づくかどうかを評価するため、プレッジの緩和ポテンシャルを事前に理解する必要があると強調した。メキシコは、改善の余地のある分野を特定する必要があると強調し、規則の効率的かつ透明な適用と、それが目標達成に影響を与える力との結び付きを強調した。

さらに締約国は、ブラジルの提案について議論した、この提案はADP 2の第1部において途上国数カ国が主張したものである。ブラジルは、もともとは1997年に行った提案であると説明し、この提案は、単なる排出量の観点だけではなく、気温上昇に対する過去の相対貢献度の意味で、過去の責任を考えるものだと説明した。同代表は、この提案に関し、SBSTAが次のことを行うことを提案した：IPCCに対し、方法論の作業を行うよう求める；締約国に対し、過去の排出量の推計を示すよう求める；気温上昇に対する先進国の貢献度を測定する専門家グループを結成する。

エクアドルは、次の提案を行った：気候正義に関する国際法廷を設立し、国連の自然の権利宣言を、地球とその生態系を保護する手段として推進する。

透明性、信頼性、行動への支援に関し、マリは、国際的レビューシステム、及び促進部と執行部の機能を有する遵守メカニズムを伴う規則ベースの体制を求め、資金に関する常任委員会による、支援MRVの国際メカニズム協調を提案した。ネパールはLDCsの立場で発言し、透明性措置には提供され受領された支援額を算

定する比較可能で完全なシステムを含めるべきだと述べた。サウジアラビアは、気候行動の影響について報告し、資金についても報告する必要があると強調した。

EUは、約束のタイプや範囲、対象となる部門、数量化された約束や使用した指標の下となる想定条件について各国が情報を提供すべきだと述べた。オーストラリアは、ニュージーランド、ノルウェー、米国、日本の支持を受け、事前と事後の透明性と信頼性が重要だと強調し、次の必要性を強調した：締約国の約束の影響を予測し数量化する場合の明確性；締約国がその努力を追跡するために用いた手法に関する理解；影響を追跡し、行動強化での学習事項から学ぶ。米国は、算定ガイダンスを全ての締約国に適用すべきであり、このガイダンスは柔軟で野心を引き上げ、二重計算を回避するものであるべきだと述べた。

スイスは、次のように発言した：全てのタイプの約束に対する共通算定枠組が必要である；経済全体の排出削減約束が詳細な事前情報である必要はないかもしれない；支援の提供と受領の両方において、透明性と計算がカギとなる。韓国は、事前の明確性に関するワークショップ開催を提案した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、緩和約束の透明性は京都議定書の下のもものと同等に確固としたものにすべきであり、約束が採用される前に理解されるべきだと強調した。

資金、技術、キャパシティビルディングに関し、ノルウェーは、支援による結果として行動が取られるのであれば、支援は常に提供されると述べた。インドは、途上国が早期にかつ効果的に行動をとれるよう、技術の譲渡を求めた。中国は、技術移転に関するメカニズムの検討を提案した。

コロンビアは、気候変動の影響の強まりなど、ニーズは進化するものだとして、実施手段レビュープロセスの導入を求めた。ペルーは、適応コストの急激な上昇を回避するため、早期行動に注目するよう求めた。ネパールは、途上国が脆弱性に対応し、低炭素開発経路を取るための実施手段を強調した。ナウルは、特に気候資金の資金源の特定、及び資金供与の規模拡大に焦点を当てた。

韓国は、信用面のギャップを埋め、実施手段の提供不十分という課題に対応するため、資金のMRVを作成し、定義とベースライン、範囲を明確にするよう提案した。同代表は、UNFCCC内外の既存のメカニズム同士の協調を改善するよう求めた。

オーストラリアは、2020年資金目標は効果的な緩和行動及び支援の透明な実施の観点で見るとすべきだと述べた。EUは、GCFなどの既存の組織が、2020年以降も業務を提供し、継続することを確実にする必要があると強調した。日本は、2015年合意におけるキャパシティビルディング、技術移転、及び資金への配慮を既存のアレンジや議論に則り築くよう提案した。

メキシコは、国内努力と国際的な努力の相互補完性、官民の資金源を求めた。フィリピンは、先進国の約束に対し、それぞれの能力という概念を適用することに警鐘を鳴らした。スイスは、可能な環境の強化、官民の資金源の混合、低炭素な将来に向けた国内資金と多国間資金の必要性を強調した。

議論では、両ワークストリーム間のリンク、そして補助機関やADPの間の**リンケージ**も取り上げられた。インドは、ワークストリーム1と2の間のリンクを作る必要性を強調し、SBs、IPCC、2013-15年レビューの作業から2015年合意に情報を提供する方法について考える必要があると強調した。

エクアドルは、緩和、資金、技術、適応でのギャップのリンクに注目するよう求めた。EUは、2015年合意に必要な緩和要素及び適応要素に関する文書提出を求めた。スイスは、新しい合意は次の項目と結び付ける必要があると強調した：化石燃料排出量の観点を越えた、科学的現実；適応および公的部門の資金供与を越える、将来を見据えた政治的現実。米国は、国内の広範な有権者に提供されるのが適当な新しい合意を主張した。

6月12日水曜日の非公式プレナリーにおいて、締約国は、意見が集約された分野と、更なる審議を必要とする分野を特定した。

EUは、ワルシャワ会議の前に、主要問題に関する文書提出が必要だと指摘し、共同議長に対し、締約国の考えを反映するペーパーで、優先度の高い分野を明らかにするよう求めた。スイスは、緩和に関するCOP 19決定書の中では、全てのものが「約束すると約束すべきだ (should commit to commit)」としてこれを求めた。同代表は、次の項目を求めた：緩和約束の方法に関する共通の理解；衡平な差異化に関する意見交換の継続；約束の「基となる (anchor)」プロセスの要素を詳細に詰める。米国は、特に次の項目での合意を指摘した：透明であり、同時に全てのものに適用可能なだけの柔軟性を持つMRVが可能な規則を持ち、各国が決定する貢献による緩和対応；ポスト2020年での支援継続。ニュージーランドは、ボトムアップとトップダウンのハイブリッド手法に関する共通意見を指摘した。

インドは、CBDRのダイナミックな解釈に関する議論及び2ステップまたはハイブリッドプロセスなどのポスト2015年構造に関する議論では、条約の原則に再度焦点を当てる必要があると強調した。LMDCの立場で発言したフィリピンとサウジアラビアは、条約の4本柱を中心とする集中審議を求めた。チリはAILACの立場で発言し、特に次の項目に関するクリエイティブな考え方や提案を求めた：実施方法；遵守とインセンティブ；野心を引き上げ、参加を高めるために必要なダイナミズムを確保する事前と事後のレビュープロセス。

サウジアラビアは、2013-15年レビューと対応措置のリンクを強調した。シンガポールは、更なる審議分野に注目した、これには次のものが含まれる：先進国の指導的役割；実施を強化する方法；締約国が提起した行動を明確にする方法；規則による全世界的な参加を確実に推進する方法。ナウルはAOSISの立場で発言し、実施方法に注目し、既存の制度同士のリンクに関する更なる審議を求めた。

ワークストリーム2: このワークストリーム (ADP.2013.3. 非公式サマリー、ADP.2013.4. 非公式サマリー、ADP.2013.6.I非公式サマリー、ADP.2013.7. 非公式サマリー、ADP.2013.8.非公式覚書、ADP.2013.9.非公式覚書、FCCC/TP/2013/4)の下では、6月7日、エネルギー転換に関するワークショップが開催された。詳細

については、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12574e.html> を参照。2020年までの野心引き上げを目的とする実際の成果指向の手法構築に関する一連のラウンドテーブル会合は、6月5日水曜日、6月8日土曜日、6月10日月曜日に開催された。

2020年までの野心引き上げを目的とする実際の成果指向の手法構築に関する議論において、UNEPは、2012年の排出量ギャップ報告書を提出し、少なくとも8 Gt CO₂換算という2020年までの排出量ギャップ、及び共同便益を獲得する一方でギャップを埋める可能性に焦点を当てた。

中国は、附属書 I 国が1990年比25-40%の削減を達成するならば、排出量ギャップは埋められるとした自国の分析を強調した。インドネシアは、国家レベルでの行動を進めるには機会とコストを理解する必要があるとし、締約国間で行動をどのように分担すべきかに焦点を当てた。ネパールはLDCsの立場で発言し、国際協力イニシアティブは中長期の約束に代わるものではないと警告した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、特定の緩和解決策を展開する技術プロセスを提案した。同代表は、たとえ気候変動対応を主要目的としない外部イニシアティブであっても、これを活用することが重要だと強調した。EUは、意見が集約されている3つの分野について説明した：新たなプレッジの奨励；既存のプレッジの野心引き上げ；高い緩和ポテンシャルがある分野での努力の規模拡大。

南アフリカは、次の項目に関する更なる議論を求めた：化石燃料補助金の段階的廃止；技術移転への支援；地方の革新の推進；女性及び若者の参画。

資金、技術、キャパシティビルディングの強化に関し、中国は、次の項目のギャップを強調した：緩和；適応；過去の責任に基づく持続可能な開発への衡平なアクセス；途上国支援。米国は、現在、12年間ごとの排出量が1970年までの過去の全排出量と同じであると強調した。

EUは、固定資産やインフラへの投資など、現在の政策選択が将来に影響すると強調した。同代表は、リスク軽減と投資回収の確実性を高めるには、リスクの共有及びリスク分析が必要だと述べた。ウガンダは、低炭素開発を志向する調整は、情報を得た政策から始まるが、同時に途上国の開発目的を保持する必要があると指摘した。ベネズエラは、持続不可能な生活様式を転換する必要があると指摘し、市場に政策策定を任せすることに警鐘を鳴らした。

米国は、気候変動及び開発目的に沿い国内及び資金供与者の資金提供が行われることを確保するには、低炭素排出開発戦略が重要だと強調したが、資金動員の課題に取り組む「特効薬 (silver bullet)」はないと警告した。

中国は、資本及び技術市場で民間部門にインセンティブを提供する仲介役になれるとして、先進国の公共資金活用を提案した。ナウルはAOSISの立場で発言し、エネルギー効率、再生可能エネルギー、炭素回収貯留の分野での特定の緩和解決策に関する政策オプションを記載するテクニカルペーパーの作成を求めた。イ

インドネシアは、資金や技術の動員を図るには、先進国および世界レベルで、可能な環境作りを検討することが重要だと強調した。南アフリカは、世界経済の不安定さを、実施手段を詳細に詰めることを遅らせる言い訳に使うことに警告し、GCFの資本化に焦点を当てる必要があると強調した。

ベネズエラはLMDCの立場で発言し、モーリシャスの支持を受け、先進国の排出削減は国内行動をベースにすべきだと強調し、実施手段の提供を求めた。ブラジルは、経済の構造改革が必要であり、低炭素投資の選択も必要であることに賛成する一方、先進国が先頭に立つ必要があると強調した。

COP 19までの進め方に関し、ナウルはAOSISの立場で発言し、ネパール、インドネシア、ケニアの支持を受け、次の項目を提案した：エネルギー政策及び技術に関するものなどの文書提出、排出削減の規模、障壁、障壁克服の戦略に重点をおく；締約国が直面する特定の問題に関する締約国の提出文書をまとめたテクニカルペーパー、技術専門家会議で出された問題に対応する解決策も含める；テクニカル・ワークショップ；COP 19での閣僚ラウンドテーブル。フィリピンは、提案を拡大し、適応も対象とするよう提案した。ベネズエラは、「規範上の動向（normative trends）」、パイロットプラクティス、パラダイムシフトを進める方法について議論するのが有用だと述べた。

EUは、先進国が先頭に立ち、新しいプレッジを打ち出し、現在のプレッジの野心引き上げを推進する次の方策について説明した：ハイドロフルオロカーボン(HFCs)の段階的廃止；国際的イニシアティブの仲介役としてのUNFCCCの役割の検討；UNFCCCと2014年国連リーダーズサミットなどの他のプロセスとのリンク。

中国は、附属書 I の数量化された排出抑制または削減目的(QELROs)を再検討し、京都議定書の第二約束期間に参加しない附属書 I 国に対し、同等の目標を持つよう勧めることを求めた。マリはアフリカグループの立場で発言し、締約国は特定のオプション及び部門に焦点を当てるべきでないとし、次の項目を求めた：附属書 I 国からの支援をレビューするプロセス；毎年の長期資金という1兆米ドルの実際の供与について明確化する；炭素価格引き上げのオプション。

6月12日水曜日、非公式プレナリーにおいて、締約国は、**意見が集約された分野と更なる審議が必要な分野**を特定した。途上国数カ国は、ワークストリーム同士のリンクを強調し、ワークストリーム 2の下での野心引き上げ行動は信頼に基づき築く必要があり、ワークストリーム 1の下では2015年合意に向け進展を図る必要があると強調した。

締約国数カ国は、HFCsについて議論したが、それぞれの見解は異なった。スイス、ミクロネシア連邦、EU、その他は、モントリオール議定書の下でもHFCsを議論する必要があると指摘したが、ベネズエラはLMDCの立場で発言してこれに反対し、この問題はGHGsに関係があり、このためUNFCCCの下でのみ議論すべきだと指摘した。

更なる審議が必要な分野について、EUは、土地利用、エネルギー効率、再生可能エネルギー、炭素の隔離、持続可能な開発を指摘した。オーストラリアは、技術面の作業を必要とする分野としてエネルギー部門に注目したが、インドは、アルゼンチンと共に、どの部門別問題を議論するかが明確になっていない中で、緩和野心引き上げ及び部門別問題に関するテクニカルペーパーを作成するのは時期尚早だと指摘した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、次の項目を提案した：エネルギー効率措置を対象とする；緩和目的で最も効果があり規模が期待できるオプションを明らかにする実際的で行動本位のプロセス；エネルギー以外の分野における緩和ポテンシャルの実現；他のフォーラムで行われている作業結果の活用。マレーシアは、実施手段があれば途上国も多くのことを達成できると発言した。バングラデシュは、適応、資金、技術移転、キャパシティビルディングでのギャップの解消と野心引き上げが必要だと強調した。

ネパールはLDCsの立場で発言し、先進国のリーダーシップを強調し、次の項目を求めた：プレッジの野心引き上げに関する情報；行動を可能にする上での障壁に対する対応；京都議定書の目標の再検討；第二約束期間に参加しない附属書 I 国のプレッジの実施；条件の撤廃；途上国によるNAMAsの提出と実施。

チリはAILACの立場で発言し、プレッジ引き上げとその上限へ向け動くのに適した環境を築くため、既存の制度の役割強化に関する更なる審議を求め、エネルギー以外の分野も議論する必要があると指摘した。ブラジルは、GCFは「期待したレベルではない」と指摘し、イランは、リオ+20の成果文書のパラグラフ26に注目し、この項目は国際法に違反する経済的、資金的、貿易上のユニラテラルな措置を控えるよう各国に求めていると指摘した。

スイスは、特に次の項目を求めた：閣僚ラウンドテーブルの「最善の議論の土台 (best basis)」として、緩和ポテンシャルに関する共通の理解を得、新しいプレッジの余地を作る。オーストラリアは、プレッジは「極めて重要 (critical)」であるとし、より多くのプレッジを推奨し、既存のプレッジを強化する条件について更なる審議が必要だと述べた。

ベネズエラはLMDCの立場で発言し、附属書 I 国に対し、特に次の項目を求めた：可能な限り早期の京都議定書改定の批准；国内の行動による約束の引き上げ；プレッジから条件を撤廃する；途上国の緩和プロジェクトに対し、排出クレジットの見返りを求めることなく、資金全額を供与する。さらに同代表は、知的財産権体制での柔軟性も求めた。サウジアラビアは、ワークストリーム 2は締約国主導であるべき、全ての部門やガス、排出量及び吸収量を含めるべきと発言し、COP 19でワークストリーム 2の決定を行うのは時期尚早だと述べた。

ADP結論書：結論書 (FCCC/ADP/2013/L.2)において、ADPは：

- ・ 2014年に少なくとも1回は会合を行う必要があることで合意する；

- ・ ワークストリーム1と2の下で、ADPの結論書に則り、関係する締約国及びオブザーバーの文書提出を求め
る；
- ・ ワークストリーム 2の下で、2014年の作業計画に関し、更なる活動についての文書を提出するよう締約国
及びオブザーバーに求める；
- ・ 次期共同議長に対し、ADP 3での審議のため、締約国文書を参考に、バランスがとれ、焦点を絞り、本格
的なモードを提案するよう求める；
- ・ 事務局に対し、提出文書を考慮し、次の二つのテクニカルペーパーを2013年10月30日までに作成するよう
要請する、すなわち；緩和野心引き上げの行動、イニシアティブ、オプションの緩和便益に関するテクニ
カルペーパー (FCCC/TP/2013/4)の第2版；適応と緩和の関係など、気候影響の異なる推進要素に基づく
適応コスト、便益、機会に関する提出文書を合成するテクニカルペーパーの初版。
- ・ 事務局に対し、マンダートの概要、条約の下での制度、メカニズム、アレンジでの作業の進展状況につい
て、概要報告書を作成し、リンケージに関するものも含めADPの作業に情報を提供するよう要請する；
- ・ 共同議長に対し、ADP 2の第1部と第2部での議論に基づき、進捗状況覚書を作成するよう求める。

閉会プレナリー：ADP閉会プレナリーは、6月13日木曜日に開催された。締約国は、ADP 2第1部と第2部
の報告書 (FCCC/ADP/2013/L.1)を採択した。

フィジーはG-77/中国の立場で発言し、進展達成を認識したが、特に次の項目を求めた：ワルシャワでは、
より焦点を絞り締約国が主導する形での進展を図り、緩和、適応、実施方法などでバランスの取れた手法に
従う。同代表は、ワークストリーム2での先進国のリーダーシップの必要性を強調した。同代表は、事務局が
二つのテクニカルペーパーを作成し、ADPでの更なる作業に情報を提供することを歓迎した。

ワークストリーム 1に関し、EUは、新しい合意は公平で包括的、法的拘束力があると同時に、永続的でダイ
ナミック、時間とともに進化できるものであるべきだと述べた。ワークストリーム 2に関し、同代表は、
次の必要性を強調した：プレッジがない締約国がプレッジをする；現在のプレッジの野心を引き上げる；行
動を強化する上でのUNFCCCの役割を規定する。

ワークストリーム 1に関し、オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言し、特に次の項目を提
案した：約束の予想可能性を確保する透明性のある措置を先に打ち出す；野心と公平性を検討する諮問プロ
セス。ワークストリーム 2に関し、同代表は、多様な国情を持つ締約国が緩和ポテンシャルを獲得する方法
について検討し、国際的な協カイニシアティブによる補足作業を推奨することを提案した。

スイスはEIGの立場で発言し、ワルシャワでの決定書に2015年合意の中心となる要素に関する共通の理解
を記載するよう求め、これには次のものが含まれると述べた：2°C目標に向けた各国の緩和約束；そのような
約束の方法；新しい合意の時間枠及びその構成。ワークストリーム 2に関し、同代表は、プレッジを提出し

ていない締約国に提出を求め、閣僚ダイアログの議論の土台を作るため、緩和ポテンシャルに関し更なる技術情報交換を行うよう求め、化石燃料補助金の改革を推奨した。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、2015年合意は条約の再交渉を意図したものではなく、2020年以後の条約の実施を定義するものだと再確認した。同代表は、緩和に関するテクニカルペーパーの改定を要請し、これには次の項目に関する情報を含めるべきだと述べた：条約の原則の適用可能性；適応行動と緩和行動の便益；障壁に対応する方法；実施方法。

ナウルはAOSISの立場で発言し、途上国に緩和の負担を移すことに警告し、先進国に対し、新しい政策や戦略を京都議定書の下での野心的な約束に変え、自国内にある実現されていない緩和ポテンシャルを調査し、探求するよう求めた。同代表は、さらに、2015年合意の中身を含め、2014年までの比較的野心の高い条約の下の目標、そして損失と被害に対応するメカニズムを求めた。

ネパールはLDCsの立場で発言し、次の項目を求めた：より焦点を絞った交渉に移る；特に適応に関する強化された行動を提供できる効果的な議定書を2015年に採択する；損失と被害に関するメカニズム；資金援助。

コスタリカはSICAの立場で発言し、次の項目を支持した：資金、適応、緩和、キャパシティビルディング、技術移転を議論する一つのコンタクトグループの設立；2015年合意の下での先進国の支援供与に関する監督とMRVメカニズム。

サウジアラビアはアラブグループの立場で発言し、次の必要性を強調した：2013年から2020年の間に先進国が供与すべき資金レベルの明確化；対応措置への対処。

パキстанはLMDCの立場で発言し、ADPのマנדートは、条約の実施を高めることだと想起し、HFCs及びエネルギー部門の活動など部門別の活動で、途上国に追加負担が課されることがあってはならないと述べた。

チリはAILACの立場で発言し、次の項目を求めた：2015年合意の実質的内容及び要素を体系化するワルシヤワ決定書；適応を中核に据える2015年合意；確固とした遵守メカニズム；野心ギャップ解消に貢献すべく、UNFCCCの下で更なる作業を行う。

エクアドルはALBAの立場で発言し、条約とCBDRに焦点を当てて作業すべきだと強調し、新しい合意では公平性を中核にすべきと述べる一方で、概念については異なる解釈があると指摘した。パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、新たな追加的資金援助及び技術支援があれば、REDD+は緩和ギャップの解消に貢献できると強調した。

南アフリカは、持続可能な開発への衡平なアクセスなど、衡平かつ平等な努力分担の必要性を強調し、適応に関する共通の約束及び実施方法を求めた。ウガンダは、2015年合意の交渉に残された日数は930日だと想起し、交渉文書作成に動くよう求めた。バングラデシュは、規則ベースの多国間システムで特定の規則を適

応に適用する方法について提案を求めたが、メキシコは、ワークストリーム 2にHFCsを含めることへの関心を表明した。

共同議長のMauskarは、2015年合意の確固とした基礎を築き、プレ2020年の野心に対応することが共同議長の目標であったと指摘し、自分の考えでは、そのような基礎が築かれたと発言した。同共同議長は、「1万哩の旅も一歩からであり、我々は何歩か進んだが、本当に難しいのはこれからだ」と結んだ。共同議長のMauskarは、新しいADP共同議長の下、締約国の建設的精神が継続し、成功が収められるとの確信を表明した。

共同議長のDovlandは、作業開始時、両共同議長はラウンドテーブル及びワークショップでの議論を進める考えに至ったと想起し、この手法はADPではうまくいったが、「より正式な会議設定での活動に移る時がきた (time has come to move some activities to a more formal setting)」と指摘し、ワークショップやラウンドテーブルではある程度の作業の繰り返しがあると指摘した。Dovland共同議長は事務局及び締約国への感謝を述べ、「3度目になるが」このプロセスから引退するとし、これに関わる人たちをいつも懐かしく思うだろうが、「気候変動にまつわる非難の転嫁に疲れた」と述べた。同氏は、協力の精神を持つよう促し、午後6時9分、ADP 2の中断を宣言した。

ボン気候変動会議の簡単な分析

「違いというのは人を分けたり、引き離したりすることを意図したものではない。人に違いがあるのは、お互いのニーズをはっきり理解するためなのだ。」 - デズモンド・ツツ

ボンでの2週間にわたる毎年の気候変動会議に参加者が集う中、外部の出来事がこの会議に影を投げかけた。大気中の二酸化炭素濃度は400ppmという重要な境界線を越え、欧州の一部では洪水が猛威を振るい、そして国際エネルギー機関は新しい報告書「エネルギーと気候のマップの書き換え (Redrawing the Energy-Climate Map)」を発表し、世界中のマスコミがこの報告書に飛びついた。この全ての出来事から、気候変動との戦いでは2020年以前に強力な行動をとる必要性が浮かび上がった。多くのものは、各国政府がこのような課題に取り組めるかどうか疑問視している。

UNFCCCの3つの組織-実施に関する補助機関、科学上及び技術上の助言に関する補助機関、ダーバン・プラットフォーム特別作業部会-全てで、長大な議題項目リストの進展を見る必要がある。補助機関に期待される議題には、損失と被害の問題への取り組み、資金、政府間会合のアレンジ、予算、農業、市場と非市場メ

カニズム、REDD+、2013-2015年レビューの問題があった。ADPでの議論は、2015年合意及び2020年までの野心の作業進展を図る方法の審議が期待された。

結局、SBIは、手続き上の論争から、実質的な審議を開始することさえできなかった。これと対照的に、SBSTAは、多数の議題項目で進展があり、ADPも、可能な合意の輪郭を描くことや2020年までの野心引き上げについて「会話 (conversation)」が続けられたが、その評価はさまざまであった。この簡単な分析では、ボン会合について議論し、2013年11月のワルシャワでのCOP 19及びCMP 9に対する影響可能性を検討する。

SBI 38 - 一度も開催されなかった会議

多くのものが驚かされたことに、SBIにおいて、締約国は議題書を採択できず、ボンでの会合は実質上一度も開始されることがなかった。ロシア、ベラルーシ、ウクライナは、COP及びCMPでの意思決定に関する手順問題、法的問題を議題項目に追加するよう提案した。この提案は、ドーハ会議のCMPを閉会する際に、京都議定書の第二約束期間で意見が対立する最中に、閉会の槌が打たれた出来事に対する対応であった。

ロシアは、UNFCCCでは「常に手順問題 (constant procedural problems)」があり、さらに18年が過ぎても締約国は未だに手順規則案を暫定的に適用している事実を指摘し、この提案を正当化した。UNFCCCの下での投票規則がない中、全ての決定は全員一致で行われなければならない、全ての締約国が自国の意見を聴いてもらう権利を有する。ロシアは、カンクン会合において、カンクン合意に対するボリビアの反対が、COP議長によりあからさまに却下された例など、「不幸な」多くの例に注目した。

意思決定手順の議論が容易ではないことは熟知されていたが、大半の締約国は、ロシア、ベラルーシ、ウクライナが提起した問題は有効であると同意した。全員一致に至ることができない場合には投票を認めるよう条約を改定するというパプアニューギニアとメキシコの関連提案は、実際、COP議題書に既に記載されている。いずれにしても、この論争はボンでは解決できなかった。問題の一つはどの場で議論するかであり、COPとCMPなのか、それともSBIなのか、さらにこの微妙な問題をどう解決するかも問題となった。一部の締約国は、危険な前例の回避を希望した。シンガポールが述べたとおり、この提案を受け入れるなら、「どの締約国も、UNFCCCの全ての会合で議題項目を追加しようとするあらゆるインセンティブを持つ」ことになり、さらに「この行き詰まりをどう解決するかは将来の前例を作ることになる。3カ国の提案者のために手順の例外を作るなら、どの締約国も同じ処遇を求めるだろう」と警告した。UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、閉会時の記者会見で、全ての締約国はベラルーシ、ロシア、ウクライナが注目した問題を議論する必要がある点で合意した、しかしどう議論するかで合意できなかったと指摘した。

大半の締約国は、SBIが作業を開始できなかった点に深い懸念を抱きつつボンを離れた。ツバルは、UNFCCC意思決定プロセスの欠点を認める一方、「手順問題を用いることで、プロセスを悪化させたのは、

極めて皮肉なことだ」と指摘し、これは「シートベルトがうまく作動しないことを実証するため、わざと車を衝突させる」ものだと述べた。手順規則を採択するには全員一致に達する必要があるというパラドックス、これは難問をさらに難しくするだけである。

今から11月のSBI 39の間に、この行き詰まりを克服する協議が行われ、たとえ微妙なものであっても妥協に至ることが期待される、そうすればSBIは、ワルシャワで実質的な審議に進むことが可能になる。多くのものが、ベラルーシ、ロシア、ウクライナの提案はCOPとCMPの意思決定に関係する問題であり、SBIではなく、COPとCMPで議論されるべきだと感じている。ボンでは、一部のものが、実際にこの問題がCOP議題に入る可能性があることを期待していた。SBIは、多くの問題を抱えており、UNFCCC事務局長のChristiana Figueresが言ったとおり、失われた時間を取り戻すには、ワルシャワで、「3週間の議論を1週間に押し込める (squeeze three weeks into one)」必要がある。この問題でどのような決定が行われるにしろ、SBI 39、さらにそのあとのプロセスでの将来作業に影響を与えることになる。

SBSTA - 期待以上の成果

SBIが前に進めなかったことから、多くのSBSTAコンタクトグループは、通常より長い交渉時間を持つことができた、その恩恵を受けた主なコンタクトグループの中には農業とREDD+があった。このためSBSTA側の雰囲気はかなり前向きなものとなり、多くのものがボンでの進展達成を喜んでいた。しかし、SBSTAの議題項目の多くがSBIでの議論と結び付いており、ある参加者が言うとおおり、「実施に関する問題と切り離して技術面で決定を行うのは課題が多い (taking decisions on technical aspects in isolation from interrelated issues on implementation is challenging)」のである。

議題では、REDD+の方法論関係で7つ以上の問題が保留されていたが、ボン会合の参加者は、このような課題に十分応えられることが証明された。SBSTA 38の成果は、方法論と実施問題の相互関係の一部に意見対立があり合意に手が届かなかったドーハ会合からすると、明らかに一歩前進であった。たとえば、ドーハ会合では、締約国は、途上国がREDD+ 活動で回避した排出量に関する情報を提出した場合の評価のタイプについて合意できなかった。多数の途上国が、REDD+はNAMAsと同じ形で国際的な協議と評価(ICA)の対象にすべきと強調したが、一部の先進国は、情報の透明性及び正確さへの懸念から、より徹底的なレビュープロセスを提案した。しかし、ある林業交渉担当者が指摘したとおおり、「専門家の技術チームに関するものなど、ICAの一部の側面に関するSBI側での明確化があれば、よりよい情報を得た議論となり、締約国も改めて確証を得られただろう。」しかしボン会合で、締約国は、REDD+方法論の作業を前に進めることができた。締約国は妥協案で合意し、一部の「想定 (assumptions)」に基づき作業することで合意した。このため、SBIでのICA議論の結果を予断するものではないと明記する脚注がつけられた。

REDD+に関し3つの決定書草案がCOP 19での採択を推奨され、MRV及び参照レベルに関する決定書草案となる可能性がある文章が、ワルシャワでの更なる審議のため送られたなか、一部のものは、ボン会合は「REDD+に関する印象的な進展の道を開いた会合」とみられる可能性があると述べた。しかし、ある参加者が認めたとおり、「資金供与に関する決定に方法論問題で達成できた進展が含まれないなら、このモーメントを失う可能性がある。」

農業に関し、締約国はドーハ会合で、「農業部門の緩和から生じる機会と課題」に関するワークショップ及びテクニカルペーパーで合意できなかった、これはG-77/中国が緩和ではなく適応の懸念への対応を希望したことが理由であった。ボン会合で、インド、フィリピン、アルゼンチンは、農業の排出量のキャップは多数のものの生活を脅かすという多くの途上国が抱く懸念について、詳しく説明し、食糧安全保障が緩和目的のために脇に追いやられるべきではないと主張した。しかし、ボン会合は、前例のない進展を実現することができた。締約国は、「特に途上国において、農村の発展、持続可能な開発、農耕システムの生産性、食糧安全保障を推進する一方で、気候変動の影響に対する農業の適応」を議論するよう、ワークショップ及びテクニカルペーパーの焦点をシフトすることで合意した。農業の適応共同便益の可能性も議論することで合意したことに、多数の途上国と一部の先進国は満足した。

SBSTAでの異なる議題項目の下で進展が達成されたにも関わらず、多数のものが、SBIでの行き詰まりがワルシャワ会合でも続くなれば、SBSTAの作業も相当な影響を受けるのではないかとその恐れを表明した。「SBIが会合し、進行することが必要だ」とある参加者は切り出した。

ADP - ギアはニュートラルで引っかけたまま

ADP 2-2はワークショップ及びラウンドテーブルでの議論を続けたが、これは「マラソン会議」とでも評されるもので、ある参加者が述べたとおり「これまでの議論が蒸し返された。」しかし別なものは、プロセスへの満足の意を表し、この会合は「新しい合意の範囲、構成、設計の定義付け」を始める機会を与えたと述べた。多数の途上国は、ワルシャワでの「お話の出店 (talk shops)」は終わりにし、焦点を絞った議論に転換するよう求めたが、他のものは、ワークショップやラウンドテーブルは異なる視点を提供するとして、その有用性に注目し続けた。ADP作業計画プログラムによると、COP 19では、2014年に向けての明確なロードマップを打ち出すことが期待され、このため締約国は、2014年のCOP 20までに交渉文書案の要素を打ち出すことが期待されると知った上で、この目的のため、どのように進展を図るか決定する必要がある。

緩和に関し、2°Cという気温上昇限度を超えないような緩和約束の集約を確保するトップダウンシステムと、各国が独自に約束を決定し提出できるようにするボトムアップ手法との妥協点を見出そうとする多様な「ハイブリッド手法」が議論された。現時点では、透明性と共通算定規則に関する決定が重要であり、更なる交

渉を必要としない形で、約束の更新、強化を推進する「ファーストトラック」システムでの合意も明らかとなった。さらに締約国は、2015年合意の中に適応や実施方法をどう取り入れるかでも合意する必要がある。

一部の参加者は、ワークストリーム1 (2015年合意)の下での進展は2020年より前の期間の野心引き上げに関するワークストリーム 2での進展とバランスをとる必要があると強調した。ドーハで締約国は、2020年までの野心のギャップを解消する一連の行動を2013年に特定し、可能性を探ることで合意した。ボン会合で、アフリカ諸国、AOSIS、EUは、現在のプレッジと、京都議定書及び条約の下での約束の強化を確保する必要があるとの声を上げた。これに関し、AOSISは、ワルシャワ会合より前に追加的で野心的な2020年までの緩和努力を確保するため、「技術的で、目標を持ち、成果指向の議論」を含める提案を提出した。

Harald DovlandとJayant Moreshver Mauskarの両共同議長のガイダンスの下、ADPは、比較的「容易な議事進行 (easy ride)」があったが、次期共同議長のArtur Runge-MetzgerとKishan Kumarsinghは、自分たちの任期を「ADPのハネムーン段階」が終わるときだと受け止めている。議長のDovlandが指摘したとおり、ADPには「劇的な課題が控えている」。全てのものを喜ばせる運用法で合意し、2つのワークストリームの下、ダーバン会議で義務とされた野心的な議題を成功裏に終わらせるため、透明で参加性の高い形での決定を行うのは、容易でないのは間違いない。将来を展望するとき、多くのものは、あるNGO代表が言ったとおり「2009年のコペンハーゲンサミットをあれほどの災厄にした終了間際の混乱の類 (the kind of last-minute scramble that made the 2009 Copenhagen Summit such a disaster)」を確実に回避したいと考えている。

ワルシャワ - 再度、魂に火がつくか？

気候変動の利害がこれほど高くなかった時、多国間プロセスは、モーメンタムの無さ、一般の関心の薄れ、他の競合する優先課題に苦しめられてきた。バリ会議後、コペンハーゲン会議の前では、理想主義もエネルギーもすっかり消えうせていた。しかし、2015年の意味のある合意を確保するには、どれほど大きな課題が先々に控えているか、全く疑う余地がない、ワルシャワ会議はその重要な3回のCOPsの最初の会合となる。

2015年合意を最終的に実現するには、プロセスと中身の両方を慎重に考察し、意味のある決定を行う必要がある。ワルシャワ会議は、法的拘束力のある合意に向けた明確な道筋を導き出し、2020年までの野心引き上げで進展をもたらすため、強力な実施措置パッケージを達成する上で、役割を果たせる。ボン会議は、状況が正しければ、進展が可能であることを実証した、しかし同時に、曲がりくねった道筋からだれもが目を離してしまうような問題が生じる可能性があることも実証した。

今後の会議予定

第32回共同実施監督委員会会合：共同実施監督委員会は第32回会合を開催、共同実施に関する問題を審議する。 日付：2013年6月17-18日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC事務局 電話：+49-228-815-1000
ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：事務局@unfccc.int www：
http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/index.html

GEF第44回評議会：地球環境ファシリティの評議会は年2回会合し、GEFの対象分野において、世界的な環境便益を伴う新しいプロジェクトを承認し、GEF事務局および組織に対し指針を提供する。 日付：2013年6月18-20日 場所：米国、ワシントンDC 連絡先：GEF事務局 電話：+1-202-473-0508 ファクシミリ：
+1-202-522-3240 電子メール：secretariat@thegef.org www：
<http://www.thegef.org/gef/content/gef-44th-council-meeting>

グリーン経済でのREDD+に関する世界シンポジウム：このシンポジウムは国連開発途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の削減に関する協力プログラム(UN-REDD)が開催するもので、REDD+と持続可能な開発及びグリーン経済を結ぶパイロット活動で得られた学習事項を検討する。 日付：2013年6月19-21日 場所：インドネシア、ジャカルタ 連絡先：John Prydz 電子メール：John.Prydz@unep.org www：
http://www.un-redd.org/REDD_in_Green_Economy_Global_Symposium/tabid/105931/Default.aspx

モントリオール議定書締約国のオープンエンド作業部会第33回会合：この会議は、第25回モントリオール議定書締約国会議の準備会合として、モントリオール議定書実施に関する問題を議論する。 日付：2013年6月24-28日 場所：タイ、バンコク 連絡先：オゾン事務局 電話：+254-20-762-3851 ファクシミリ：
+254-20-762-0335 電子メール：ozoneinfo@unep.org www：
<http://conf.montreal-protocol.org/meeting/oewg/oewg-33/presession/default.aspx>

技術執行委員会第6回会合：UNFCCC TECの第6回会合は、新しい技術概要を作成し、条約の内外のアレンジによる参加推進を可能にする問題での進展状況を議論する；利害関係者の参加推進方式を提示する；委員会の他の作業を継続する。 日付：2013年6月26-28日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：
http://unfccc.int/ttclear/pages/tec_home.html

第5回アフリカ・カーボン・フォーラム：アフリカ・カーボン・フォーラムは、アフリカにおける炭素投資のための貿易見本市と知識交換の場であり、アフリカでの低炭素開発へのアクセスを推進する方法について検討する。 日付：2013年7月3-5日 場所：コートジボアール、アビジャン 連絡先：Emilie Wieben 電子メール：acf@risoe.dtu.dk www：<http://africacarbonforum.com/2013/english/>

国際水文科学協会 (IAHS)、国際海洋物理科学協会 (IAPSO)、国際地震学及び地球内部物理学連合 (IASPEI)

の合同総会：この科学会議では次の問題に関するシンポジウムが開催される：海洋での混合；地域の海；海洋観測と気候変動；水文学における気候と陸地表面の変化；気候変動の下での寒帯及び山岳部の水文学システム；水の量と質の特性；変化する世界における淡水の水質変化の理解；堆積物と水生生態系との相互作用；適応性の水資源管理；途上国における水文学の教育及びキャパシティビルディング。 日付：2013年7月22-26日 場所：スウェーデン、ヨーテボリ 連絡先：会議事務局 電話：+46-31-708-60-00 ファクシミリ：+46-31-708-60-25 電子メール：iahs.iapso.iaspei2013@congrex.com www：<http://iahs-iapso-iaspei2013.com>

CDM理事会第74回会合：クリーン開発メカニズム(CDM)理事会は、第74回会合を開催し、CDMの運用関連問題を検討する。 日付：2013年7月22-26日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：<http://cdm.unfccc.int/EB/index.html>

共同実施認定パネル第30回会合：共同実施認定パネルは独立機関の認定に関係する問題を検討するため会合する。 日付：2013年8月22-23日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：<http://ji.unfccc.int/index.html>

CDM理事会第75回会合：CDM理事会は、第75回会合を開催し、CDMの運用に関する問題を議論する。 日付：2013年9月23-27日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：<http://cdm.unfccc.int/EB/index.html>

IPCC第1作業部会会合及びIPCC-36：第5次評価報告書(AR5)の承認を行うIPCC第1作業部会のプレナリーは、2013年9月に開催される。続いて、IPCC-36が開催され、AR5に対するWGI報告書の承認を行う。 日付：2013年9月23-26日 場所：スウェーデン、ストックホルム 連絡先：IPCC事務局 電話：+41-22-730-8208 ファクシミリ：+41-22-730-8025 電子メール：IPCC-Sec@wmo.int www：http://www.ipcc.ch/scripts/_calendar_template.php?wg=8#.UYPBCBxBgrI

共同実施監督委員会第33回会合：共同実施監督委員会は第33回会合を開催、共同実施の運用関連問題を審議する。 日付：2013年10月3-4日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：<http://ji.unfccc.int/index.html>

CBD SBSTTA 17：この会議では、海洋及び沿岸部の生物多様性、生物多様性と気候変動、IPBESとの協力などの問題の議論が期待される。 日付：2013年10月14-18日 場所：カナダ、モントリオール 連絡先：CBD



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Conference - June 2013
<http://www.iisd.ca/climate/sb38/>



一般財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

事務局 電話:+1-514-288-2220 ファクシミリ:+1-514-288-6588 電子メール:secretariat@cbd.int www:
<http://www.cbd.int/doc/?meeting=SBSTTA-17>

IPCC-37: 気候変動に関する政府間パネルの第37回総会(IPCC 37)では、2つの方法論報告書が審議される:
「国別温室効果ガスインベントリプログラムの2006年版IPCCガイドラインに対する2013年補足報告書: 湿地」;
「京都議定書の下でのLULUCFによるGHG排出量及び除去量の推計に関するグッドプラクティスガイ
ダンス」。 日付: 2013年10月14-18日 場所: グルジア 連絡先: IPCC事務局 電話: +41-22-730-8208
ファクシミリ: +41-22-730-8025 電子メール: IPCC-Sec@wmo.int www:

http://www.ipcc.ch/scripts/_calendar_template.php?wg=8#.UYPBCBxBgrI

第3回国際海洋保護区会議: 第3回国際海洋保護区(MPAs)会議は、異なるイニシアティブによる協力推進行
動を定義し、気候変動、貧困削減、資源共有など世界的な課題に直面する新しい考え方の提案を目指す。 日
付: 2013年10月21-17日 場所: フランス、マルセーユ、コルシカ 連絡先: IUCN 電子メール: info@impac3.org
www: <http://www.impac3.org/en/>

モントリオール議定書第25回締約国会合: MOP 25は、危機的および必須の場合の使用という除外項目候
補など、多数の問題の審議を行う予定である。 日付: 2013年10月21-25日 場所: タイ、バンコク 連絡
先: オゾン事務局 電話: +254-20-762-3851 ファクシミリ: +254-20-762-4691 電子メール:
ozoneinfo@unep.org www: <http://ozone.unep.org>

CDM理事会第76回会合: クリーン開発メカニズム(CDM)理事会は、CDMの運用関連問題を審議する第76回
会合を開催する。EB76は、UNFCCC第19回締約国会議(COP 19)と合わせて開催される。 日付: 2013年11
月4-8日 場所: ポーランド、ワルシャワ 連絡先: UNFCCC事務局 電話: +49-228-815-1000 ファクシミ
リ: +49-228-815-1999 電子メール: secretariat@unfccc.int www: <http://cdm.unfccc.int/EB/index.html>

UNFCCC第19回締約国会議: COP 19、CMP 9、ADP 2-3、SBSTA 39、SBI 39はポーランドのワルシャワで開
催される。 日付: 2013年11月11-22日 場所: ポーランド、ワルシャワ 連絡先: UNFCCC事務局 電話:
+49-228-815-1000 ファクシミリ: +49-228-815-1999 電子メール: secretariat@unfccc.int www:
<http://www.unfccc.int>.

用語集

ADP	強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会
AILAC	独立中南米カリビアン諸国連合
ALBA	米州ボリバル同盟
AOSIS	小島嶼国連合
CAN	気候行動ネットワーク
CBDR	共通だが差異ある責任
CDM	クリーン開発メカニズム
CMP	京都議定書締約国会合
CO ₂	二酸化炭素
COP	締約国会議
CRF	共通報告様式
CTC	気候技術センター
CTCN	気候技術センター・ネットワーク
EIG	環境十全性グループ
FVA	多様な手法の枠組
GCF	緑の気候基金
GHGs	温室効果ガス
HFCs	ハイドロフルオロカーボン類
ICA	国際的な協議と分析
ICAO	国際民間航空機関
IMO	国際海事機関
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
LDCs	後発開発途上国
LMDC	有志途上国
LULUCF	土地利用・土地利用変化及び林業
MRV	測定・報告・検証
NAMAs	国別適切緩和行動
NAPs	国別適応計画

NDEs	国家認定組織
NMM	新市場メカニズム
NWP	影響、適応、脆弱性に関するナイロビ作業計画
REDD+	開発途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減 並びに森林保全、炭素貯留量の増加
SBI	実施に関する補助機関
SBSTA	科学上及び技術上の助言に関する補助機関
SICA	中米統合機構
TEC	技術執行委員会
UNFCCC	国連気候変動枠組条約

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Allan, Beate Antonich, Asheline Appleton, Rishikesh Ram Bhandary, Kati Kulovesi, Ph.D., Elena Kosolapova, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donor of the Bulletin is the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2013 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Wallonia, Québec, and the International Organization of La Francophonie/Institute for Sustainable Development of La Francophonie (IOF/IFDD). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA.